

令和7年 第130回定例会

# あわらし議会会議録

令和8年3月2日 開会

令和8年3月19日 閉会

あわらし議会

令和7年 第130回あわら市議会定例会 会議録目次

第 1 号 (3月2日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第1号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	5
議案第2号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	6
議案第3号から議案第8号までの一括上程	
・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	10
議案第9号及び議案第16号までの一括上程	
・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	13
議案第17号及び議案第26号までの一括上程	
・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	23
議案第27号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	25
議案第28号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	26
議案第29号及び議案第34号までの一括上程	
・提案理由説明・総括質疑・討論・採決	27
議案第35号及び議案第38号までの一括上程	
・提案理由説明・総括質疑・討論・採決	30
議案第39号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	32
議案第40号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	33
陳情第1号の上程・委員会付託	33
散会の宣言	33
署名議員	34

第 2 号 (3月4日)

議事日程	35
出席議員	36
欠席議員	36

地方自治法第121条により出席した者	36
事務局職員出席者	36
開議の宣告	37
会議録署名議員の指名	37
一般質問	37
島田俊哉君	37
一般質問	41
堀田あけみ君	41
一般質問	50
見澤勇三君	50
一般質問	59
家上雅之君	59
一般質問	67
青柳篤始君	67
一般質問	75
野沢裕希君	75
延会の宣言	89
署名議員	89

### 第 3 号 (3月5日)

議事日程	90
出席議員	91
欠席議員	91
地方自治法第121条により出席した者	91
事務局職員出席者	91
開議の宣告	92
会議録署名議員の指名	92
一般質問	92
北浦博憲君	92
一般質問	98
南良一君	98
一般質問	105
中垣内えり香君	105
一般質問	118
中嶋瑞希君	118
一般質問	130
関山耕人君	130
一般質問	145

三上寛了君 .....	145
散会の宣言 .....	154
署名議員 .....	155

#### 第 4 号 (3月19日)

議事日程 .....	156
出席議員 .....	158
欠席議員 .....	158
地方自治法第121条により出席した者 .....	158
事務局職員出席者 .....	158
開議の宣告 .....	159
会議録署名議員の指名 .....	159
議案第3号から議案第16号の委員長報告・総括質疑・討論・採決 .....	159
議案第17号から陳情第1号の委員長報告・総括質疑・討論・採決 .....	171
議案第41号の上程・総括質疑・討論・採決 .....	178
閉会中の継続調査の件 .....	179
議員派遣の件 .....	180
閉議の宣告 .....	180
市長閉会挨拶 .....	180
議長閉会挨拶 .....	181
閉会の宣告 .....	181
署名議員 .....	181

## 第130回あわらし議会定例会議事日程

第 1 日

令和8年3月2日（月）

午前9時30分開議

1 開会の宣告

1 市長招集あいさつ

1 開議の宣告

1 諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和7年度あわらし一般会計補正予算(第7号))

日程第 4 議案第 2号 令和7年度あわらし一般会計補正予算(第8号)

日程第 5 議案第 3号 令和7年度あわらし一般会計補正予算(第9号)

日程第 6 議案第 4号 令和7年度あわらし国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第 7 議案第 5号 令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第 8 議案第 6号 令和7年度あわらし公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 9 議案第 7号 令和7年度あわらし水道事業会計補正予算(第3号)

日程第10 議案第 8号 令和7年度あわらし公共下水道事業会計補正予算(第2号)

日程第11 議案第 9号 令和8年度あわらし一般会計予算

日程第12 議案第10号 令和8年度あわらし国民健康保険特別会計予算

日程第13 議案第11号 令和8年度あわらし後期高齢者医療特別会計予算

日程第14 議案第12号 令和8年度あわらし農業者労働災害共済特別会計予算

日程第15 議案第13号 令和8年度あわらし公共用地先行取得事業特別会計予算

日程第16 議案第14号 令和8年度あわらし水道事業会計予算

日程第17 議案第15号 令和8年度あわらし公共下水道事業会計予算

日程第18 議案第16号 令和8年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算

日程第19 議案第17号 あわらし行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議案第18号 あわらし一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(裏面に続く)

- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 あわら市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 あわら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 あわら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 あわら市食育推進会議条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 金津本陣にぎわい広場条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 あわら市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 あわら市小中学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 あわら市副市長の選任について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 あわら市教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 3 8 議案第 3 6 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 3 9 議案第 3 7 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 4 0 議案第 3 8 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 4 1 議案第 3 9 号 第 3 次あわら市総合振興計画基本構想の策定について
- 日程第 4 2 議案第 4 0 号 あわら市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 4 3 陳情第 1 号 「地域医療・介護を崩壊させないために機敏な診療・介護報酬改定を求める意見書」の採択を求める陳情書

(散 会)

出席議員（16名）

1番	中嶋	瑞希	2番	関山	耕人
3番	中垣内	えり香	4番	野沢	裕希
5番	家上	雅之	6番	南	良一
7番	見澤	勇三	8番	三上	寛了
9番	青柳	篤始	10番	島田	俊哉
11番	北浦	博憲	12番	堀田	あけみ
13番	室谷	陽一郎	14番	笹原	幸信
15番	北島	登	16番	卯目	ひろみ

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	岡田晃昌
創造戦略部長	渡邊清宏	市民生活部長	江川嘉康
健康福祉部長	中道佐和子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	大味雅彦	土木部理事	松井義弘
教育部長	山下綱章	会計管理者	早見孝枝
監査委員事務局長	常廣由美	芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一

---

事務局職員出席者

事務局長	東俊行	事務局長補佐	吉田さゆり
主査	鍛川昂志		

---

◎議長開会宣告

○議長（室谷陽一郎君） ただいまから、第130回あわら市議会定例会を開会いたします。

（午前9時30分）

---

◎市長招集挨拶

○議長（室谷陽一郎君） 開会に当たり、市長からの招集のご挨拶がございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 本日ここに、第130回あわら市議会定例会が開会されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、何かとご多忙中にも関わらず本定例会にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、私事で恐縮ですが、所信の一端を述べさせていただきます。

先般の市長選挙におきましては、多くの市民の皆さま並びに議員各位から温かいご支援を賜り、引き続き2期目の市政を担わせていただくこととなりました。心より御礼申し上げます。

今回の選挙を通じ、私は「あわら市をもっともっと住みよい、活気にあふれるまち」にしたいという思いを、これまで以上に強くいたしました。

市政運営にあたっては、「つながる あわら」の理念のもと、市民の声、現場の声を大切にし、風通しがよく、公平で公正、そして開かれた市政を、これまでと変わることなく貫いてまいります。

これまで積み重ねてきた成果を礎として、あわら市のさらなる発展に向け、着実に歩みを進めてまいります。

引き続き、市民の皆さま並びに議員各位のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

それでは、市政に関する取組状況について、ご報告申し上げます。

観光経済新聞につぼんの温泉100選で、あわら温泉が全国7位に選定され、初のトップ10入りを果たしました。北陸新幹線延伸などの追い風の下、地域一体となった磨き上げの成果が評価されたものと受け止めております。

この評価に甘んじることなく、更なる魅力向上に努めてまいります。

また、この賑わいをしっかりと市内全域の活性化へと波及させるため、各種施策を着実に推進してまいります。

さて、今定例会に提出いたします議案は、令和7年度補正予算や令和8年度当初予算のほか、条例の制定に関するものなど、40議案となっています。

各議案の内容につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。招集のご

挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

---

◎開議の宣告

○議長（室谷陽一郎君） 本日の出席議員数は、16名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（室谷陽一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎諸般の報告

○議長（室谷陽一郎君） 諸般の報告を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 事務局長。

○事務局長（東 俊行君） 諸般の報告をいたします。

本定例会に市長より提出されました付議事件は、議案40件でございます。

次に、本定例会の説明出席者は、市長以下14名であります。以上でございます。

○議長（室谷陽一郎君） 次に、一部事務組合議会等の報告につきましては、お手元に配布の報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（室谷陽一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番、青柳篤始君、10番、島田俊哉君の両名を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（室谷陽一郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より3月19日までの18日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりであります。

---

◎議案第1号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

○議長（室谷陽一郎君） 日程第3、議案第1号専決処分の承認を得ることについて令和

7年度あわら市一般会計補正予算第7号を議題とします。

○議長（室谷陽一郎君） 報告に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました、議案第1号、専決処分の承認について、ご説明いたします。

本案は、2月8日に執行されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費として、歳入歳出にそれぞれ1,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ183億3,014万9千円とし、1月19日付けで専決処分を行ったものであります。以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する質疑を許可します。

○議長（室谷陽一郎君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） ただいま議題となっています議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 異議なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより討論、採決に入ります。

○議長（室谷陽一郎君） 議案第1号、専決処分の承認を求めることについて令和7年度あわら市一般会計補正予算第7号について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第1号を採決します。

○議長（室谷陽一郎君） 本案は、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎議案第2号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

○議長（室谷陽一郎君） 日程第4、議案第2号、令和7年度あわら市一般会計補正予算（第8号）、を議題とします。

○議長（室谷陽一郎君） 報告に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました、議案第2号「令和7年度あわら市一般会計補正予算（第8号）」の提案理由を申し上げます。

本案は、国の補正予算の成立を受け、物価高騰に対する市民への支援として実施する「あわら暮らし応援商品券」の発行に要する経費として、歳入歳出にそれぞれ2億5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ185億8,014万9千円とするものであります。

当該補正予算につきましては、家計を圧迫する物価高対策として市民の皆様にも一日でも早く商品券をお配りいたしたいたため、初日での議決を賜りたく存じます。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する質疑を許可します。

○議長（室谷陽一郎君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 4番、野沢 裕希君。

○4番（野沢 裕希君） こちらの応援商品券の発行事業について質問させていただきます。物価高騰に対してかなりひっ拍した状態にあると認識しております。こちらの事業では、事務費が2400万円とかなり高額になっております。例えばですが、水道の基本料金の軽減などをしたら事務経費の方はかからないのではないかと思います。

また、商店街も苦しい状況にあると認識しております。PayPayなどのデジタルポイントを使い、事務費の一部を還元するにすれば、あわら市だけでなく、坂井市の人たちも商店に来て、経済効果が上がるのではないかと考えます。以上について答弁よろしくお願いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 予算決算常任委員会でこの件につきまして審議いたしますので、再度そのときに答弁等、質疑等お願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

○4番（野沢 裕希君） はい。

○議長（室谷陽一郎君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） ただいま議題となっております議案第2号につきましては、お手元に配布の議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託します。議案審査のため暫時休憩といたします。

（午前9時45分）

---

（午前11時19分）

○議長（室谷陽一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第2号の議事を続けます。

○議長（室谷陽一郎君） 議案第2号令和7年度あわら市一般会計補正予算（第8号）については、予算決算常任委員会に付託し、審査願っておりますので、予算決算常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田 あけみ君。

○12番（堀田 あけみ君） 予算決算常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果をご報告申し上げます。当委員会に付託されました議案第2号令和7年度あわら市一般会計補正予算（第8号）について、本日、本委員会を開催し、審査を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。審査の過程での主な質疑を申し上げます。

物価高騰対策「あわら暮らし応援商品券」発行事業について、委員からは、上下水道料金の基本料金を減免することや、電子決済サービスを活用したデジタルポイント還元といった方法は検討しなかったかとの質疑がありました。これに対し、理事者からは、それらの方法も検討したものの、システム改修経費や事務経費を考慮した結果、商品券を配布することを選択したとの答弁がありました。

また、他の委員からは、国の交付金と合わせて、一般財源1,000万円を計上しているのはなぜかとの質疑がありました。これに対し、理事者からは、商品券に未使用分が生じた場合、国の交付金に不用額が生じ、交付金を返還しなければならない。そのため、交付金を返還しなくてよいように、事業費の一部を一般財源としているとの答弁がありました。

○議長（室谷陽一郎君） 予算決算常任委員会の報告に対する質疑を許可します。

○議長（室谷陽一郎君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） これより討論、採決に入ります。

○議長（室谷陽一郎君） 議案第2号、専決処分の承認を求めることについて令和7年度あわら市一般会計補正予算第8号について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 4番、野沢 裕希君。

○4番（野沢 裕希君） ただいま上程されました第2号議案に対し、反対の立場から討論を行います。当局は、物価高騰に苦しむ市民への直接的な支援策である上下水道基本料金の引き下げについて、システムの再構築が必要であり、多額の費用と時間がかかるとの理由で消極的な姿勢を示しています。

しかし、この説明はあまりにも不透明であり、市民の苦境に寄り添う姿勢を欠いていると言わざるを得ません。理由を述べさせていただきます。第1にシステムの改修経費という言葉の定義が極めて曖昧です。通常料金システムの改修は、パラメータ

の変更で対応可能な設計であるべきではないでしょうか。

もし、基本料金の減額という軽微な変更で再構築レベルの巨額費用がかかるというのであれば、それは現行システムの選定や契約のあり方そのものに欠陥があるのではないかと考えます。

第2に他の自治体の動向との乖離です。全国の、あるいは近隣の市町を見れば、既存のシステムの枠組みの中で、基本料金の数ヶ月免除や一律減額を迅速に実施している事例は多々あります。他市で可能なことが、なぜ本市ではシステムを盾にできないのでしょうか。

これは技術的な問題ではなく、市民を救済しようとする政治的意志の欠如ではないでしょうか。第3に、本案における事務経費の不適切さです。マイナンバーカードや国の給付支援システムあるいは今ある一般的なギフトカードの活用など、現代には事務経費を抑えて迅速に市民に還元する手法がいくつも存在いたします。

高額なシステム改修費を理由に政策を停滞させるのではなく、いかに低コストで1円でも多く、1日でも早く市民の懐に届けるかを模索するのが行政の責務です。どれだけたくさんのかを考へて比べた結果、これになつたというものが示されていない限り私はこの今の提案に対して反対をいたします。

当局に対し、抽象的なシステムという言葉に逃げることなく、具体的なコストの精査と、真に市民に資する柔軟な還元策の再考を強く求め、私の反対討論といたします。

○議長（室谷陽一郎君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

○議長（室谷陽一郎君） 10番、島田 俊哉君。

○10番（島田 俊哉君） 補正予算案第8号物価高騰対策の「あわら暮らし応援商品券」発行事業について賛成の立場から討論を申し上げたいと存じます。現在エネルギー価格や食料品価格を始めとする物価高騰は市民生活に広くそして継続的な影響を与えております。

とりわけ日々の暮らしに直結する支出が増加している現状において、市民1人1人に直接支援が届くこの事業は極めて意義ある政策であると評価します。また、本事業は国の交付金を活用し、全世代に行き渡る形で実施される点におきましても、公平性の観点から理解できる内容であります。市民生活の下支えと地域経済の循環を同時に図ろうとする本事業の趣旨は時期を得た対応であり、私はこれを支持したいと思ひます。その上で一点だけ申し添えさせていただきます。

近年社会全体におきまして、キャッシュレス化が急速に進展し、若い世代のみならず決済手段のデジタル化が定着をしております。また今回の国の交付金を活用した他自治体の同様の施策を見ても、デジタル方式を採用している事例が多く見られます。

今後、今回と同様な施策を制度設計することがございましたら、紙による商品券方式に加え、デジタル方式の可能性や、また、紙とデジタル、両者を併用するハイブ

リッド方式についても検討されることが、本市の行政 DX の推進という観点からも、意義があるのではないかというふうに考えます。この事業が今回だけの給付政策にとどまらず、将来の効果的かつ効率的な制度設計へと発展していく契機となることを期待するものであります。

物価高騰という困難な状況の中で、市民生活を守るための今回の取り組みを前向きに評価し、本議案に賛成することを表明し、私の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（室谷陽一郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） これで討論を終わります。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第 2 号を採決します。

○議長（室谷陽一郎君） 本案は、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成多数です。

したがって、議案第 2 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第 3 号から議案第 8 号までの一括上程

##### ・提案理由説明・質疑・委員会付託

○議長（室谷陽一郎君） 日程第 5、議案第 3 号、令和 7 年度あわら市一般会計補正予算（第 9 号）、日程第 6、議案第 4 号、令和 7 年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 7、議案第 5 号、令和 7 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 8 議案第 6 号、令和 7 年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 9、議案第 7 号、令和 7 年度あわら市水道事業会計補正予算（第 3 号）、日程第 10、議案第 8 号、令和 7 年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）以上議案 6 件を一括議題といたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました、議案第 3 号「令和 7 年度あわら市一般会計補正予算（第 9 号）」から、議案第 8 号「令和 7 年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）」までの 6 議案について提案理由を申し上げます。

議案第 3 号「令和 7 年度あわら市一般会計 補正予算（第 9 号）」につきましては、歳入歳出にそれぞれ 20 億 702 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 206 億 5,037 万 9 千円とするものであります。

今回の補正につきましては、年度末補正でありますので、歳入歳出各項目におい

て事業費の確定や精算等に伴う増減を計上するほか、国の第1号補正予算に伴う事業に要する経費や、ふるさと納税の見込額の減に伴う返礼品代などの補正を計上しております。

それでは補正の内容について、歳出の主なものをご説明いたします。総務費では、企画費でふるさと納税の返礼品や業務委託料などで合計6,783万円、定額減税調整給付費で定額減税調整給付金2,714万円などを減額いたしております。

民生費では、こども園費で私立認定こども園施設型給付金3,200万円、生活保護扶助費で最高裁判所の判決に基づく生活保護費の追加支給1,920万円などを計上する一方、児童措置費で児童手当支給費2,600万円などを減額いたしております。衛生費では、塵芥処理費で指定ごみ袋作成委託料160万円などを減額いたしております。農林水産業費では、農地費で国の補正予算に伴い、経営体育成基盤整備事業負担金1,760万5千円などを計上する一方、農業振興費で未来に繋ぐふくいの農業応援事業補助金3,834万4千円などを減額いたしております。商工費では、商工振興費でなりわい再建上乘せ支援金836万5千円などを減額しております。

土木費では、道路橋りょう新設改良費で国の補正予算などに伴い、道路改良工事2,170万3千円を計上する一方、都市計画総務費で公園リニューアル工事1,482万4千円などを減額いたしております。消防費では、災害対策費で国の補正予算に伴い、避難所用備品の整備費1,600万円などを計上いたしております。教育費では、国の補正予算に伴い、小学校費の学校管理費で照明LED化工事6,000万5千円、中学校費の学校管理費で同じく6,597万8千円を計上する一方、海外派遣費で国際交流派遣事業委託料720万円などを減額いたしております。公債費では、利率見直しに伴い、地方債償還に係る元金と利子合計922万5千円を増額いたしております。諸支出金では、財政調整基金費で、決算余剰金分を含め5億7,148万円、ふるさとあわらサポート基金費で、ふるさと納税寄附金分を含め16億4,535万8千円などを計上いたしております。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。地方交付税5億3,043万5千円、寄附金16億4,249万円、繰越金9億7,453万9千円、市債3,260万円などを計上する一方、県支出金9,446万7千円、国庫支出金1億3,077万円、繰入金9億1,129万円などを減額いたしております。

次に繰越明許費ではありますが、総務費で生活支援商品券発行事業2億5,000万円、民生費で生活保護給付事業2,039万9千円、農林水産業費で経営体育成基盤整備事業負担金6,001万5千円、土木費で社会資本整備総合交付金事業舗装改良事業5,000万円、消防費で防災資機材等整備事業2,160万円、教育費で小学校の公共施設LED化事業6,000万5千円、同じく中学校の公共施設LED化事業6,597万8千円など25事業について、それぞれ翌年度に繰り越して使用できる経費として定めております。

最後に地方債の補正ではありますが、中学校の公共施設LED化事業4,390万円の追加、経営体育成基盤整備事業負担金など18件の変更のほか、負担金が発生し

なくなったことに伴い県営河川改良事業負担金200万円の廃止を行っております。  
議案第4号「令和7年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出をそれぞれ1億6,178万6千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億5,939万2千円とするものであります。

歳出につきましては、諸支出金で保険給付費等交付金償還金986万7千円などを計上する一方、保険給付費で一般被保険者療養給付費1億4,000万円などを減額いたしております。

歳入といたしましては、繰越金で3,125万2千円、諸収入で療養給付費等返還金168万4千円などを計上する一方、県支出金で保険給付費等交付金1億8,050万円、繰入金で一般会計繰入金306万9千円、国民健康保険基金繰入金2,000万円などを減額いたしております。

議案第5号「令和7年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出にそれぞれ1,570万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億550万6千円とするものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金で1,410万5千円などを増額しており、歳入といたしましては、後期高齢者医療保険料で1,950万円などを増額する一方、一般会計繰入金で539万5千円を減額いたしております。

議案第6号「令和7年度あわら市公共用地 先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出をそれぞれ1,557万9千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,142万1千円とするものであります。

歳入といたしましては、国庫支出金で353万5千円、一般会計繰入金で1,234万4千円を減額する一方で、市債で30万円を増額いたしております。

また、繰越明許費として、8,230万7千円を翌年度に繰り越して使用できる経費として定めております。

議案第7号「令和7年度あわら市水道事業会計補正予算（第3号）」につきましては、収益的支出として、営業費用で減価償却費279万9千円などを減額する一方、国の第1号補正予算に伴う事業として実施するウォーターPPPの導入可能性調査業務委託料2,000万円などを計上し、補正後の予定額を7億7,436万9千円とするものであります。

また、資本的支出では稲荷山配水場更新事業の遅延に伴い建設改良費で、3億8,191万円を減額しております。

議案第8号「令和7年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、収益的支出として、減価償却費752万9千円などを減額する一方で、水道事業会計と合わせ、導入可能性調査業務委託料2,000万円などを計上し、補正後の予定額を11億8,972万7千円とするものであります。

また、資本的収入では、流域下水道事業債3,010万円を減額いたしております。

資本的支出では、国の補正予算に伴い、汚水中継ポンプ場の改築詳細設計を含む委託

料として6,200万円などを計上し、補正後の予定額を9億9,935万3千円とするものであります。

以上が補正予算の概要であります。

これら6議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） ただいま議題となっております議案第3号から議案第8号までの6議案につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託します。

---

◎議案第9号から議案第16号までの一括上程

・提案理由説明・質疑・委員会付託

○議長（室谷陽一郎君） 日程第11、議案第9号、令和8年度あわら市一般会計予算、日程第12、議案第10号、令和8年度あわら市国民健康保険特別会計予算、日程第13、議案第11号、令和8年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算、日程第14、議案第12号、令和8年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算、日程第15、議案第13号、令和8年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計予算、日程第16、議案第14号、令和8年度あわら市水道事業会計予算、日程第17、議案第15号 令和8年度あわら市公共下水道事業会計予算、日程第18、議案第16号 令和8年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算、以上の議案8件を一括議題とします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました、議案第9号「令和8年度あわら市一般会計予算」から議案第16号「令和8年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算」までの8会計の予算につきまして、予算編成の基本方針を申し上げます。

全国的に人件費の上昇や物価の高騰が進むなか、JR 芦原温泉駅周辺整備事業をはじめとする大型事業に係る市債の償還開始により、引き続き公債費の増加が見込まれており、経常経費は確実に増加してきております。

こうした厳しい状況ではありますが、令和7年度以前からの継続的な事業の着実な進捗を図り、人口減少や物価高騰などの社会情勢に対応するとともに、多様な地域課題への的確な取り組みや持続的な行政サービスの提供を行う必要があります。

今後も子どもから高齢者までが住み続けたくなる、移住先・定住先に選ばれるようなまちを目指し、子どもの遊び場整備事業やJR 芦原温泉駅前の民間事業者の誘致をはじめとした子ども・若者世代への各施策に継続的に取り組むほか、「次世代につなぐタウンミーティング」などを通じ多様な意見を幅広く取り入れるとともに、移住体験ツアーの充実などを着実に進めてまいります。

また、指定避難所でもある本荘小学校の大規模改修を進め防災力の強化を図るとともに、公共施設のLED化を加速させ、脱炭素及び持続可能な社会の実現に取り組むほか、犯罪被害者等支援見舞金を創設するなど、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

さらには、新幹線開業効果のチャンスを未来につなぐため、「あわら市観光まちづくりビジョン」に伴うあわら温泉街の整備を推進するとともに、竹田川周遊エリアの整備、ワールドマスターズゲームズに向けた整備に着実に取り組むことで、持続的な地域価値の向上を図り、来訪者の感動を市民の誇りに変えるまちづくりを目指します。

1月25日に市長選挙がありました都合上、令和8年度の当初予算につきましては「骨格予算」を基本として編成いたしておりますが、どの課題も足踏みが許されない喫緊のものばかりですので、各課題の解決に必要な事業を可能な限り当初予算にて計上しております。

本市の財政運営は引き続き厳しい状況ではありますが、今後も、市議会の皆様としっかりとした議論を交しながら、市勢発展に全力で努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各会計予算の内容につきましては、副市長から説明しますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○副市長（前川 嘉宏君） それでは、私から議案第9号「令和8年度あわら市一般会計予算」及び議案第10号から第16号までの各特別会計等予算について、その概要を申し上げます。

まず、議案第9号「令和8年度あわら市一般会計予算」について申し上げます。本案は、歳入歳出それぞれ198億3,000万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして24億円、13.8%の増となっております。

この額は、当初予算の規模としては過去最高額となっております。この要因としては、ふるさと納税寄附金の予算計上時期の見直しにより予算規模が17億円増加したことや、人件費の上昇や物価の高騰のほか、子どもの遊び場整備事業や本荘小学校大規模改修事業の本格化などによるものです。

それではまず、歳入の主なものについて申し上げます。

第1款市税は、総額46億3,092万2千円で、前年度と比較して2億2,569万6千円、5.1%の増となっております。これは、賃金や物価の上昇に伴い、個人市民税の増収が見込まれるほか、令和7年度当初予算では未確定であった北陸新幹線に係る固定資産税額の税収を予算計上したことなどによるものです。

第2款の地方譲与税から第10款の地方特例交付金までは、前年度における調定の状況や県の見込額等を勘案し、合計で11億3,240万円を計上しており、前年度比で11.2%の増となっております。

これは、物価の高騰により地方消費税交付金の増が見込まれることなどによるものです。

第11款地方交付税は、36億円を計上しており、前年度同額となっております。令和7年度に実施した国勢調査により、市の人口は減少となっているものの、国の当初予算における出口ベースの地方交付税額は増額となっていることから、前年度同額として見込ん

でおります。

第13款分担金及び負担金は、こども園料、放課後児童健全育成事業負担金などで、前年度比27.1%の減となる9,352万1千円を計上いたしております。

減額の要因としては、小学生の給食費負担金の全額無償化などによるものです。

第14款使用料及び手数料は、市営住宅使用料、市営駐車場使用料、一般廃棄物処理手数料、窓口証明手数料などで、前年度比0.3%の減となる1億7,706万8千円を計上いたしております。

減額の要因としては、市内体育施設の指定管理の開始に伴い、当該体育施設の使用料については、指定管理者が直接収納することなどによるものです。

第15款国庫支出金は、26億6,452万2千円を計上しており、前年度比14.5%の増となっております。

増額の要因としては、子どもの遊び場整備事業や本荘小学校大規模改修事業の本格化などに伴う国庫補助金の増などによるものです。

第16款県支出金は、16億5,091万4千円を計上しており、前年度比8.2%の増となっております。

これは、子どもの遊び場整備事業に伴う県補助金のほか、国の施策である小学生の給食費無償化に係る交付金が県補助金として納入されることなどによるものです。

第19款繰入金は、28億1,735万7千円を計上しており、前年度比8.6%の増となっております。

これは、前年度に比べ、財政調整基金繰入金は1億4,000万円減の12億3,000万円としている一方で、ふるさと納税が好調であるため、ふるさとあわらサポート基金繰入金を3億4,340万円増の13億9,840万円計上したことなどによるものです。

第21款諸収入は、3億8,457万3千円で、前年度比31.7%の減となっております。北陸新幹線整備関連事業補償金やシステム標準化に係る支援補助金の減額が主な要因であります。

第22款市債は、前年度比10.8%減の9億4,860万円を計上いたしております。主な内容は、民生債3億6,870万円、土木債1億9,830万円、教育債3億2,470万円などであります。

次に、歳出につきましては、まず、性質別の状況を申し上げます。

人件費等の義務的経費は、82億6,659万8千円で、前年度比2.5%の増、構成比は41.7%となっております。

また、義務的経費以外のその他の経費は、115億6,340万2千円で、前年度比23.5%の増、構成比は58.3%であります。

増減の主な内容を申し上げますと、人件費では、人事院勧告や会計年度任用職員数の増などの影響により1億542万円の増。扶助費では、障害者自立支援給付事業や私立認定こども園施設型給付金などの増額により2,744万7千円の増。

物件費では、物価高騰の影響などにより1億6,073万9千円の増。

補助費等では、ふるさと納税に係る返礼品などの増額や、金津本陣にぎわい広場跡地への民間提案事業設備投資補助金の新設などにより9,347万4千円の増。

普通建設事業費では、子どもの遊び場整備事業や本荘小学校大規模改修事業の本格化などにより2億3,680万円の増となっております。

次に、目的別の概要を申し上げます。

第1款議会費は1億4,953万6千円で、前年度とほぼ同額となっております。

第2款総務費は28億8,580万4千円で、前年度と比較して3億3,377万5千円、10.4%の減となっております。

総務費の主な内容といたしましては、第1項総務管理費で、ふるさと納税に係る返礼品として5億7,120万円、ふるさと納税返礼品開発等支援補助金1億円、第7項諸費で、はぴライン福井経営安定基金負担金5,000万円などをそれぞれ計上いたしております。

第3款民生費は64億8,611万円で、前年度と比較して9億9,095万1千円、18.0%の増となり、各種扶助費の増のほか、子どもの遊び場整備事業が本格化したことが主な要因となります。

民生費の主な内容といたしましては、第1項社会福祉費で、国民健康保険特別会計繰出金1億7,720万4千円、障害者自立支援関係給付費8億2,339万6千円、介護保険費等に係る坂井地区広域連合負担金4億6,700万5千円、療養給付費等に係る後期高齢者医療広域連合負担金4億308万7千円、第2項児童福祉費で、子どもの遊び場整備工事8億7,180万円のほか、子ども医療費助成費1億200万円、児童手当支給費4億5,800万円、認定こども園施設型給付金10億7,000万円、第3項生活保護費で、生活保護扶助費2億2,930万円などを計上いたしております。

第4款衛生費は8億7,788万8千円で、前年度と比較して2,789万8千円、3.1%の減となっております。

衛生費の主な内容といたしましては、第1項保健衛生費で、予防接種委託料7,420万円、環境衛生費及び葬祭費に係る坂井地区広域連合負担金6,270万7千円、水道事業会計への負担金及び補助金8,328万8千円、第2項清掃費で、一般廃棄物収集委託料9,214万2千円、資源ゴミ収集委託料4,702万9千円、

清掃センター費等に係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金2億9,983万6千円などを計上いたしております。

第5款労働費は3,177万8千円で前年度とほぼ同額となっております。

第6款農林水産業費は8億6,613万4千円で、前年度と比較して1,940万6千円、2.3%の増となっております。

農林水産業費の主な内容といたしましては、第1項農業費で、未来に繋ぐふくいの農業応援事業補助金7,133万4千円、夢あるふくいの園芸タウン拡大事業補助金4,137万4千円湛水防除事業負担金3,783万6千円、多面的機能支払交付金事業補助金2億3,847万円などを計上いたしております。

第7款商工費は7億6,640万2千円で、前年度と比較して6,811万4千円、9.8%の増となっております。

商工費の主な内容といたしましては、民間提案事業設備投資補助金1億5,000万円、中小企業振興資金預託金1億円などのほか、観光まちづくり推進事業委託料3,200万円などを計上いたしております。

第8款土木費は14億5,458万6千円で、前年度と比較して1億8,469万7千円、11.3%の減となっております。

土木費の主な内容といたしましては、第2項道路橋りょう費で、道路台帳整備業務

委託料7,300万円、道路改良工事1億8,555万7千円、第4項都市計画費で、竹田川周遊エリア整備事業5,720万円のほか、公共下水道事業会計への負担金及び補助金3億8,115万5千円、第5項住宅費で、空き家取得支援補助金1,420万円などを計上いたしております。

第9款消防費は6億5,929万7千円で、前年度と比較して1,880万2千円、2.9%の増となっており、嶺北消防組合負担金の増などが要因であります。

第10款教育費は21億3,847万8千円で、前年度と比較して7,751万3千円、3.8%の増となっております。

教育費の主な内容といたしましては、第2項小学校費で、本荘小学校大規模改修事業として施設長寿命化工事2億2,000万円、スクールバス運行業務及び運転業務委託料5,806万9千円、第3項中学校費で、スクールバス運行業務及び運転業務委託料5,798万2千円、第4項社会教育費で、各公民館の照明LED化工事1,500万円金津創作の森の管理・運営に係る委託及び補助として1億1,974万円、第5項保健体育費で、学校給食原材料費1億3,000万円などを計上いたしております。

第11款災害復旧費は130万円で、前年度と同額を計上いたしております。

第12款公債費は17億7,613万9千円で、前年度と比較して6,692万5千円、3.9%の増となっております。

内容といたしましては、市債の償還元金16億8,484万2千円、償還利子9,129万7千円を計上いたしております。

第13款諸支出金は17億2,654万8千円で、前年度と比較して17億425万7千円の増となっております。

この要因としましては、ふるさと納税の寄附見込額を、令和7年度当初予算までは窓口計上の1千円で予算化しており、3月補正で最終的な寄附見込額を予算化しておりましたが、令和8年度当初予算からは見込額を当初予算で計上するように予算の計上時期を変更したことに伴うものです。

主な内容といたしましては、ふるさとあわらサポート基金積立金17億円のほか森林環境譲与税基金の積立金2,200万円などを計上いたしております。

第14款予備費1,000万円は、前年度と同額を計上いたしております。

次に、特別会計等について申し上げます。

まず、議案第10号「令和8年度あわら市国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ27億8,620万円で、前年度と比較して1億3,150万円、4.5%の減となっております。

主な内容であります。歳入におきましては、国民健康保険税4億3,242万円1千円、県支出金21億4,361万1千円、一般会計繰入金1億7,720万4千円などを計上いたしております。

なお、一般会計繰入金の内訳としては、低所得者等の保険税軽減分で7,183万4千円、保険者支援分で4,423万3千円のほか、職員給与費などで6,113万7千円となっております。

また、歳出におきましては、保険給付費21億209万4千円国民健康保険事業費納付金5億8,959万4千円などを計上いたしております。

議案第11号「令和8年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算」について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億9,400万円で、前年度と比較して1億420万円、21.3%の増となっております。

主な内容であります。歳入におきましては、後期高齢者医療保険料4億9,070万円一般会計繰入金1億112万5千円などを計上いたしております。

なお、一般会計繰入金の内訳は、低所得者等の保険料軽減分として9,206万9千円、事務費分として905万6千円となっております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金5億8,277万9千円などを計上いたしております。

議案第12号「令和8年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算」について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ500万円で、前年度と同額となっております。

主な内容であります。歳入においては、共済掛金120万円、基金繰入金369万3千円などを計上いたしております。

歳出では、一般管理費99万6千円、共済給付金150万円などを計上いたしております。

議案第13号「令和8年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計予算」について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億5,490万円で、前年度と比較して8,790万円、15.5%の増となっております。

主な内容であります。歳入においては、国庫支出金3億5,657万4千円、市債2億8,290万円などを計上いたしております。

また、歳出では、公有財産購入費7,315万1千円物件移転補償料3億682万7千円、公債費2億4,184万5千円などを計上いたしております。

議案第14号「令和8年度あわら市水道事業会計予算」について申し上げます。

まず、「収益的収入及び支出」の「収入」につきましては、前年度と比較して1.5%の減となる7億7,578万9千円を計上いたしております。

また、「支出」につきましては、4.3%の減となる7億394万1千円を計上いたしております。

県水受水費3億7,805万2千円、固定資産減価償却費1億4,422万円などが主な内容であります。

次に、「資本的収入及び支出」の「収入」につきましては、前年度と比較して31.7%の増となる7億7,334万1千円を計上いたしております。

「支出」におきましては、28.4%の増となる9億490万9千円を計上いたしております。

稲荷山配水場の整備工事の本格化に伴い、収入・支出ともに大幅な増となっております。配水管布設及び配水場工事5億3,587万1千円のほか、企業債元金償還金9,236万9千円などが主な内容であります。

なお、「収益的収入」の営業外収益で、高料金対策に係る一般会計補助金7,430万円を計上いたしております。

議案第15号「令和8年度あわら市公共下水道事業会計予算」について申し上げます。

「収益的収入及び支出」の「収入」につきましては、前年度と比較して1.6%の増となる12億84万2千円を計上いたしております。

「支出」におきましては、0.7%の増となる11億7,715万2千円を計上いたしております。

九頭竜川流域下水道維持管理負担金2億7,000万円、固定資産減価償却費6億6,539万1千円などが主な内容であります。

次に、「資本的収入及び支出」の「収入」につきましては、前年度と比較して12.6%の減となる5億3,834万9千円を計上いたしております。

「支出」につきましては、7.1%の減となる9億6,023万6千円を計上いたしております。

管渠建設費として社会資本整備総合交付金事業分8,999万7千円のほか、九頭竜川流域下水道事業建設負担金8,097万5千円、企業債元金償還金6億9,302万7千円などが主な内容であります。

なお、高資本対策に係る一般会計補助として「収益的収入」の営業外収益で5,750万円を計上いたしております。

議案第16号「令和8年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算」について申し上げます。

「収益的収入及び支出」の「収入」につきましては、前年度と比較して3.1%の減となる1億9,306万6千円を計上いたしております。

「支出」におきましては、1.3%の増となる1億8,737万4千円を計上いたしております。

県水受水費6,409万円、固定資産減価償却費4,610万7千円などが主な内容であります。

次に、「資本的収入及び支出」の「収入」につきましては、前年度と比較して275.8%の増となる550万5千円を計上いたしております。

これは、落雷に伴う施設罹災共済金407万円を予算計上したことによるものです。

「支出」におきましては、11.2%の減となる5,422万2千円を計上いたしております。

電力電源自動切替設備取替420万円、老朽管更新1,700万円などが主な内容であります。

以上、あわら市各会計及び芦原温泉上水道財産区水道事業会計に係る令和8年度当初予算の概要を申し上げます。

十分なるご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。

○議長（室谷陽一郎君） 今回、通告がありましたので、通告順に従い、6番南良一君の質疑を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 6番、南良一君。

○6番（南良一君） 南ですよろしく申し上げます。

まずは森市長の2期目の当選、歓迎いたします。よろしく申し上げます。今副市

長が説明されたことを逐一全て読んで理解すればよろしいのですが、なにぶんまだ未熟なもので、以下の3点について、森市長の見解を伺いたいと思います。実は福井新聞にも国会予算がばばっと出ておりまして、森市長の文面は、生活満足度向上を目指すというふうに記載されております。それで、このような総括質疑っていうのはめったにないということをお先輩議員から聞きまして恐ろしいことだなと思っているのですが、時間がなく、言葉足らずの質問ではございますが、回答をよろしく願います。それでは3点について、質問させていただきます。

まず、令和8年度当初予算は森市政2期目の本格的なスタートとなるとともに、新幹線開業後の新たな財政局面に対応する極めて重要な予算編成であると認識しております。

そこで、市民並びに我々新人議員にもわかりやすく市長の政治姿勢をどのように予算に込めたか、その思いが伝わるよう、以下の3点について、一括してお答えください。よろしく願います。1つ目、「つながるあわら」、夢を語る重点事業についてまず1点目として、「つながるあわら」を掲げ、市民に夢や希望を与える観点から、令和8年度当初予算において、市長が特にこれに力を入れた市政2期目をこれが象徴するのだと位置づけている重点事業は何か。その狙いと繋がり、「つながるあわら」の観点とともに、お示してください。また、それらの事業が市民生活や地域の将来像とどのように繋がっていくのかも含め、市長のお考えを伺います。これが1点目です。2点目市民のインフラを持続的に支えていく予算の優先順位についてお答えください。私は夢、夢がある事業とともに、このインフラの整備というのはとてもとてもとても大事だと思っております。人口減少や人手不足、物価高騰など厳しい環境下において、その対策でお金がかかることがあっても、市民の暮らしを下支えする生活インフラを将来にわたって維持していくことは、自治体の最も重要な責務での一つであると考えます。令和8年度予算編成において、市長が特に重視した生活インフラ分野と、それらの優先順位についてお聞かせ願いたいと思います。3点目、新幹線開通に伴う周辺整備にかかった負債の返済が始まると聞いております。財政の持続可能なために、本予算で苦慮した点、これからの持続可能な点を配慮し、苦労した点についてお答えください。令和8年度の当初予算編成に当たり、将来の世代に過度な負担を残さないため、どのような工夫や選択、あるいは見直しを行ったのか。市長のお考えをお示ください。以上3点について、市民の皆様、そして我々新人議員の今後の市政を財政面からどのように理解していくか。その手がかりにしたいとも思っていますので、ご答弁をよろしく願います。以上です。

○議長（室谷陽一郎君） 市長 森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 南議員のご質問にお答えをいたします。

私は市と市民、人と人、地域と地域が繋がることで、あわら市がもっと住みよい活気あふれるまちになると考え、つながる芦原をスローガンとして掲げております。令和8年度当初予算では、子供から高齢者まで住み続けたいまち作り、魅力と活力にあふれるまち作り、安心安全の持続可能なまち作り、新幹線効果を持続させるまち

作りの四つの項目に重点を置き、このつながる芦原を実現するための様々な予算を計上しております。その中でも主要な重点事業としては、まず子供の遊び場整備事業が挙げられます。子どもの遊び場については、子どもたちが安全にかつ創造性豊かに遊べる環境を整備するため、令和8年度中の完成を目指し、整備を進めます。また小・中学校の給食費の完全無償化については、私が1期目から公約として掲げてきた子育て支援策であり、令和8年度も引き続き、子育て世帯の負担軽減を図ります。この他、本庄小学校の大規模改修や部活動の地域移行、スマートグリーン施設園芸の推進、金津本陣賑わい広場民間提案事業として、マクドナルドの出店への助成、稲荷山配水場の整備など様々な主要事業がございますが、計上している事業は全てが「つながるあわら」を実現するための重要な事業となります。令和8年度も引き続き、市民生活がより豊かに、より便利により安心できる未来に繋がる施策に重点的に取り組んでまいります。次に、生活インフラを持続的に支えるための予算の優先順位についてでございますが、道路、上下水道、公共施設などの生活インフラは、市民生活や地域経済を支える基盤であり、その維持更新は大変重要であると認識をしております。一方で、福祉や教育、子育て支援、産業振興なども、市民生活や将来のまち作りを支える重要な政策であり、これらはいずれも欠くことのできない分野であり、明確に優先順位をつけることは困難であります。限られた財源の中で、最大の効果が発揮できるよう、各分野において、事業の必要性や、緊急性、将来効果を丁寧に検討し、メリハリのある予算編成を務めております。近年、インフラ老朽化への対応が増加していることを踏まえ、引き続き国県補助金や、基金など多様な財源を効果的に活用しながら、安定的、持続的に生活インフラを維持できるよう取り組んでまいります。次に、新幹線借入負債の本格返済が始まる中で、財政を持続可能とするために工夫した点についてお答えいたします。本市が進めてきた北陸新幹線関連整備の影響により、市債の償還額は、令和9年度にピークを迎える予定であり、増加傾向となっております。このため、本市では、財政運営の持続性を確保する観点から、様々な工夫対策を講じています。まず、予算編成における査定を通じて、経常経費の抑制に取り組んでおります。事業の必要性や効果を精査し、経費の縮減に努めることで、財源の確保を図っております。また、各所管課に対しましては、既存事業の見直しや、スクラップアンドビルドを指示し、限られた財源の中でも効果的、効率的な事業執行が行えるよう取り組んでおります。さらに、将来負担の平準化や財源の確保を目的として、地域振興基金やふるさとあわらサポート基金の活用も行っております。これにより、一時的な財政負担の増加にも対応しやすい安定した財政構造の維持に努めております。今後とも、市債の償還の負担を見据えながら、財政の健全性と持続可能性を確保しつつ、市民サービスの質を維持できるよう、引き続き適切な財政運営に努めてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 6番、南 良一君。

○6番（南 良一君） 丁寧なご説明ありがとうございました。本日お聞きした予算編成の柱をもとに、あわら市の財政について、また勉強していかなきゃいけないなど

いうことをつくづく思っています。豊かなまちにする税金の使われ方を探求していきたいと思っております。時間も押し迫っていますので、再質問は遠慮させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。

○議長（室谷陽一郎君） 続きまして通告順に従い、10番島田 俊哉君の質疑を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 10番、島田 俊哉君。

○6番（島田俊哉君） ただいま上程されました議案第9号から16号の令和8年度の一般会計を初め特別会計および企業会計の当初予算におきまして、議会と執行部の議論が予算にどう生かされているのかにつきまして総括的な観点から確認という形でお伺いをいたします。これまで議会におきましては一般質問を初め三つの常任委員会での審査や調査また決算認定に向けた審査などを通じて事業の改善や制度の見直し、また将来に向けた課題提起など様々な意見や提案を重ねてきたところであります。

一方、これら議会の意見や提案がどのように検討されどのような形で次の予算や事業に生かされているのかにつきましては市民の皆様にはわかりにくい部分もあるのではないかというふうに感じております。そこで今回の令和8年度の当初予算の編成に当たりまして、これまでの議会での議論や指摘を踏まえて、一つ目に、事業内容の改善に繋がったものを、二つ目に、新たにに取り組むこととしたものを、三つ目に、見直しや廃止に至ったものなどございましたら、代表的な事例で結構でございますのでいくつかご紹介していただけたらなというふうに思います。なお本日の質疑は個々の対応や、判断を問うものではなくて、議会と執行部がこれまで積み重ねてきた議論がどのように良い政策や予算に生かされているのかという、とりわけ執行部の取り組みや成果を市民にわかりやすく示すための確認でございますのでその点を踏まえた答弁をお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（室谷陽一郎君） 市長 森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 島田議員のご質問にお答えいたします。令和8年度当初予算におけるこれまでの議会での意見、ご提案の反映状況についてお答えをしたいと思います。

議会の皆様からは日頃より一般質問や委員会審査、決算審査などを通じ、事業の改善や制度見直しに向けて多くの建設的なご指摘をいただいております。これらは私どもの予算編成において重要な指針となっております。これまでも、中学校体育館の空調設備整備や、給食費の無償化、サニタリーボックスの設置など、議会の皆様との対話を通じ、実現した事業、後押しを受けた事業も数多くございます。令和8年度の当初予算では、事業内容の改善に繋がったものとして、子どもの遊び場の整備や観光まちづくり推進事業などについてこれまで議会に対し、計画段階から事業進捗まで丁寧に説明を重ねてまいりました。その際、いただきましたご意見やご指摘を踏まえ、事業内容の見直しや改善を行いながら取り組みを進めてきたものであり、議会での議論

が事業の質の向上に繋がっていると認識をしております。また新たに取り組むこととしたものとしては、議会での一般質問等でいただいたご意見を踏まえ、移住定住促進策として実施する移住体験ツアーの拡充や、リチウムイオン電池等を回収するためのエコポスの設置についても、その必要性や効果を検討し、新たな事業として予算に計上しております。次に、見直しや廃止に至ったものにつきましては、次世代タウンミーティングにつきましては、これまで総務課が所管しておりましたが、いただいたご意見をより政策に反映させやすい体制とするため、令和8年度において、政策広報課へ事業を移管する見直しを行いました。これにより、参加者の声を政策形成により直接繋ぐことができるよう、運営体制の改善を図ったところでございます。このように、令和8年度予算には、議会からのご意見を踏まえた改善、新規展開、事業の見直しが具体的に反映されております。今後も議会との対応を通じ、市民サービスの向上に繋がる施策作りに努めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（室谷陽一郎君） 10番、島田 俊哉君。
- 10番（島田 俊哉君） 森市長答弁ありがとうございました。たくさんの例示を示していただきまして、そんなもん一つありませんって言われたら、私、ごめんなさいって帰らなあかんなと思ってたのですけども。これは質問ではなくて質疑でございますので私の意見表明でなく本日の質疑のまとめとして一言申し上げたいと存じます。議会での一般質問を初めとする議論や決算認定審査での意見が少しずつではあったとしても、執行部の皆様のご努力によりまして事業の改善や新たな取り組みに結びついていることが今日しっかりと確認させていただきました。今後も単なる指摘でなく、よりよい施策に繋がる提案ができるよう、努めていくとともに執行部の皆様と一緒に、よりよいまち作りをつくるため、市民の代表である議員として、議論を重ねていければいいなというふうに考えております。どうもありがとうございました。以上で終わります。
- 議長（室谷陽一郎君） これをもって質疑を終結します。
- 議長（室谷陽一郎君） ただいま議題となっております議案第9号から議案第16号までの8議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託します。

---

◎議案第17号から議案第26号までの一括上程

・提案理由説明・質疑・委員会付託

- 議長（室谷陽一郎君） 日程第19、議案第17号、あわら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、日程第20、議案第18号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第21、議案第19号、あわら市犯罪被害者等支援条例の制定について、日程第22、議案第20号、あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程第23、議案第21号、あわら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定について、日程第24、議案第22号、あわら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程第25、議案第23号、あわら市食育推進会議条例を廃止する条例の制定について、日程第26、議案第24号、金津本陣にぎわい広場条例を廃止する条例の制定について、日程第27、議案第25号、あわら市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例を廃止する条例の制定について、日程第28、議案第26号、あわら市小中学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上の議案10件を一括議題とします。市水道事業会計予算、日程第17、議案第15号、令和8年度あわら市公共下水道事業会計予算、日程第18、議案第16号、令和8年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算、以上の議案8件を一括議題とします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第17号「あわら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第26号「あわら市小中学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの10議案の提案理由を申し上げます。

議案第17号「あわら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、行政手続法の一部改正を踏まえ、公示送達の方法について所要の改正を行うものであります。

議案第18号「あわら市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」は、令和7年の人事院勧告に準じ、通勤手当について所要の改正を行うものであります。

議案第19号「あわら市犯罪被害者等支援 条例の制定について」は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、それに則った施策を実施するため制定するものです。

議案第20号「あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、国民健康保険税の税率を改定するため、及び地方税法の一部改正に伴う子ども・子育て支援納付金の賦課に係る規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

議案第21号「あわら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第22号「あわら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第23号「あわら市食育推進会議条例を廃止する条例の制定について」は、あわら市保健計画策定・推進委員会への統合に伴い、あわら市食育推進会議を廃止する

ため、条例を廃止するものであります。

議案第24号「金津本陣にぎわい広場条例を廃止する条例の制定について」は、民間提案事業の実施に伴い、金津本陣にぎわい広場を廃止するため、条例を廃止するものであります。

議案第25号「あわら市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例を廃止する条例の制定について」は、国の交付金を活用した利子補給事業の終了に伴い、あわら市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金を廃止するため、条例を廃止するものであります。

議案第26号「あわら市小中学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、中学校体育館への空調設備整備に伴い、空調設備使用料を新設する等の所要の改正を行うものであります。

以上、10議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） ただいま議題となっています議案第17号から議案第26号までの10議案につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

---

◎議案第27号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

○議長（室谷陽一郎君） 日程第29、議案第27号あわら市副市長の選任について、議題とします。

○議長（室谷陽一郎君） ここで、前川副市長の退席を認めます。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。  
（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第27号「あわら市副市長の選任について」の提案理由を申し上げます。本案は、本年3月31日で任期満了となる現副市長の前川嘉宏氏について、引き続きあわら市副市長として選任するため、議会の同意を求めるものであります。同氏は、人格、識見ともにあわら市副市長として適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する質疑を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） ただいま議題となっています議案第27号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますがご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（室谷陽一郎君） 異議なしと認めます。
- 議長（室谷陽一郎君） これより討論、採決に入ります。
- 議長（室谷陽一郎君） 議案第27号、あわら市副市長の選任について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。
- 議長（室谷陽一郎君） これより、議案第27号を採決します。
- 議長（室谷陽一郎君） 本案は、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

- 議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。
- 議長（室谷陽一郎君） 賛成多数です。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長（室谷陽一郎君） ここで前川 嘉宏君の入場を許可します。
- 議長（室谷陽一郎君） 前川 嘉宏君から、あいさつの申し出がありますので、これを許可します。
- 副市長（前川嘉宏君） この度の副市長の選任につきまして、ご同意を賜り心から厚く御礼を申し上げます。これから4年間、また森市長を支えまして、あわら市がよりよい、暮らしやすい、素晴らしいまちになるよう、粉骨砕身努力してまいります。議会の皆様のご指導ご鞭撻、お願いを申し上げまして、お礼の言葉といたします。ありがとうございました。

---

◎議案第28号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

- 議長（室谷陽一郎君） 日程第30、議案第28号あわら市教育委員会委員の任命についてを議題とします。
- 議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。  
（「議長」と呼ぶ者あり）
- 議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。
- 市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第28号「あわら市教育委員会委員の任命について」の提案理由を申し上げます。本案は、本年5月11日で任期満了となる現教育委員会委員の小坂邦栄氏について、引き続き委員として選任するため、議会の同意を求めるものであります。同氏は、人格、識見ともに教育委員会委員として適任であると思われますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。
- 議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する質疑を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（室谷陽一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） ただいま議題となっています議案第28号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますがご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 異議なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより討論、採決に入ります。

○議長（室谷陽一郎君） 議案第28号、あわら市教育委員会委員の任命について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第28号を採決します。

○議長（室谷陽一郎君） 本案は、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成多数です。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎議案第29号から議案第34号までの一括上程

・提案理由説明・質疑・討論・採決

○議長（室谷陽一郎君） 日程第31、議案第29号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、日程第32、議案第30号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、日程第33、議案第31号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、日程第34、議案第32号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、日程第35、議案第33号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、日程第36、議案第34号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、以上の議案6件を一括議題とします。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第29号から議案第34号までの「芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について」の提案理由を申し上げます。

これら6議案につきましては、本年3月31日で任期満了となる芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

議案第29号については、山口 透氏を、議案第30号については、奥村隆司氏を、議案第31号については、小濱弘範氏を、議案第32号については、牧田昌純氏を、議案第33号については、瀬尾正之氏を、議案第34号については、市野三郎氏を、それ

ぞれ委員に選任するため、この案を提出するものであります。

以上6氏は、人格、識見ともに芦原温泉上水道財産区管理委員として適任であると思われるので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） ただいま議題となっています議案第29号から議案第34号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますがご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 異議なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより討論、採決に入ります。

○議長（室谷陽一郎君） 議案第29号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第29号を採決します。

○議長（室谷陽一郎君） 本案は、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成多数です。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（室谷陽一郎君） 議案第30号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第30号を採決します。

○議長（室谷陽一郎君） 本案は、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成多数です。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（室谷陽一郎君） 議案第31号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第31号を採決します。

○議長（室谷陽一郎君） 本案は、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成多数です。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（室谷陽一郎君） 議案第32号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第32号を採決します。

○議長（室谷陽一郎君） 本案は、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成多数です。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（室谷陽一郎君） 議案第33号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第33号を採決します。

○議長（室谷陽一郎君） 本案は、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成多数です。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（室谷陽一郎君） 議案第34号、芦原温泉上水道財産区管理委員の選任について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第34号を採決します。

○議長（室谷陽一郎君） 本案は、原案のとおり可決することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎議案第35号から議案第38号までの一括上程

・提案理由説明・質疑・討論・採決

○議長（室谷陽一郎君） 日程第37、議案第35号、人権擁護委員の候補者の推薦について、日程第38、議案第36号、人権擁護委員の候補者の推薦について、日程第39、議案第37号、人権擁護委員の候補者の推薦について、日程第40、議案第38号、人権擁護委員の候補者の推薦について、以上の議案4件を一括議題といたします。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました議案第35号から議案第38号までの「人権擁護委員の候補者の推薦について」の提案理由を申し上げます。これら4議案につきましても、本年6月30日で任期満了となる人権擁護委員について、委員候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。議案第35号については、赤神芳幸氏を、議案第36号については、北川邦子氏を、議案第37号については、井上純子氏を、議案第38号については、片山美知誉氏を、それぞれ人権擁護委員候補者として推薦するため、この案を提出するものであります。

以上4氏は、人格、識見ともに人権擁護委員として適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） ただいま議題となっています議案第35号から議案第38号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますがご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 異議なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより討論、採決に入ります。

○議長（室谷陽一郎君） 議案第35号、人権擁護委員候補者の選任について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第35号を採決します。

○議長（室谷陽一郎君） 本案は、「適任」という意見を付して答申することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第35号は、「適任」という意見を付して答申することに決定しました。

---

○議長（室谷陽一郎君） 議案第36号、人権擁護委員候補者の選任について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第36号を採決します。

○議長（室谷陽一郎君） 本案は、「適任」という意見を付して答申することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第36号は、「適任」という意見を付して答申することに決定しました。

---

○議長（室谷陽一郎君） 議案第37号、人権擁護委員候補者の選任について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第37号を採決します。

○議長（室谷陽一郎君） 本案は、「適任」という意見を付して答申することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第37号は、「適任」という意見を付して答申することに決定しました。

---

○議長（室谷陽一郎君） 議案第38号、人権擁護委員候補者の選任について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第38号を採決します。

○議長（室谷陽一郎君） 本案は、「適任」という意見を付して答申することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第38号は、「適任」という意見を付して答申することに決定しました。

---

◎議案第39号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

○議長（室谷陽一郎君） 日程第41、議案第39号、第3次あわら市総合振興計画基本構想の策定について、を議題とします。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました、議案第39号「第3次あわら市総合振興計画基本構想の策定について」の提案理由を申し上げます。本案は、平成28年に策定した「あわら市総合振興計画」の計画期間が令和7年度をもって終了する

ことから、「第3次あわら市総合振興計画基本構想」策定のため、あわら市議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議決を求めるものであります。

なお、本基本構想においては、「明日への挑戦 未来をきりひらくまち 〜ずっと住み続けたい あわらを目指して〜」を基本理念として掲げており、計画期間は10年間としております。よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する質疑を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） ただいま議題となっております、議案第39号は、お手元に配布の議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に付託します。

---

◎議案第40号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

○議長（室谷陽一郎君） 日程第42、議案第40号、あわら市過疎地域持続的発展計画の策定について、議題とします。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） ただいま上程されました、議案第40号「あわら市過疎地域持続的発展計画の策定について」の提案理由を申し上げます。本案は、旧芦原町区域の持続的発展を図る計画を定めるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議決を求めるものであります。よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する質疑を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） ただいま議題となっております、議案第40号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に付託します。

---

◎陳情第1号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

○議長（室谷陽一郎君） 日程第43、陳情第1号「地域医療・介護を崩壊させないために機敏な診療・介護報酬改定を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。

○議長（室谷陽一郎君） ただいまの陳情第1号についてはお手元に配布の請願・陳情等文書表のとおり総務厚生常任委員会に付託します。

---

○議長（室谷陽一郎君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、3月4日は、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。

（午後12時59分）

---

地方自治法第123条の規定により署名する

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第130回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

令和8年3月4日（水）

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

（延 会）

---

出席議員（16名）

1番	中嶋瑞希	2番	関山耕人
3番	中垣内えり香	4番	野沢裕希
5番	家上雅之	6番	南良一
7番	見澤勇三	8番	三上寛了
9番	青柳篤始	10番	島田俊哉
11番	北浦博憲	12番	堀田あけみ
13番	室谷陽一郎	14番	笹原幸信
15番	北島登	16番	卯目ひろみ

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	岡田晃昌
創造戦略部長	渡邊清宏	市民生活部長	江川嘉康
健康福祉部長	中道佐和子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	大味雅彦	土木部理事	松井義弘
教育部長	山下綱章	会計管理者	早見孝枝
監査委員事務局長	常廣由美	芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一

---

事務局職員出席者

事務局長	東俊行	事務局長補佐	吉田さゆり
主事	中西亜香里		

---

◎開議の宣告

○議長（室谷陽一郎君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（室谷陽一郎君） 本日の出席議員数は、16名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（室谷陽一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前9時30分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（室谷陽一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番、青柳篤始君、10番、島田俊哉君の両名を指名します。

---

◎一般質問

○議長（室谷陽一郎君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇島田俊哉君

○議長（室谷陽一郎君） 通告順に従い、10番、島田俊哉君の一般質問を許可します。  
（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 10番、島田俊哉君。

○10番（島田俊哉君） おはようございます。まずは先般行われました市長選挙におきまして、市民の厳粛なる信任を受け、再び市政の重責を担われることとなりました森市長に心より敬意と祝意を表します。おめでとうございます。市民の負託は期待であると同時に極めて重い責任でもあります。二元代表制のもと執行機関と議決機関はその立場こそ異なりますが、目指すところはただ一つ。市民福祉の向上であります。議会としても、その使命を深く自覚し、静かな緊張感を持って議論を尽くしてまいり所存でございます。森市長にはどうかご自愛の上、市民の負託に応える新たな森市政の展開を力強く進めていただきたいと思います。と存じます。

それでは通告に従い、質問に入らせていただきます。一問一答の方式で実施をさせていただきます。本日は福祉の充実がまちを豊かにする成長戦略ではないんかっていうことで一つのテーマに絞って質問をいたします。

私はこれまで一般質問を単なる課題指摘の場でなく、あわら市がどの方向に進むのかを市民と共有し、市政の軸を確認する場、また政策を提案し、まちの発展に繋がる場として位置づけてまいりました。その考えのもと、これまでの一般質問や委員会質疑を行い、その背景にある考え方を後援会通信としてまとめ、これまでに第5号まで発刊し、新聞折込はもとより、SNSなどを活用して、市内全世帯にお届けできるように心がけてまいりました。実際あんまり見ていただけないんですけども、夜な夜なこんなのも作っております。被災とか障がいとか介護、病気、認知症、貧困、孤立、交通不便、担い手不足、空き家、鳥獣害など困りごとの原因は多様化で

複雑化しているという現実を市民の皆様にお伝えをしてきたところです。だからこそ、私は真に困っている市民を見逃さず支援すること、さらに言えば困る市民が生まれないような市政こそが重要だというふうに考えてございます。これは一部の人のための特別な政策ではありません。多様で複雑化する困り事は誰の身にも起こりうるものです。だからこそ、困ってから支援するのではなく、困る前に気づき、困らないようにする市政運営が強く求められていると感じます。私は後援会通信などを通じて、自らの議員活動と考え方を次のように皆さんに3点にまとめてお伝えをしてまいったところです。

1点目は、誰も取り残さない市政運営の必要性です。困りごとは、被災、障がい、介護、病気、貧困、孤立や孤独、交通不便など、単独でなくて複合的に生じております。だからこそ制度のはざまに埋もれる人を生まない市政が行政には不可欠だと考えます。

2点目は、「福祉、防災、子育て、教育、健康、生活基盤の整備、これら全てあわら市が存続していくために欠かせない基礎的な行政サービスであります。これらは財政に余裕があればやるんだというふうな上乘せ施策ではなくて、自治体が存続するために必ず整えておくべき基本インフラであり、きっちりやり切る市政運営が重要です。

3点目は、批判でなく提案によって市政を前に進めようという姿勢です。私はこれまでの全ての定例会で一般質問を行い、また賛成討論なども含め、今日で19回目だったと思うんですけども、例えば市の垣根を越えたデマンドタクシーの運行や要支援者個別避難計画の策定、また、避難所のユニバーサルデザイン化とか、中学校体育館へ空調整備してはどうかという点、また、全ての市民が図書に親しみやすくなる電子図書館の設置、障がい者雇用の促進や庁舎内の点字ブロックの設置、また、市のイベントでの障がい者への配慮、带状疱疹ワクチン接種への公費助成、給食費完全無償化の推進と質の確保、タクシー料金助成による高齢者の市外通院支援、手話を推進するまちづくりと、こういった提案を行い、市長の判断や執行部の皆様のご理解により実現、また前進できたものもあります。

これらは一見すると個別の政策に見えるかもしれませんが、私の中では安心して暮らし続けられるまちの基盤作り、福祉をまちの土台として整えるという1本の線で繋がってございます。福祉を後回しにしたまちづくりは、結果として医療費の増大、人口流出、地域の衰退を招きます。逆に、福祉の土台が整っている安心で安全なまちは人が定着し、経済が回り、持続可能な発展に繋がると考えています。

さて、森市長は今年1月の市長選において、森候補として六つの公約を掲げられました。ここにその現物がございませけれども、①から⑥、①が「子どもから高齢者まで住み続けたいまち」、②が「市民が主役の活力あるあわら市を目指す」、③が「災害に備えた安心安全なまちづくり」④が「新幹線開業効果の維持拡大」⑤が「ゼロカーボンシティとDXで目指す未来への挑戦」⑥が「全てを支える健全な行財政運営」という三つの公約を掲げ、市民によって選ばれたわけでございます。

私はこれらの公約を拝見、また拝聴し、私が市民にお伝えしてきた福祉をまちの土台にするんだという考えと非常に親和性が高いなと私は感じました。市長は感じていらっしゃるなかったかもわかりませんが、それはまたそうやって答えてちょうだいはいいと思うんですけれども、私は感じました。子どもから高齢者まで住み続けたいまち、災害時に誰1人取り残さない体制作り、誰もが取り残されないデジタル支援、これらはいずれも福祉の視点がなければ実現できない公約ではないでしょうか。また、新幹線効果をまち全体の力に繋げるためにも、観光や交流の前提として、安心して滞在できるまち、暮らしやすいまち、住んでよし訪れてよしのまちづくりが不可欠だというふうに考えます。

子育て、高齢者、災害対応、DX、観光、健全財政、どれ一つとっても福祉の視点がなければ実効性を持たないというふうに私は考えます。そこで私は森市長の公約を着実に実現していくためにも、福祉を個別分野の一つとして取り扱うのではなく、市政全体を貫く土台として明確に位置づける必要があると考えています。

福祉は単なる支出ではございません。介護予防により、医療費や介護費を抑制し、保育や介護の充実で現役世代の離職を防ぎ、福祉現場で生まれる雇用や賃金は地元で消費され、いざというときの安心感があるまちには人が集まり、移住定住促進にもつながります。安心が経済を強くします。現在、人手不足が多く分野で深刻化しており、子育てや介護を理由に離職せざるをえない状況が続けば、地域経済への影響は決して小さいものではございません。これらを考えれば福祉は将来への投資であり、まちを強くする最も確実な政策の一つだというふうに考えます。

森市長は行政のトップとして、森市政2.0をスタートさせましたけれどもけれども、福祉を単なる支援やコストではなく、困り事を未然に防ぎ、市民の安心とまちの持続性を高めるまちの基軸への投資、まちの土台作りとして捉え、掲げた公約を個別政策として進めるのではなく、横断的に整理して力強く進めてほしいなというふうに私は考えますが、森市長のご所見をお聞かせいただきたいと存じます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 福祉を市政全体を貫く基盤として位置づけ、横断的に整理し推進していくべきだと考えるが、というご質問でございますが、私は、2022年2月に市長就任して以来、福祉の視点を大切に、本市として「誰一人取り残さない市政運営」を目指し、福祉は特定分野の施策ではなく、市政全体の共通基盤であると認識しております。

福祉とは、単に高齢者や障がいのある方など特定の方に限られたものではなく、すべての市民が自分らしく安心して暮らし続けるための生活の基盤であり、気づき・つながり・共に支え合う地域の仕組みづくりであり、地域のつながりを育む大切な要素であると考えております。

近年、地域の暮らしの中で直面する困りごとは、介護や病気、障がい、貧困、孤立、担い手不足など複雑化してきております。こうした困りごとは誰の身にも起こ

り得るものであり、福祉の垣根を越えた関係機関との連携や、地域との協働による「気づきやすい、相談しやすい」体制づくりが不可欠であると思っております。

それらの課題に対応すべき施策として、私は、「福祉まるごと相談室」を福祉課に設置し、どのような相談でもまず受け止め、丁寧に傾聴し、真に困っている市民を見逃さない、伴走していける体制を整えました。

また、庁舎に視覚障害者誘導ブロックや電子チャイム、自動ドアの設置、総合案内窓口の設置など、誰もが行政サービスを利用しやすい環境を整備いたしました。

さらに、高齢者の外出を支援するために、乗合タクシーを自宅近くで降車できるよう既存制度の改善や、幅広い世代の市民の皆様と対話する機会の持ち、未来のあわら市の姿を描き、市政に反映する取り組みを重ねてきました。

これらの取り組みは、いずれも、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちの土台づくりにつながると確信しております。

議員ご提案の「福祉を市政全体の土台として横断的に整理・推進すべき」とのご趣旨は、私の2期目の方針と一致していると感じております。

例えば、公約の一つに掲げている「災害に備えた安心安全なまちづくり」としては、今年度創設した危機管理課を中心として、避難所の環境改善や学校体育館の空調整備を進めております。避難所としても機能する施設の環境整備は、子どもや高齢者、要配慮者の安全確保に直結いたします。

今後も、まちの土台づくりである子育て・高齢者・障がい者などの福祉施策にとどまらず、防災、交通、ゼロカーボン・DX、インフラ整備など様々な施策を福祉の観点を忘れることなく、私が先頭に立ちさらに強化し展開していきたいと考えております。市民の声に学び、現場とともに、さらなる挑戦を続けてまいりますので、議会、そして市民の皆さまのお力添えを賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 10番、島田俊哉君。

○10番（島田俊哉君） ありがとうございます。森市長から大変前向きで力強いご答弁をいただきましたことを、まず心より経緯を表します。

福祉を特定分野の政策でなく、市政全体の共通基盤とするお考えは、私がこれまで申し上げてきた理念と重なるものであり、改めて大きな安心と期待を感じることができました。森市政2期目において、このような考えがさらに深く深く深化し、防災や交通、DX、環境、まちづくりといった様々な分野においても、福祉の視点が自然に息づいていくことを願っております。

終わりにあたり、一つだけ申し上げます。福祉は単なる消費でも支出でもありません。まちの未来を支える土台作りです。経済を強くすることにも私は大賛成です。経済を強くしないとまちはもたない。雇用がなければ、税収も暮らしも未来もありません。福祉を充実する財源も当然ながら捻出されません。

しかし、その経済を支えているのは、安心して働き、暮らせる環境だと思えます。子育てや介護、病気、障がいで離職しなくてすむまち、孤立や孤独を生まないまち、

災害時に取り残されないまち、その基盤こそが福祉だと思います。これらを踏まえれば、福祉は将来への投資であり、まちを強くする最も確実な政策の一つであると私は確信しております。

森市政2期目が福祉を土台とする持続可能な市政運営として、より一層発展していくことを心より期待して私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

---

◇堀田あけみ君

○議長（室谷陽一郎君） 続きまして、通告順に従い、12番、堀田あけみ君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） 議長のお許しが出ましたので、通告順に従いまして、12番、堀田、一問一答にて行います。

まず初めに、森市長、おめでとうございます。今日、私の三つ目の質問にて十分に抱負を語っていただきたいと思います。

まず一つ目の質問としまして、金津創作の森について質問させていただきます。

先の市長選挙の選挙公報で、新幹線駅周辺のさらなる賑わいづくり、北潟湖再整備、吉崎御坊発掘調査、子育て拠点複合施設整備などが掲げられていました。もちろん公約に掲げるのは代表的な事業にならざるを得ないと思いますが、金津創作の森はありませんでした。健全行財政のところには、事業の選択と集中の徹底というのはありましたが、その選択から創作の森が外れているのではないかと思います。令和8年度の予算編成は大変厳しい状況という声が聞こえてきております。限られた予算となれば、選択と集中とならざるを得ない中で、既に建設している公共施設への費用は選択も集中もできない。いわば経常的経費であり、あわら市はこの施設維持管理にかかる費用がどんどん膨れ上がってきているように私は思われます。しかも、昨今の上下水道に見られるように、老朽化に伴う施設の更新に莫大な費用も想定されます。そのような中、金津創作の森について、今後どうしていくのかを質問させていただきます。

まず最初に、金津創作の森に関するあわら市の予算、経費ですが毎年どの程度でしょうか。それと建設時の償還金はあるのでしょうか、お聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育部長、山下綱章君。

○教育部長（山下綱章君） ただいまのご質問にお答えいたします。まず、金津創作の森に係る経費についてお答えいたします。

工事の実施有無により変動がございしますが、令和2年度から令和6年度までの5年間におきましては、決算額が年間約1億2,600万円から1億9,500万円の範囲で推移しております。

また、令和7年度の予算現額につきましては、経常的経費として、指定管理に係

る委託料2,600万円、人件費及び企画展に係る補助金9,560万円など合計1億2,177万円、臨時的経費として、LED化工事等に係る委託料及び工事請負費8,360万円を計上しており、合計2億537万円と、例年を上回る規模となっております。

なお、建設時の市債につきましては、令和元年5月をもって全て償還が完了しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 12番、堀田あけみ君。

○12番(堀田あけみ君) 償還は終わっているとのことでしたが、大規模施設というのは、一般的に10年から15年に一度大規模改修を入れるのが標準と言われております。建物や屋外施設について、開館以来、何かしら大規模改修は行われているのか、お聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 教育部長、山下綱章君。

○教育部長(山下綱章君) ただいまのご質問にお答えいたします。金津創作の森では、令和2年度から令和3年度にかけて、施設の基幹設備である空調設備改修工事を約1億2,500万円を実施しております。

また、平成29年度から令和6年度にかけて、屋上防水工事、外壁改修工事、外灯改修工事、錆びた鉄骨部分の塗装工事など、来館者の安全性と施設機能の維持を図るための改修を合計4,500万円かけて実施しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 12番、堀田あけみ君。

○12番(堀田あけみ君) 計画的に行われているとのことですので安心いたしました。改修に対しましては、他にも考えていることがあるのではと思いますが、大規模施設は定期的に改修をしないと寿命が短くなるといわれています。そのため、最近はいろいろな事業において、長寿命化の事業が行われています。では、創作の森での長寿命化のための改修工事の計画はあるのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 教育部長、山下綱章君。

○教育部長(山下綱章君) 金津創作の森美術館アートコアは平成10年に竣工し、現在28年が経過しておりますが、設計においては昭和56年の新耐震基準を満たしており、一定の耐震性を備えております。

現時点で長寿命化のための改修工事は具体的に予定しておりませんが、築年数を踏まえ、電気設備等の更新時期が順次到来することが見込まれることから、引き続き定期的な調査と必要な改善を計画的に行うことで、維持管理コストの最適化に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） 建物に関しましては、計画的に工事の計画を立てて行われているということですね。では、野外の周りの森に関してはいかがでしょうか。創作の森は建物と周りの森も含めて創作の森と位置づけております。その森も30年近くたってきますと小さな木も大きく成長し、森全体も変わってきていると思います。初めのままのその森を維持するのか、それともいろんな木が大きくなって違う様子を伸ばすのか。そういうことに対しての管理とか、長期的な計画は考えているのでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育部長、山下綱章君。

○教育部長（山下綱章君） 森林の管理方針および長期的な整備についてお答えをしたいと思います。

金津創作の森を取り巻く森林の管理につきましては、森とアートの融合を基本理念として、指定管理者である公益財団法人金津創作の森財団が維持管理を行っているところでございます。具体的には、樹木の剪定、枝打ち、間伐、草刈り、害虫被害木の伐採などを行っており、創作の森を訪れる方々が安心安全に過ごしていただける空間作りに心がけているところでございます。

また、野外森林管理での長期的な計画につきましては、現時点で整備計画はありませんが、この金津創作の森の野外美術館は、自然の中に現代アート作品が点在する。本施設ならではの特徴でもありますので、その魅力を最大限に生かすためにも、新たな植樹や植栽など誘客に繋がる効果を探りながら、今後検討してまいりたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） 建物、それから野外の森も含めて長期的な計画をぜひ作って、外部の方、また市内の方が訪れるような、そういう創作の森にしていきたいと思っております。

この創作の森につきましては、これまでも多くの議論が交わされてきました。いつも言われているのが、市外からの評判はいいのに、市内からの評判はまいちと言われています。文化施設であり、収益施設ではないので、そうなるのは致し方ないかなとは思っています。現在の創作の森への支出は、今回の市長選でも争点にならなかったことから、現状よしとするまでは言わなくても、現状の予算措置や現場の運営が了承されていると言ってもいいかと思っております。

しかしながら、建設から30年近くとなれば改修に数億、場合によっては10億以上の費用が必要となる時期が目の前ではないかと私は思います。長期的な視野に立てば、集客施設でもありますから、大規模改修し、リニューアルによる魅力アップを考えるべきかと思っておりますが、これについてのご見解をお聞かせください。

「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育部長、山下綱章君。

○教育部長（山下綱章君） それでは、今後の大規模改修によるリニューアルの考え方についてお答えしたいと思います。

金津創作の森につきましては、これまでも必要に応じた改修を実施し、施設の安全性と機能維持を図ってまいりました。

一方で、開館から約30年が経過しつつあり、今後は外壁や電気工事、電気設備など、規模の大きな更新が必要となる時期が近づいているとの認識をしております。

大規模改修及びリニューアルにつきましては、議員ご指摘のとおり、10億円規模の費用を要する可能性も見込まれることから、利用状況や財政状況を総合的に勘案し、市民の声もしっかり聞いたうえで、長期的な視点で慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

大規模改修には、市民の皆様のご理解が最も重要であると考えております。市内での関心向上を図るため、企画展における市民ボランティアとの共同制作や、市民が自らの作品を展示できる機会の創出などソフト事業を充実させるとともに、水辺の広場を中心とした森の活用や、SNS等による情報発信の強化など、市民にとってより身近で親しみのある施設となるよう努めてまいりたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 12番、堀田あけみ君。

○12番（堀田あけみ君） ありがとうございます。以前にも一般質問にありましたように、公共施設の再配置計画があるように、公共施設は増えれば増えるほど、その維持管理や人件費が増えていきます。再配置計画こそ、選択の周知を実践していくための計画だと思いますが、存続する施設は維持費がかかり、必ずリニューアルが必要となります。

創作の森も大規模改修、リニューアルが今すぐ必要ではないにしても検討は始める時期にきているのではないかと思います。温泉街での星野リゾート、駅周辺でのマクドナルド、活性化していくためのきっかけを収入したその行動力で、ぜひ創作の森についてもアイデアを持ってリニューアルを検討していただくようお願いいたします。私の一つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、少子化対策について質問させていただきます。

前回の一般質問で、人口減少とこども園について質問させていただきました。こども園では、子どもたちが減っていくことへの対応を考えるとの回答もいただきましたが、その他の計画では、人口減少対策は、人口減少させない政策ばかりで減ってしまった人口への現実的な対応は乏しいように私は思いました。当然人口を減らさない、増やすための政策は大切ですし、推し進めなければなりません。しかし、増やすための政策をやっても、人口は減っているのが現状です。そうなれば、現実に対応した政策も必要ではないかと思います。人口を減少させないための政策を実行していれば、行政の役割を果たしているというものでもありませんし、人口が減らない前提では、生まれてくる子どもたちは、人口が少ない環境で育っていくことになってしまいます。そこで今回は人口減少を受け入れた政策について質問をさせていただ

きます。

人口減少については、これまで諸先輩や同僚議員から多くの質問がなされています。その中で、子ども若者計画についての質問もしていらっしゃいます。この子ども若者計画の基礎データとして、子どもたちの人口推計は、計画を策定する上で非常に重要なデータかと思えます。その推計値では、令和7年度から令和11年度の5年間は0歳から5歳までの人口は全地区で減少することが予想されとなっておりますが、地区によってはあまり減少しないところと減少が大きいところがあります。これはあくまでも推計ですから、実際はずれも出るかと思えます。そこでまず、その計画の中にもある、令和7年度の0歳児の人数について質問させていただきます。

子ども若者計画には、令和11年度までの幼児期の子どもの数が教育区域ごとに推計されております。令和7年度の0歳児における人口動態の実績値と推計値と比較してどうであったかをお示してください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長(中道佐和子君) 「令和7年度の0歳児の人数と「こども・若者計画」における推計値と比較してどうであったか」とのご質問にお答えします。

本市の「こども・若者計画」の人口推計における実績値は、住民基本台帳に基づいて毎年度4月1日現在の到達年齢児で捉えており、その推計値については令和2年度から6年度までの実績を基に算出しております。

議員が問われている令和7年度、つまり令和7年4月1日における推計値は133人としており、実績値は109人でした。推計値と比較すると24人(約18%)少なかったこととなります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 12番、堀田あけみ君。

○12番(堀田あけみ君) 思ったより24名というのは、私が思ったよりもちょっと下がりがきつかったという感じがいたします。理事者もそう思っているのかなと思えますが。では、令和7年度の幼児期の子どもの数を踏まえ、今後、この子ども若者計画の通り、子どもの数が推移していくと思われませんか。それとも推計より、今回みたいに減少が大きくなっていくと、どのように思われますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長(中道佐和子君) 今後この「こども・若者計画」のとおりこどもの数が推移していくと思うか。それとも推計より減少が大きくなっていくと思うか。」のご質問にお答えします。

単純に出生数という点で考えますと、令和5年度が139人、令和6年度が109人、令和7年度においては3月までの出産予定日の人数を加味し102人程度となります。

ただ、出生数はもとより、こどもの数は、様々な要因も関係することとなりますの

で、計画の推移値より減少が大きくなることを予め想定しておくことは、非常に重要であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 12番、堀田あけみ君。

○12番(堀田あけみ君) 未来のこの数字に責任を持つと言っているのではありませんが、しかしながらこの推計を見誤ると対応が遅れてしまいます。例えば、学校についてですが、子どもの数の減少は小学校の問題に直結します。前回、吉崎、波松、新郷小学校の統合のときには、市長も議会も教育委員会も、そして地元の方々も大変なご苦勞をなされたこととお聞きしております。私自身、はっきりしない考えで申し訳ないんですが、少人数すぎるための統廃合がいいという考えも、それから最後の児童1人となっても学校を残すという考えのどちらも答えとしてはあるのかなと思っております。

市長は市民の声を聞いて政策を進めると言っておられます。ここ数年のうちに子どもの数が複式学級にせざるを得ない人数になることは見えてきております。現在、国は子育てに異次元の対策とし、子育てに係る経済的支援や子育て世代への支援拡充を言っております。子ども・子育ての政策は、基本的に子どもを産み育てる人の不安を解消することかと思っております。この数年間が少人数学級について、学校の存続について、市民の声を聞いて、未来への不安を払拭する時期ではないかと思えます。そこでお聞きします。これは非常に大きな課題ですから、現状維持など学校のあり方について、せめて懇談会レベルで任期中に取り組む予定はないかお尋ねします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 市長、森之嗣君。

○市長(森之嗣君) 学校の在り方についてのご質問にお答えいたします。

子ども達にとってよりよい教育環境を整えていくために、児童数の推移やそれに伴う教員配置の状況も踏まえながら、学校規模の在り方について総合的に考えていく必要がありますと考えております。

なお、各種団体の意見を聞くふれあいトークなどにおいても少子化に関することが話題に上がる場面が多々あることから、市民の皆様も人口減少に関心を持っていることを感じております。

こうした状況を踏まえ、学校の在り方につきましては、まずは地域の皆様から意見をお聞きするとともに、特に一番影響の大きい小学生や未就学児の保護者の生の声を丁寧にお伺いするなど、教育委員会と情報を共有しながら慎重に検討してまいりたいと考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 12番、堀田あけみ君。

○12番(堀田あけみ君) 地域の方の意見を聞いてということですので、ぜひ懇談会を開いてしっかりと聞いていただきたいと思えます。そして、学校のあり方について皆さんと一緒に考えていっていただきたいと強く希望しております。

少子化は人口減少に直結いたします。現在、人口を増やすために、国や県、市など様々な政策をしていますが、少子化対策を含め、人口減少を前提とした政策についてはどうお考えでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 市長、森之嗣君。

○市長(森之嗣君) 人口減少問題への対応として、減ってしまった人口への対応をどのように行うかは、極めて重要な視点であると認識をしております。

そこで本市では、人口減少を前提とした将来設計を明確にした上で、各種施策を推進しておるところでございます。

今議会で基本構想を上程いたしました、第3次総合振興計画は、国立社会保障・人口問題研究所の推計を踏まえまして、将来人口が減少していくことを前提としており、人口減少社会に適応するための取組を、盛り込んだ内容となっております。

具体的には、公共施設等総合管理計画に基づく、施設の再配置や延床面積の適正化をはじめとして、道路・橋梁・上下水道の長寿命化による維持管理コストの平準化、立地適正化計画に基づく都市機能の集約、行財政改革の推進など、人口規模の縮小を見据えた、持続可能な都市経営を進めて参りたいと考えております。

一方、例えば観光政策によるリピーターの増加、ふるさと納税の増収、二地域居住者の増加、企業誘致による他の自治体からの労働人口の流入など、定住人口にはカウントされないけれども、まちの活力を作り出す関係人口や交流人口の増加も重要と考えております。

人口減少を抑制する努力は当然行いますが、ただ今申し上げた施策を組み合わせながら、的確に市政を展開したいと考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 12番、堀田あけみ君。

○12番(堀田あけみ君) 非常に丁寧なご答弁ありがとうございました。ではもう一つだけ、具体的に人口減少を前提とした何かを考えていることはありますでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) 今議会上程の第3次あわら市総合振興計画基本構想に合わせて策定しております。基本計画におきまして人口減少を前提とした政策の方向性をお示ししております。

具体的に考えている政策としましては、まず公共施設の再配置と長寿命化です。老朽化と財政負担に対応するため2030年度までに公共施設の延べ床面積の約14万1,000㎡を適正化し、維持管理費の縮減を図ります。あわせて2026年度には都市計画マスタープランを改定し、医療・商業などの都市機能を二つの市街地へ誘導し、移動しやすいまちづくりを進めていきます。

次に生活インフラの計画的更新です。道路・橋梁の長寿命化、上下水道の耐震化を

計画的に進めまして、基幹管路の耐震適合率向上などK P Iの達成に取り組んでいきます。また、移動手段の確保としまして乗り合いタクシーのアプリを活用し、2030年度には年間3万3,000人の利用を目指しております。これらの取り組みをK P Iによる毎年の検証と実施計画の見直しによりまして、着実に進め人口減少を前提とした持続可能なまちづくりを進めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 12番、堀田あけみ君。

○12番(堀田あけみ君) 具体的にいくつか考えてらっしゃるということですので、ぜひお願いしたいと思います。人口減少問題は簡単に解決できる問題ではございません。歯止めが利かないかもしれません。仮に歯止めが利かなかったとき、それイコール幸せになれないものでもないと思います。人口減少対策を進めることと並行して、人口減少していても、市民が幸せに暮らしていける、その両方を実行していくことが重要だと思います。

本議会上程の第3次あわら市総合振興計画構想に合わせて作成している基本計画に沿って着実に進めていっていただき、また、その計画も時期に合わせて見直しが必要になるかと思えます。そのところも非常にお願ひしまして、この二つ目の質問を終わらせていただきます。

三つ目の質問とさせていただきます。

今ほど二つの質問をさせていただきましたが、いずれも私としましては、森市長の聞く力を発揮して2期目に取り組んでいただきたいことを質問させていただきました。市長は当選のインタビューで、これまでの4年間に「合格点をいただいた」とご発言されています。その通りだと私も思います。しかし、あえて苦言を申し上げますと、合格というのは一つの区切りであり、そして合格は達成した過去に対する言葉でもございます。既に1期目の合格の余韻に浸っていることができない立場でございますので、市長もおっしゃっていた選挙を通じて訴えてきたことに賛同いただいたその期待に応える取り組みを始めなければなりません。高市総理ではありませんが、行政のトップに立つものは、働いて、働いて、働いて、市民にゆとりと豊かさを与えるものかと思えます。当選もない時期からこのようなプレッシャーを与えて申し訳ございませんが、2期目に当たっての抱負をお聞かせいただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 市長、森之嗣君。

○市長(森之嗣君) 大変なプレッシャーを与えていただきまして、身の引き締まる思いでございます。ご質問いただきましてありがとうございます。

「2期目の抱負について」お答えいたします。

去る1月25日執行のあわら市長選挙におきましては、多くの市民の皆様から温かいご支援を賜り、引き続き2期目の市政運営を担わせていただくことになりました。改めて御礼を申し上げます。

初心に立ち返り、これまで積み重ねてきた取組みを真摯に見つめ直すとともに、未来のあわら市に必要な施策を着実に前へ進めていく決意でございます。

それでは、2期目の新たなスタートに臨んで、今後の市政運営に当たっての決意と取組みについて述べさせていただきます。

私は4年前、初めて市長に就任した際、「市民目線の風通しのよい市政運営」を掲げ、市と市民、地域と地域、人と人が“ふるさとへの思い”でつながるまちを目指し、常に全力で市政運営に取り組んでまいりました。

その結果、北陸新幹線芦原温泉駅の開業に伴う地域経済の活性化をはじめ、小中学校の給食費無償化や子育て支援の充実、さらにはふるさと納税の増収による健全な財政運営など、着実に成果を積み上げることができました。

これらの実績は、市民、そして市議会の皆様をはじめ関係各位のご理解とご協力の賜物であり、深く感謝申し上げますところでございます。

一方、現在の社会状況を見ますと、家計を圧迫する物価高、大規模自然災害の発生、人口減少や少子高齢化の進行など、社会を取り巻く環境は大きく変化し、さまざまな課題が顕在化しております。

こうした変化に迅速かつ的確に対応していくことが、今後の市政運営に一層求められていると思います。

私は、今回の選挙戦を通じて、「あわら市をもっともっと住みよい活気にあふれるまち」にしたいという思いを、これまで以上に強くいたしました。

市民の皆様にお示した“6つの柱”を基本に、職員とともに新たな挑戦を進めてまいります。

第1に、「子どもから高齢者まで住み続けたいくなるまちづくり」でございます。旧芦原庁舎の子育て拠点総合施設の整備、小学校体育館への空調設置、高齢者・障がい者に向けた健康・生きがいづくりなど、誰一人取り残さない市政の実現を目指します。

第2に、「市民とともに目指す活力あるまちづくり」でございます。市民ニーズに合わせた商業施設の誘致を図るとともに、創業支援や市内商工業者の支援のほか、鳥獣害対策の強化、農業担い手確保、耕作放棄地の解消に向けた仕組みづくりに取り組みます。

第3に、「災害に備えた安全・安心のまちづくり」でございます。実践的な防災訓練の実施や上下水道施設をはじめとした基幹インフラの耐震化のほか、主要道路の整備促進に向け、国・県へしっかりと働きかけてまいります。

第4に、「北陸新幹線の開業効果の持続・拡大」でございます。児童公園のリニューアルを機に駅周辺のさらなる賑わいづくりやあわら温泉、北潟湖畔公園の魅力向上、吉崎御坊の発掘調査に向けた検討など、あわら市の魅力をさらに高めてまいります。当然、創作の森も考えてまいります。

第5に、「ゼロカーボンシティとDXで目指す未来への挑戦」でございます。公共施設への太陽光発電の導入、洋上風力発電の実現に向け国・県との連携強化のほか、「スマホよろず相談所」の市内全域展開など、DXを市民生活に直結させる取り組み

を進めてまいりたいと考えております。

第6に、「すべてを支える健全な行財政運営」でございます。ふるさと納税のさらなる増収を図るとともに、事業の選択と集中、働き方改革の推進などにより、行政の効率化とサービスの最大化により、風通しのよい市政の実現を図ります。

以上の6つの柱を中心に、あわら市の発展としあわせの倍増に向けて、2期目も全力で取り組んでまいります。

市政運営にあたりましては、「つながるあわら」の実現に向け、市民の声、現場の声を大切にし、風通しがよく、公平・公正で、開かれた市政を貫いてまいります。

これまで積み重ねてきた成果を礎に、あわら市のさらなる発展に向け着実に歩みを進めてまいります。

引き続き、市民の皆様並びに議員各位のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 12番、堀田あけみ君。

○12番(堀田あけみ君) ありがとうございます。

2期目の抱負並びに今後の市政運営に向けた決意については丁寧なご説明をいただき、ありがとうございました。今説明いただきましたとおり、1期における様々な成果は、私ども議員も評価するところでございます。また、物価高騰や人口減少、災害対策など山積みする課題に迅速かつ的確に対応していこうとする市長の姿勢が確認でき、大変頼もしさを感じているところでもございます。議会といたしましても、今後も市長との議論を重ねながら、市政発展に向け、一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。どうか、2期目におかれましても、市民の声を丁寧に受け止め、風通しのよい市政運営を進められますようお願い申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(室谷陽一郎君) ここで暫時休憩いたします。なお、再開は10時40分といたします。

(午前10時27分)

---

○議長(室谷陽一郎君) 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

○議長(室谷陽一郎君) 続きまして、7番、見澤勇三君の一般質問を許可します。

(午前10時39分)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 7番、見澤勇三君。

○7番(見澤勇三君) 公明党の見澤勇三です。

私からも一般質問に入る前に、森市長にお祝いを申し上げます。森市長この度は2期目のご当選、誠におめでとうございます。引き続き市民の目線側に立って、リーダーシップを発揮していただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは一般質問に入ります。クマの人身被害防止のための緊急銃猟についてです。

クマはドングリや栗、胡桃などを大量に摂取して、冬眠に備えます。近年、それらが凶作になると、柿などの餌を求めて人里に降りてくるようになり、以前には考えられなかった住宅街にまで出没するようになり、目撃情報も増え続けています。昨年は全国でクマの市街地での出没件数が過去最多を記録し、多数の人身被害にまでおよび、県内でも3件発生しました。あわら市において、幸い人身被害はありませんでしたが、出没件数は45件と多い年になりました。例年、冬眠明けの6月に出没件数が最も多い月とされています。そこで本市においても、人身被害防止対策の準備を進めておられると思いますが、今回はそのことについての質問をさせていただきます。

まず初めに、効果的な被害防止対策を実施するために必要となるクマの生息圏や区域別の個体数の把握を行っているのであれば、その状況をお聞かせください。

また、近年の人口減少に伴う耕作放棄地の拡大により、クマの生息域が広がり、それが生活圏への出没増加の一因になっているとも指摘されています。強固な防護策の整備といった対策とあわせて、人とクマのすみ分けを図るため、クマを保護するコア生息地と人間の生活を優先する防除地域、排除地域との間に緩衝地帯を設ける、いわゆるゾーニング管理の考え方も、クマを人の生活圏に近づけない対策の一つとして検討されています。そこで、これらに関する本市の見解をお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) クマの生息区域や個体数と人のすみ分けを図り緩衝地帯を設けるゾーニング管理の考え方についてのご質問にお答えをいたします。

あわら市において、クマの生息区域や個体数につきまして、正確な数や場所については把握しておりません。

クマの生息区域や個体数につきましては、市内の出没数や出没箇所、個体の大きさや親子連れなどの状況から推測はしておりますが、クマの行動範囲はかなり広域で、山中に入っただけの調査を行うことが難しいことから、把握することが困難であるという状況です。

個体数については、県において、嶺北、嶺南といった広範囲での個体数調査を行っており、嶺北で755頭から1,136頭の間、嶺南で271頭から360頭の間、の推計値が出ております。

次に、クマと人のすみ分けを図るゾーニング管理につきましては、今年度より施行された「福井県第二次特定鳥獣管理計画」において、緩衝地帯に管理強化区域を設け、計画的な捕獲により個体数を管理していく方針が定められ、捕獲目標数も設けられております。

当市といたしましても、県の方針に則り、人身被害防止のため、緩衝地域での計

画的な捕獲や、イノシシなどの他の獣害防止も兼ねた藪の刈り払いなどを進め、クマと人の棲み分けを図ってまいりたいと考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 7番、見澤勇三君。

○7番(見澤勇三君) ゾーニング管理は一時的な対策でなく、継続的な刈払い、巡回など、地域の方々のご理解を得ながら管理していくことが求められます。このように人身被害を防止する上で、クマと人の住み分けを図る考え方も有効な対策の一つだと思いますが、市街地に出没したときの対応策を考える上で、国は一定の条件を満たせば、自治体の判断で市街地での緊急銃猟を可能とする改正鳥獣保護管理法を昨年9月に施行しました。この半年間で全国で51件、県内では、勝山市が3件実施されました。私は、昨年末に緊急銃猟を実施した勝山市に行き現場で指揮を執られた方と直接お会いし、実施されるまでの準備体制や、そこで生かされたこと実体験の中で見えてきた課題などを伺ってきました。ここからは、それをもとに質問させていただきます。

緊急銃猟とは、自治体の判断で市街地での銃猟の発砲が認められるということですが、法改正前と改正後との発砲の仕方がどのように違うのか。また、緊急銃猟を行使するにあたって、全てを満たす条件とはどのようなことを言うのか。また、その実施方針決定をどなたが決断し、指示を出すのかをお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) 緊急銃猟を行使する上での条件と、権限委任者についてのご質問にお答えをいたします。

緊急銃猟制度は、住宅地等の生活圏にクマやイノシシが出没し、人命に危険がある場合、市町の判断で銃猟による捕殺を行うことができる制度でございます。

制度制定前は、発砲禁止区域での銃猟は「刑法第37条第1項にある緊急避難」、もしくは、「警察官職務執行法第4条第1項にある避難等の措置」によって行われていました。

まず、刑法では狩猟者が命の危険にさらされた場合に緊急措置として発砲することが可能で、発砲しても違法性が阻却されることで、刑事罰に問われないというものでございます。

また、警察官職務執行法は、住民の生命・身体・財産に危険が及ぶ場合、警察官による駆除命令の発出、及び武器使用による駆除が可能となるものであり、ハンターは警察官の命令に従った場合、刑事責任を問われないとされています。

この二つの方法は、駆除の決定、発砲や損害賠償などの責任の所在が曖昧で、また、警察、自治体それぞれの指揮系統が分かれていることで判断が混乱し、警察の発砲命令がなかなか出ずに、現場対応が遅くなるといった問題がありました。

緊急銃猟制度が制定されたことで、市が発砲許可を出せるようになり、指揮系統の統一や責任の所在といった問題点は改善され、迅速な対応が可能となりましたが、

ハンターの発砲責任については、警職法と同じではなく、責任が残るものとなり、責任負担は大きくなったのが現状でございます。

次に、市が発砲命令を出す条件ですが、「人の日常生活圏への侵入」「人への危害を防止する措置が緊急に必要」「銃猟以外の方法では的確かつ迅速にクマ等の捕獲等が困難」「地域住民等に弾丸が到達する恐れがない」という4条件を満たす必要があります。

簡単に状況説明しますと、市街地や農地など人の生活圏でクマが出没し、山へ追い払うことが難しい状態で、かつ、猟銃の発射先の方向にバックストップがあり、人がいない状況を指します。

なお、緊急銃猟の実施決定につきましては、市長に権限が付与されていますが、現場で指揮を執ることが困難であることが想定されるため、あわら市では権限を部長に委譲し、現場での指揮、実施の命令を出すこととしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 7番、見澤勇三君。

○7番(見澤勇三君) 場所、緊急性、方法、安全性の確保といった観点から、全ての条件が整えば、本市において、市街からの権限委任者である経済産業部長の判断で実施されるということです。重責を担う部長よろしくお願いいたします。

それでは、ここで実際に行った勝山市の事例を、時系列に沿って紹介させていただきます。まず1例目、昨年10月29日、市内のこども園に隣接する敷地にクマ2頭が侵入し、人への危害を防止する措置が緊急に必要であったため、排除を実施したものです。それでは一連の流れを紹介します。午前7時10分、市にクマの痕跡の通報があり、そこから始まります。午前7時30分、クマのふんであることを確認。午前8時、警察、各課、区長へ情報発信。8時50分、クマ目撃の通報が入る。こども園の防犯カメラを確認したところ、夜間に親子グマの移動を確認。警察と園長が不在家屋を確認したところ、フェンス越しに威嚇してきたため、逃げる。その後、クマの行方は不明。午前10時、こども園の屋上からクマの位置を特定。茂みに潜んでいるクマの一部が見える状況。10時15分、緊急銃猟の実施方針を決定。緊急銃猟に係る警戒連絡室を設置。11時55分、住民避難完了。通行止め完了。12時3分、ハンターに証票を渡し、緊急銃猟を開始。12時15分、猟友会4名で12発発砲。絶命を確認。12時41分、交通規制解除。避難場所を閉鎖。12時55分、現場周辺の着弾の確認。

このように約6時間に及ぶ緊迫した状況の中、人身被害なし、損失補償が必要な物損なしで無事終了し、住民の安全確保が守られました。ハンターの方々は、自分たちの技術で市民の安全を守れたと感じ、市民の方からは適切な対応だったというお声が寄せられたそうです。この事例を通して、猟友会との関係性が大変よく、強い信頼関係の上に達成できたこと、また各課の担当者や警察ともしっかりと連携がとれていることを強く感じました。その背景には、早くからのマニュアル作成、日頃からの情報交換と共有、何よりも県との訓練に参加し、そこで得たことをマニユア

ル作成に生かし、見直しを図ってきたことが、無事故で対応ができた要因ではないかと考えます。

そこで質問です。本市における緊急銃猟に関するマニュアルは既に作成されておりますでしょうか。もし完成しているようでしたら、どの点に重点を置いて作成されたのか。また、特にご苦労された点がございましたらお聞かせください。

あわせて、猟友会や警察との連携並びに研修会等の取り組みがございましたら、お示しください。

さらに、ハンターの育成や確保について、どのような対策を講じておられるのか、お伺いいたします。

また、人材不足への対応として、猟銃免許を有する方を公務員として任用するガバメントハンターについて、本市はどのようなお考えかあわせてお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

緊急銃猟マニュアルにつきましては、今年に入り1月30日に制定を終えており、すぐさま内容について猟友会や警察など関係団体と情報共有をしております。

特に重点を置いた箇所は、4条件のうち「地域住民等に弾丸が到達するおそれがない」との項目になります。バックストップや、発砲が難しい状況などを専門家である猟友会や警察と協議し、内容を細かく詰めております。

また、これまで猟友会や警察とは、毎年1～2回程度対策会議を行っており、主にクマ対応についてそれぞれの役割分担の確認などを行ってきております。

次に、ハンターの育成や確保の取り組みにつきましては、すでに銃猟の狩猟免許及び銃の所持許可取得のための補助金制度を設けており、また、今後は狩猟免許更新補助金、及び、射撃練習のための補助を検討しております。

また、公務員のハンターである「ガバメントハンター」につきましては、福井県では唯一、南越前町が取り入れており、猟友会員が嘱託員として採用され、主にシカ捕獲を主業務として行っているとお聞きしております。

あわら市においては、定年退職された猟友会員に相談をしましたが、良い返事はいただけておりません。

ガバメントハンターの有用性は理解しておりますが、猟銃所持者で退職者といった条件が難しく、採用に至るには厳しい状況ですが、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 7番、見澤勇三君。

○7番(見澤勇三君) 再質問になります。まず、マニュアル策定において大変なご苦労を重ねられたこと、関係団体との連携にも丁寧に取り組まれていることに対し、改めて再認識させていただきました。

その上で、人材確保について再度お尋ねいたします。ガバメントハンターの有用

性は理解しているものの、採用に至るまでには厳しい状況とのことでした。そこで、  
猟友会員の退職者に限定するのではなく、元警察官や元自衛官など銃の取り扱い経  
験があり、規律、安全整理に精通したOBの方々に対して、狩猟免許の取得を促す  
ことも有効ではないかと考えますが、市としての見解をお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) 元警察官や元自衛官等に対する協力要請につきまして  
は、昨年11月14日に開催されましたクマ被害対策等に関する関係閣僚会議で検  
討、決議され、クマ被害対策パッケージの一つとして各省庁より協力要請が行われ  
ております。

市といたしましては、警察官OBや自衛官OBで新たに狩猟免許を取得しようと  
する方に対して、県と連携しながら、まずは猟友会に入ってもらおうよう協力をお願  
いしてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 7番、見澤勇三君。

○7番(見澤勇三君) 担い手不足を考える上で、市としても積極的に働きかけを進め  
ていただくことを期待いたします。

次に、先ほどの勝山市の事例は初めての緊急銃猟ということで、ある課題も見え  
てきました。それは想定以上に住民避難の面で時間を要したということです。状況  
を説明しますと、まずは電話による避難の呼びかけを試みましたが、近隣の住宅7  
軒のうち1件しか連絡が取れず、6件は直接訪問せざるを得ない状況になりました。  
職員の安全確保を行いながら、1件ずつ訪問し、状況を説明しながら避難を促しま  
したが、高齢者でなかなか理解を得られなかったそうです。中には30分ほど状況  
を説明し、何とか避難場所へ移動してもらった方もおられたそうです。この体験を  
通して住民の方々に、緊急銃猟における銃の発砲の危険性や避難について、日ごろ  
からの周知が大切であることや、速やかに行動していただけるよう、啓発にも力を  
入れていかなければいけないと強く感じられたそうです。準備段階の難しさを痛感  
させられさせられましたとも話されていました。

そこで質問します。クマが市街地に出没した場合を想定し、より実践的な対応力  
を高めるため、県、猟友会、警察等の関係機関と連携した実地訓練をあわら市にお  
いて実施する考えはないかお伺いいたします。

また、既に実施の予定がある場合には、その時期や訓練場所、想定内容について  
お示しください。さらにクマ出没時における避難指示等の情報について、市民への  
周知を今後どのように図っていくのか、あわせてお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) ただいまのご質問にお答えします。クマ出没対応訓練  
につきましては、令和3年度より毎年、福井県が県内市町を対象に行っており、当

市も令和5年度に実地訓練を実施したところでございます。

訓練は、市・県の担当者、管内猟友会及び警察を交えた実践的な合同訓練となっており、机上訓練及び実地訓練を行い、出没时间の役割や対応、実施時の問題点の発見やその改善策についての検討などを行っております。

また、県内各市町で行われている訓練にも、当市の担当者及び猟友会員、あわら警察もオブザーバーとして参加し、見識を深めております。

今年度から緊急銃猟訓練も始まったことから、県が主催する合同訓練地にあわら市を候補地として実施する事を要請し、ぜひ市内で訓練したいと考えております。

また、市民への緊急銃猟と避難指示などの周知につきましては、市ホームページの作成や、市広報への掲載を行うことを考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 7番、見澤勇三君。

○7番(見澤勇三君) 訓練の中で得たものは必ず実践で生かされると思います。課題になっている住民避難指示の周知もホームページや広報への掲載を考えていますとのことでした。よろしくお願いいたします。

それでは次に、2例目の事例を時系列にして紹介します。令和7年11月8日、勝山市内の工場内にクマ1頭が侵入。工場内への侵入となり、人への危害を防止する措置が緊急に必要なことから、クマの排除を実施したものです。それでは、一連の流れを紹介します。これは夜10時から始まりました。社員が工場正門付近でクマを目撃し、警察に通報。夜10時26分、市職員が現地到着。社員が撮影した建物内の写真からクマを確認。ここから日をまたぎ、午前になります。午前2時18分、工場に市職員がドラム缶檻とセンサーカメラを設置。3時10分、センサーカメラにクマ1頭を映る。ドラム缶檻に入らず、工場内に潜伏。午前7時35分、クマの場所特定のためドローンにて探索。照明が消えている中、クマを確認。8時27分、工場長同意の上、緊急銃猟を決定。緊急銃猟に係る警戒連絡室を設置。午前9時、市民へ周知。午前10時5分、クマの再探索開始。工場屋上から中庭に潜んでいるクマを発見。10時15分、猟友会に証票を渡す。1名が1発発砲。絶命を確認。11時20分、現場周辺の跳弾等の確認。制限解除のお知らせ。この事例に関しても、人身被害なし、損失補償が必要な物損なしで無事終了しました。

ここから質問に入ります。この事例では、工場が広くて複雑な建物の設計の上、薄暗い中での探索になり、混乱を要しました。人が工場内に入って見つけることも大変危険ですので、軽トラックにドラム缶檻を積んで、工場内に設置を試みたそうです。しかし、時間が経過しても、クマは檻の中には入らず、深夜にまたがり探索が続くことになりました。そこで生かされたのが、猟友会で保持していたドローンでした。生き物の対応を感知し、その姿を捉えることができるので、薄暗い中でも居場所を特定するのに大変有効であったとお聞きしました。本市においても、このような複雑な場所や人が立ち入れない箇所での探索に大いに役に立ち、災害時にも活用が期待されるドローンの導入について検討すべきではないでしょうか。

また、ふるさと納税による寄附を募る自治体も増えていると聞いております。本市としても、その活用を前向きに検討すべきと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

また、工場内でのA Iカメラが有効活用できたように、人里近くのクマの動きを察知する上でも、A Iを活用した監視カメラ映像がとても有効だと聞いております。クマがカメラに映ると同時にスマホに緊急の知らせが入る仕組みになっており、瞬時に区長、住民、猟友会の方々に連絡を取ることができ、避難誘導が迅速に行われ、被害防止に大変役に立つカメラです。新年度に本市も3台購入予定とお聞きしていますが、そのA I監視カメラを学校、こども園周辺の山際に設置することで、緊急事態に備えるという点では大変効果があると考えます。子どもたちを守るという安全対策にも大変生かせるのではないかと考えますが、あわせて市の見解をお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) ただいまのご質問にお答えします。ドローンにつきましては、他の自治体の導入事例をみましても、熟練者ではない職員による捜索が難しいことや、導入費用が高額であるなど、課題があることから、今後導入した自治体の成果を十分に調査研究し、今後検討してまいりたいと考えております。

A Iカメラにつきましては、来年度3台の増設を予定しており、学校周辺などのいち早い出沒情報が必要な箇所での活用を検討しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 7番、見澤勇三君。

○7番(見澤勇三君) 再質問になります。学校周辺でのA Iカメラの活用を検討しているとのことでした。一昨年および昨年の6月に芦原中学校周辺においてクマの目撃がありました。特に出沒の可能性が高い学校周辺では、児童生徒の安全確保のため、早期発見、早期対応が重要ですので、カメラの活用をぜひ前向きに考えていただきたいと思っております。

次に、A Iドローンシステムによる自動追尾や位置情報の把握など、実用化に向けた取り組みが進められています。例えば、秋田県内の自治体では実証実験が行われており、官民連携による運用も模索されています。本市においても、事業者との共同運営や実証実験の導入について検討する考えはあるのか、市の見解を伺います。

また導入に当たっては、国の指定管理鳥獣事業補助金などの補助制度の活用も考えられます。財源確保の観点からも、こうした補助制度を積極的に活用すべきと考えますが、市としてどのように認識しているのか、あわせてお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) 議員ご指摘の通り、芦原中学付近は2年連続で目撃情報もあることからA Iカメラの設置の候補地として検討しているところでございま

す。あわら市の他の候補地を含めて、危険度が高い場所を優先的に選定し、設置してまいります。

次に、AIドローンでの自動追尾や位置情報確認につきましては、どのようなケースでどのような効果が得られるのか調査研究を進めたいと考えております。また、ドローン事業者との共同運営につきましても、その費用対効果なども考えながら検討を進めたいと考えております。次に国の指定管理鳥獣対策事業の補助制度につきましては、令和7年度より施行されており、今年度のクマ捕獲の費用や備品購入のため、既に活用しているところでございます。今後もクマ対策のため十二分に活用してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 7番、見澤勇三君。

○7番（見澤勇三君） 安全性が高く性能も良くなった国産ハンティングドローンも開発されてきています。この補助制度を活用して、前向きに検討していただければと考えます。

最後に危険が伴うハンターの支援体制についてお伺いたします。県は緊急銃猟を実施した際のハンターへの日当や建物などの損害に備えて加入する保険費用など、市が負担する経費を県が補助する方針を打ち出しました。研修費の中から、射撃訓練なども行われている自治体もあると聞いていますが、他市町と比較して、猟友会の委託料は十分なのでしょうか。また、緊急銃猟が可能になったことにより、補償は明確に成っているのでしょうか。万が一の際には、公務員と同等の補償を受けられるよう、処遇改善の必要性を求めたいと思いますが、市としての見解をお伺いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長（中嶋英一君） 緊急銃猟や有害鳥獣捕獲に際しての委託料につきましては、他市町と比較しても遜色はございません。なお、令和8年度以降に、県が緊急銃猟委託料を県内で統一することを決定したことから、今後はその委託料になる予定でございます。また、金額につきましては十分な金額であると聞いております。

次に、緊急銃猟実施の際に被害が発生した場合の補償につきましては、鳥獣保護管理法第34条の6により、市町が補償を行うと明確に定められております。

それを踏まえて、市では緊急銃猟に関する損害賠償に備えて、損害賠償保険に加入することを予定しております。

ただ、保険による補償は最終手段でありますので、被害が出ないように、安全第一での対応を十分に行ってまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 7番、見澤勇三君。

○7番（見澤勇三君） 再質問します。損害賠償に備えて保険に加入するというのを予定しておりますとのことですが、ハンター本人が負傷した場合や、万が一の事故

に伴う法的責任への対応について、市としてどこまで補償するのか、また支援する体制は整っているのでしょうか。最後に、市の見解をお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 経済産業部長、中嶋英一君。

○経済産業部長(中嶋英一君) 先ほどの答弁と同様になりますが、損害賠償金につきましては、ハンター本人の負傷や万が一の事故に対する保険への加入を予定しており、その対応は保険会社となります。また法的な責任の対応につきましては、警察官同行のもと緊急銃猟を行うことから、その責任が残らないよう、十分に確認をしながら進めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 7番、見澤勇三君。

○7番(見澤勇三君) 万が一に備えた制度の整備には既に着手しているとのこと。その上で、十分に確認しながら進めていきますとのご答弁がありましたように、何よりもまず安全第一で取り組んでいくことが重要であると考えます。以上、様々な角度から質問させていただきました。

県内で唯一実施された二つの緊急銃猟の事例を見ても、実施に要する時間が長時間に及ぶことや、夜間、早朝をまたぐ長期戦となり得ることなど多くの課題が明らかになっております。いつ、どこでクマが出没してもおかしくない現状を踏まえ、猟友会の皆様とのより一層強固な信頼関係を築き、警察との連携のもと、今後も住民安全確保に万全を期して取り組まれることを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◇家上雅之君

○議長(室谷陽一郎君) 続きまして、通告順に従い、5番、家上雅之君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 5番、家上雅之君。

○5番(家上雅之君) 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い、5番、家上雅之が分割質問分割答弁にて質問させていただきます。

市長、まずは2期目の当選おめでとうございます。本日は森市長の公約に掲げる1番目と3番目についてちょっと質問させていただきますが、この森市長の公約、六つありますが、これはどれも大切なことだと思っておりますし、順番ついてますけれども、これ全部一番じゃないかなと私は思っております。市長には頑張っていただきたいし、協力していくつもりでございます。よろしく願います。

それでは一般質問します。あわら市の防災力向上の取り組みについて質問させていただきます。あわら市では、防災訓練の実施や防災体制の見直しを進めていますが、より実効性の高い取り組みを行い、現状の課題を正確に把握し、そして改善、市民の生命・財産を守るためには、平時からの備え、訓練の充実、地域防災力の強化、

そして情報伝達体制の確立が不可欠であります。全国的に自然災害が激甚化、頻発化する中、あわら市においても災害に強い地域作りを進めることは喫緊の課題であります。そこで、私はあわら市の防災力に向けた取り組みについて、実際に取り組みられた内容との検証と今後の改善点を確認し、それらを今後に生かしていくため、以下の点について質問いたします。

初めに、令和7年11月16日に、細呂木小学校で実施されました総合防災訓練について伺います。本訓練は、市民の一次、二次避難行動、要配慮者支援、関係機関との連携、またあわら市防災士の会と行った避難所設営など、本市の防災体制を総合的に確認する重要な機会でありました。

そこでお伺いいたします。本訓練の検証結果として、どのような成果と課題が明らかになったのでしょうか。要配慮者支援体制、情報伝達手段の機能、避難所運営の課題などを教えてください。あわら市として、総合防災訓練と並行して、防災イベントや体験型企画を実施する考えはないのでしょうか。坂井市では、坂井市防災フェス実行委員会が企画運営し、関連企業、消防、自衛隊、防災士の会、キッチンカーなどのイベントを開催し、一般の高齢者や親子連れ、また外国人の参加促進や地域の防災の意識向上に繋げております。

二つ目に、令和7年9月12日に実施されましたあわら市の図上訓練の検証についてですが、図上訓練は災害対策本部の機能強化や避難所運営の課題抽出に極めて有効であり、弱点を事前に把握する重要な機会であります。図上訓練の検証結果としてどのような成果が得られ、どのような課題が明らかになったのか教えてください。

最後、三つ目に、防災無線の聞き取りにくさについてお伺いいたします。市民からは屋内にいると聞こえない、地域によって聞こえ方に差がある、風向きによっては聞こえないなどの声が寄せられており、災害時の情報伝達としては重大な課題であります。そこで伺います。防災無線の聞き取りにくさについて、市ではどのように現状を把握しているのでしょうか。スピーカーの向きや、老朽化点検、防災ラジオやスマホ通知との多重化など、改善に向けた具体的な見直しの考えはないのでしょうか。

以上、三つについて市のお考えまた方針をお考えをお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 市長、森之嗣君。

○市長(森之嗣君) 1点目のご質問にお答えしたいと思います。今年度の総合防災訓練は、二部構成で実施いたしました。第一部では、市内全域を対象に住民避難訓練や各区の防災資機材の点検、確認を行いました。約3千4百人の住民に参加をいただきました。

また、第二部では、細呂木小学校において、細呂木地区住民を対象に、あわら市防災士の会による住民共助の避難所設営訓練、あわら市赤十字奉仕団による炊き出し訓練のほか、県や北陸電力送配電株式会社などの防災関係機関による防災啓発を実施いたしました。

訓練後には、防災士の会と振り返りを実施しましたが、災害時に地域のリーダー的な役割を果たす防災士が、この訓練で多くの住民と共に段ボールベッドや間仕切りの組み立てなどの経験ができた一方で、各避難所の収容人数や備蓄物資に関する行政との情報共有が不十分であったことが課題として洗い出されました。

こうした意見を踏まえ、来年度に向けてあわら市防災士の会との連携を強化し、住民共助による避難所設営訓練に取り組んでまいります。

また、今回、要配慮者支援として、初めて福祉避難所全7施設の担当者と電話連絡による開設要請訓練を実施しましたが、今後も、こうした訓練を継続し、より実効性を高めてまいりたいと考えております。

次に、総合防災訓練と並行しての防災イベントや体験型の企画実施の提案については、市としましては、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、発災時に迅速に対応できるよう避難所設営訓練や炊き出し訓練などの実践的な訓練を重要視し、今後も、総合防災訓練で重点的に実施してまいりたいと考えております。

一方で、ご提案の防災イベントのように幅広い年代の方が防災に触れる機会を確保することも重要であると考えております。

今年2月14日、15日に中央公民館で開催されました「ほのぼの展」では、あわら市防災士の会ウイメンズチームが防災クッキングの紹介や備蓄品の試食、防災リュックの展示、防災カルタの紹介など住民が参加しやすい形で防災ワークショップを実施しました。

また、議員がご紹介された「さかい防災フェスティバル」は、地域住民の有志による実行委員会が主体となり、地域活性化の一環として、多くの関係団体の協力の下、実施されたものと伺っております。

このように、関係団体や地域住民主体による防災に関する取り組みが、より多くの住民の目に触れ、ひいては地域の防災意識の向上につながるものと考えておりますので、今後、その連携や協力について検討してまいりたいと考えております。

2点目の質問については、総務部長がお答えをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 総務部長、岡田晃昌君。

○総務部長(岡田晃昌君) 次に、2点目の「令和7年9月12日に行った図上訓練の検証結果、課題等について」お答えをいたします。

今年度の災害対策本部図上訓練では、市職員はもとより、県や自衛隊、警察、消防から総勢100人が参加して大規模地震発生初日を想定して、救出・救助、複合災害対応、避難所の開設等の状況に応じた情報の収集や共有、対策の検討、各機関との連携、災害対策本部会議の運営などの実践的な訓練を実施しました。

訓練後、参加した各機関から、市職員が高い意識を持って災害対策本部の各班で積極的に情報共有している姿勢に高評価を得た一方で、情報共有の手段として、ホワイトボードと地図をうまく活用できていなかったことや、班を横断した情報の共有に不十分さがあったことについての指摘を受けました。

発災時には、迅速かつ効率的な情報処理が求められ、情報共有の手段についても検討が必要であるといった課題が得られました。

次に、3点目の「防災行政無線について」お答えいたします。

防災行政無線の聞き取りにくさについては、地区要望や防災行政無線を放送した際の問い合わせ等により現状を把握しています。

これに対しては、区長立ち合いの下、スピーカーの向きを変えたり、毎年の定期点検により、必要に応じて老朽化した機器の修繕、取り替えを行っています。

また、現在の防災行政無線は、設置から20年弱が経過していることから、機器の更新に合わせて、スピーカーの増設や音声伝達性能の向上した高性能スピーカーへの切り替えなどを来年度から検討していく予定です。

その際は、音の届く範囲を調査するなど、聞こえにくさの解消に向けた取り組みも進めてまいりたいと考えております。

なお、防災行政無線の屋外スピーカーについては、国は、緊急情報を迅速に、一斉かつ広範囲に伝達するプッシュ型的手段として、極めて有効な手段であり、屋外で作業している人や登下校中の子ども達など、スマートフォンを携帯していない住民に対しても情報を伝えることができるものとして、その整備を推進しているところです。

一方で、音声による情報伝達であるため、風向き、天候、場所により、聞こえ方が異なり、漏れなく地域住民へ聞こえるようにすることは事実上困難であるとも言及しており、緊急情報を確実に伝達するためには、複数の伝達手段を確保すること、つまり、多重化が重要であるとしています。

このため、市では、防災行政無線に加え、令和5年度に災害情報一元化システムを導入し、市ホームページ、公式LINE、防災メール、災害情報テレホンサービス、避難情報等電話発信サービス、Yahoo!防災速報アプリへ災害情報を一括して配信し、多重化を図っています。

市としましては、引き続き、市ホームページや広報紙、防災出前講座などの様々な機会を通して、災害情報伝達手段の多重化に取り組んでいることを広報し、その理解促進を図ってまいりたいと考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 5番、家上雅之君。

○5番(家上雅之君) それでは、再質問させていただきます。今回の総合防災訓練では、要配慮者支援として初めて福祉避難所の開設要請訓練を実施したとありますが、これは素晴らしいこととあります。今後、どのような訓練が必要だと考えているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 総務部長、岡田晃昌君。

○総務部長(岡田晃昌君) 今回の訓練を初めてということもありまして、市と各福祉施設の担当者との関係構築を兼ねまして、電話による開設要請を行う訓練を実施し

たところでございます。今後の訓練内容については、関係課や各福祉施設との協議を経まして具体化してまいります。例えば各福祉避難所における要配慮者の受付や避難スペースへの誘導、ダンボールベッドやパーティションの組み立てなど実践的な訓練をしていくことが必要だと考えています。以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 5番、家上雅之君。

○5番(家上雅之君) あわら市には福祉避難所が7ヶ所ありますが、その他にも余熱館ささおかや温泉旅館なんかも追加してもらえたらと思っております。また、福祉避難所ですので、手話ができる方や、点字なども必要なのかなというふうにちょっと思っております。

引き続き、再質問なんですけれども、総合防災訓練の結果のことですけれども、この総合防災訓練の結果を検証しながら、住民や関係機関と一体となって継続して実施していただきたいと思いますと思うのですが、実施形態がマンネリ化すると、住民の関心が薄れてしまうことが懸念されます。これはどこの防災訓練でも言えることでもあります。このため、例えばVRのような先端技術を生かした災害体験や、実際に被害に遭われた方、または現地に支援に行かれた方のリアルな体験談など、住民の方の興味や関心が高まるような内容を組み入れ、そういうような考えはないのか。また、高齢者、子ども、外国人の方も交えた訓練を取り入れる考えはないのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 総務部長、岡田晃昌君。

○総務部長(岡田晃昌君) 先ほど市長が答弁いたしました。令和6年能登半島地震の教訓を踏まえまして、その訓練内容を従来の土嚢作成や煙の疑似体験などから、実践的な内容の訓練に切り替えましたが、今後もこの方針で実施をしていきたいと考えています。

あわせて、総合防災訓練に参加する関係機関の協力のもと、防災資機材や発電機車、トイレカーなどの特殊自動車の展示を行ってまいります。議員ご指摘の通り、住民の関心が薄れないような工夫も必要ですので、被災者や現地支援者による講演会なども取り入れていきたいと考えています。

また、総合防災訓練とは別に、高齢者向けの防災出前講座や学校向けの防災教室を実施しているほか、あわら市国際交流友の会では、外国人のための防災訓練を行っています。これらでは、早めの避難行動や災害情報の収集の仕方を学んだり、避難所の設営体験や非常食を試食したりするなど、それぞれの習熟度や実情に合わせて防災知識を学べるような取り組みをしています。市としましては、こうした機会を通して、総合防災訓練により多くの高齢者や子ども、外国人の方が参加していただけるよう、積極的な呼びかけを行ってまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 5番、家上雅之君。

○5番（家上雅之君） 外国人の方の参加してもらおうということで、言葉の壁があるかと思しますので、多言語のアプリなんかも考えていただければと思います。

それでは再質問ですけれども、図上訓練の課題を次年度以降の訓練計画やマニュアル改訂にどのように反映していくのでしょうか。よろしくお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 総務部長、岡田晃昌君。

○総務部長（岡田晃昌君） 図上訓練につきましては、次年度以降も地震災害のみならず、風水害を想定した訓練を繰り返し実施し、職員の災害対応力の向上に努めてまいりたいと考えています。今回の訓練では、ホワイトボードと地図をうまく活用できていなかったことから、より迅速に情報共有が図れるよう、クラウドサービスの活用を検討し、その有効性を検証していきたいと考えています。また、情報共有や対策立案などの災害対応業務が効率的に行えるよう役割を明確化した。より具体的なマニュアルを作成し、その実効性を高めていきたいと考えています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 5番、家上雅之君。

○5番（家上雅之君） ありがとうございます。図上訓練のいいところは、問題点を可視化でき、即座に共有できる点や、知らない人とでもすぐに話ができ、連帯感や信頼関係が生まれ、手順のシミュレーションや判断力が身につくことであります。また、平時でも災害時のことを考えるようになるきっかけになると思います。100%の結果や成果は難しいと思いますが、一人一人が自助共助の気持ちを抱いてもらえるように、皆で考えながら前に進んでいければと思っておりますし、本当にこの図上訓練は皆さんみんなでやっているといいと思っております。それでは一つ目の質問を終わります。

続きまして二つ目の質問で、行政連絡員および公民館館長の報酬の見直しについて質問させていただきます。

あわら市には現在129の行政区があります。また、公民館は9施設あります。行政区においては、5、6世帯の集落から500世帯を超える区まであり、非常に世帯数が異なっております。世帯数の多い少ないに限らず、行政連絡員いわゆる区長でございますが、区長の仕事量はとても多く、とても大変だと私は思っております。

2004年3月1日、芦原町、金津町が合併し、あわら市が誕生いたしました。そのときに、行政連絡員の規定や報酬等見直しをされたと思いますが、作られた当時とは社会情勢も、行政の役割も大きく変化しております。22年が経ち、昨今の物価高の長期化、生活コストが上昇しているにも関わらず、報酬は据え置き、区長としての業務をする際の経費に対する手当はないと聞いております。

情報の複雑化や情報量、災害時の初動体制のあり方、少子高齢化によるなり手不足など、区が直面する課題は山積みしております。戸数が少ない集落ですと、若い人の中には区長になるのが嫌で引っ越しを考えるという人も聞いております。これ

は集落の存続、ひいてはあわら市の存続にも関わると感じております。区長の存在と充実は「つながるあわら」を公約として掲げる市長のまずは最初に取り組みられる課題かと私は考えます。

また、このことは公民館館長にも当てはまると思います。地域の公民館館長はボランティア精神が強い人が多く、地域コミュニティの促進、また、地域住民の要望など多岐にわたり活動しております。しかし、国全体で賃上げを行っていくなか、当時と変わらない報酬では、充実した公民館活動を行うことができないと私は感じております。このようなことの財源を確保するためには、いろいろ大変ではありますが、前向きな検討をお願いし、報酬の見直しをしていただきたいと思います。

そこで伺います。あわら市の行政連絡員、また公民館館長の報酬の見直しの考えはないのでしょうか。よろしく願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 総務部長、岡田晃昌君。

○総務部長（岡田晃昌君） 1点目の「行政連絡員の年間報酬の見直しの考えはないのか。」とのご質問にお答えをさせていただきます。

市内各自治会の行政連絡員の皆さまには、区民への広報紙の配布や行政情報の伝達をはじめ、災害時の初動対応、地域課題の把握など、多岐にわたり重要な役割を担っていただいています。

この行政連絡員の報酬は、こうした行政連絡業務を遂行していただくことへの対価として「あわら市行政連絡員要綱」で定めています。

報酬体系は、「均等割」と「世帯割」とで構成され、均等割は、1自治会あたり60,000円とし、世帯割は、1世帯あたり1,200円を基本に100世帯を超えるごとに10%ずつ逡減する仕組みとし、この2つの合計額を報酬として毎年12月末にお支払いしています。

県内他市では、均等割に相当する額は11,000円から35,000円程度であり、本市は最も高い水準にあります。また、世帯割も、同等か、それ以上の水準となっています。

特に世帯数の少ない小規模の自治会への報酬は、本市が最も高く、自治会の規模に関わらず一定の報酬が支払われている状況です。

こうした点を踏まえすと、本市の行政連絡員報酬は決して低いものではなく、県内でも高い水準にあると考えています。

また、行政連絡員の業務負担の度合いや担い手不足は大きな課題ではありますが、報酬の増額がその解決につながるとは限らないことから、報酬の増額よりも業務負担軽減の取組みを優先するべきであると考えています。

そのため本市では、電子回覧板の導入をはじめDXの活用や、配布物等の集約・簡素化などを進め、行政連絡員業務の効率化と負担軽減を推進してまいりたいと考えております。

2点目の質問については、教育部長がお答えします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 教育部長、山下綱章君。

○教育部長(山下綱章君) 2点目の「公民館長の報酬見直しの考えはないのか。」とのご質問にお答えをさせていただきます。

公民館館長の皆様には、地域住民の交流促進や学習活動の充実を図るうえで中心的な役割を担っていただいておりますこと、地域コミュニティの維持・活性化に多大なるご貢献をいただいておりますことに、まずもって深く敬意を表するものでございます。

平成21年度までは、公民館によって勤務時間が1日または半日と異なる勤務形態で、臨時職員として公民館館長を委嘱しておりました。

しかし、平成22年度以降は、特別職の公民館館長として勤務時間を概ね週30時間とし、報酬も月15万円の固定給と統一したうえで委嘱しているところでございます。

一方で、人口減少に加え、定年延長や再任用制度の影響もあり、公民館長の「なり手不足」という課題が顕在化している状況にございます。

また、公民館長の報酬につきましては、平成22年度以降、社会経済情勢の変化や物価上昇に十分対応した改定が行われてこなかった経緯がございます。

公民館長の役割につきましては、施設運営に加え、各館で実施しております各種祭りの開催や、地域団体との連絡調整など、多岐にわたる業務を担っており、責任が増加していることから、現行の報酬体系がその実態に必ずしも見合っていない側面があるものと認識しております。

今後につきましては、公民館館長の業務内容の分析を改めて進めるとともに、他の市町の状況を総合的に勘案し、報酬体系・勤務体系の見直しなどについて、検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 5番、家上雅之君。

○5番(家上雅之君) 区長の報酬につきましては、多い少ないという評価はその区長によって、区長の仕事の捉え方によって違うというふうに思います。また、一生懸命、地域のためにされている区長もいますし、またみんな区長さんは一生懸命やっていたらいいんですけども、そういう熱い思いを持っている方もなかなか少なくなっているのかなというふうに思っております。いずれにしても区長職には大きな責任ということが伴ってきますので、その点を配慮していただければと思います。

また、小規模な集落では、担い手不足により長年にわたり区長を務めざるを得ない方もたくさんおられます。そういうことで持続可能な集落運営を維持していくためにも市として抜本的な対策を検討すべき時期に来ているのではないかなというふうに考えております。私は思います。

また、公民館館長の報酬につきましても、現行の体系が実態に必ずしも見合っていないことから、今後の見直しが期待されるところでございますので、よろしくお願いたします。

区長や公民館館長を初め、地域を支えていただいている他の役職の方の担い手の不足も、本当になかなか手がないということです。負担軽減に向け、市には今後も一層の努力をお願いしたいと思います。「住んでよかったあわら」「住みたくなるまちあわら」と言えるような、今後のあわら市の発展、また賑わいづくりをお願いするためにも、理事者の皆様とともに協力して作っていききたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（室谷陽一郎君） ここで暫時休憩といたします。なお、再開は13時からといたします。

（午前11時47分）

◇青柳篤始君

○議長（室谷陽一郎君） 続きまして、通告順に従い、9番、青柳篤始君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 9番、青柳篤始君。

○9番（青柳篤始君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、9番、青柳篤始の一般質問を行います。一問一答方式で行わせていただきます。

まずは市長ご当選おめでとうございます。新しいこの期に際して市長とは是々非々で議論をして深めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ちょうど眠たくなる時間でもございますテンポよく進めてまいりたいというふうに思っております。

それでは、通告に基づき質問に入ります。今、地域は静かに弱っております。担い手は減り、挑戦の場は限られ、行政の依存はますます強まっています。こうした現実の中で、今回の一般質問は、コミュニティセンター構想による人材育成と地域拠点整備について問うものであります。目的は施設整備そのものではありません。人と地域をどう育てるか、その仕組みを拠点という形でどう再設計していくのかを問うものであります。その議論を進める前提として、まず、現在の公民館の位置づけを確認させていただきます。

あわら市には現在九つの公民館が設置されております。公民館は社会教育法に基づく施設として、生涯学習の場を提供し、教室やサークル活動、貸館業務を中心に運営されているものと認識しております。また、行政直営で運営されている施設もあります。私自身も公式LINE等で活動の様子を拝見しておりますし、市民の皆様からも評価の声を伺っております。地域における学びと交流の場として一定の役割を果たしていると受け止めております。

そこで伺います。現在の公民館の法的位置付けと業務内容、各課の利用状況および利用率、さらに主な事業内容とその成果について現状をお示しいただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 教育部長、山下綱章君。

○教育部長(山下綱章君) まず、公民館が担っている法的位置づけおよび業務内容についてお答えをいたします。

公民館につきましては、社会教育法第20条の規定に基づき、住民のために、生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進など、生活文化の振興および社会福祉の増進に寄与することを目的として設置されております。

この目的のもと、公民館は、年齢・場所・機会を問わず、生涯にわたり行われる学習、いわゆる生涯学習を推進する拠点として位置づけられております。

本市におきましては、市内9か所に設置された各公民館が地域の特性や利用者ニーズを踏まえ、複数回参加型の定期講座に加え、1回で完結する単発講座を実施しております。また、住民の学習成果や活動を発表する機会として、地域と連携した祭り等のイベントも開催し、地域文化の振興に努めているところでございます。

さらに、公民館が社会教育の推進と地域コミュニティの形成に寄与する重要な施設としての役割を十分に果たすべく、貸館業務においては、利用申請手続きの円滑化や共有スペースの環境充実など、利用者の利便性向上に向けた改善に日々取り組んでおるところでございます。

次に、各館の利用状況および利用率についてお答えします。

まず、令和6年度の各館の利用状況でございますが、公民館全体で年間、定期講座を681回、単発講座を108回開催しております。

そのほか、各公民館で公民館まつりなどのイベントや自主クラブなどへの貸館を行っており、多くの方に利用されております。

また、令和6年度の公民館の利用率につきましては、公民館利用者数は87,493人であり、その内、拠点公民館である中央公民館が約30%、湯のまち公民館が約15%と、生涯学習の拠点として多く活用されている状況でございます。

最後に、主な事業内容とその成果についてお答えをさせていただきます。

まず、定期講座につきましては、デッサンやピアノといった技術・知識の習得を目的とした講座のほか、ヨガや健康体操などの健康増進を図る講座を実施しており、令和6年度は42教室に約7千人の参加がございました。

また、単発講座につきましては、歴史、料理、ものづくりなど、多種多様で幅広い世代を対象とした内容を各館において展開しており、同年度は86講座に約1,500人の参加がございました。

さらに、定期講座の受講者が講座終了後も学習活動を継続したいという意欲から、自主的に「自主クラブ」を組織し、公民館を拠点として活動を行う例も見られ、地域における学習文化の広がりにも寄与しているところでございます。

今後とも、公民館が地域住民の学習及び文化活動の拠点として、社会教育の推進と地域コミュニティの形成に一層貢献できるよう、共有スペースの環境整備など、

利用者の利便性向上に努めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 9番、青柳篤始君。

○9番(青柳篤始君) ありがとうございます。先日、サードプレイスの件で、公民館施設等にご相談に伺う機会がありました。その際、できるだけ施設を活用してほしいという思いが伝わってまいりました。そもそも私がお願いする以前に、柔軟な対応をされている様子も見受けられましたし、現場の前向きな姿勢と意欲を感じ、大変心強く思いました。

一方で、現在の枠組みの中でできることは一定の整理があり、より広い役割が求められているのではないかという印象も受けました。

そこで伺います。少子化や若者流出、企業の人材確保が課題となる中で、地域の担い手育成はこれからのあわら市にとって重要なテーマであると考えます。現在の公民館は、生涯学習の場として機能しておりますが、若者の挑戦や地域活動の担い手育成という観点をどのように位置づけられておられるのか、

また、若者世代を対象とした事業や担い手を育成する取り組みがどの程度行われているのか。

さらに、公民館が将来的に担い手育成の拠点となり得るとお考えかどうか、見解をお示しいただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 教育部長、山下綱章君。

○教育部長(山下綱章君) まず、現在の公民館は、生涯学習の場として機能しておりますが、若者の挑戦や地域活動の担い手育成の観点をどのように位置づけているのかとのご質問にお答えをさせていただきます。

公民館は、これまで市民の学びを支える生涯学習の拠点として重要な役割を果たしてまいりました。一方で、人口減少や地域コミュニティの変化が進む中、地域を支える若い世代の参画や育成は、これまで以上に重要な課題となっております。

こうした状況を踏まえ、公民館では、従来の学習機会の提供に加え、若者世代の利用促進に資する講座の充実を図っております。

具体的には、単発講座において親子を対象とした、細呂木公民館での「たたら製鉄実習」や、湯のまち公民館での「ミニ門松づくり講座」など、若者世代が参加しやすい講座の展開を強化してまいりました。

これらの取り組みにより、将来的な地域活動の担い手を育む場としての役割を、引き続き位置づけてまいりたいと考えているところでございます。

次に、若者世代を対象とした事業や、地域活動の担い手を育成する取り組みがどの程度行われているのかとのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、公民館における取組として、中央公民館では金津地区、湯のまち公民館では芦原地区の児童を対象に、放課後子ども教室を実施しております。週末や長期休暇には、多様な参加型イベントを企画し、子どもたちが地域とのつながりを感じら

れる機会を提供しているところでございます。

また、単発講座におきましても、地域の文化や特色に触れることができる内容を取り入れ、子どもたちが地域への理解を深められるよう努めております。

一方で、中高生や若者世代の公民館利用につきましては、他の世代と比べて少なく、十分な取組が行われているとは言い難い状況にあると認識しているところでございます。

このため、今後は市内各学校とも連携を図りつつ、公民館の役割や魅力を深めていただけるよう取り組みを進め、若者世代の参画促進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、公民館が将来的に担い手育成の拠点となり得るかのご質問にお答えいたします。

公民館は、これまで地域の学習や交流の場として重要な役割を果たしてまいりました。しかしながら、近年、地域社会が抱える課題は多様化しており、また少子高齢化の進行に伴い、地域の担い手をどのように育成していくかは、これまで以上に重要な課題となっております。

こうした状況を踏まえ、公民館には、20代から30代の若者をはじめとする次世代の地域の担い手を育成する機能が、今後さらに求められていくものと認識しております。

また、公民館は、多世代が集い、地域の文化や課題に触れることができる場であり、企画力の向上や協働の経験を積む機会を提供できることから、担い手育成の拠点としての役割を果たせるよう努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 9番、青柳篤始君。

○9番(青柳篤始君) 人材育成が本市にとって重要な政策課題であるのご認識、また20代、30代の活動支援が将来の地域リーダーの育成や企業の人材確保に繋がるとのご見解は、私も強く共有するところであります。

その上で申し上げます。現在、公民館は生涯学習や地域交流の場として重要な役割を果たしております。しかし挑戦を支え、伴走し、地域と企業を繋ぐという機能を本格的に担うためには、既存の枠組みとは異なる整理も必要ではないでしょうか。その実現に当たっては、既存施設の機能拡充にとどまらず、小規模でも段階的に検証できるモデル型の拠点整備という選択肢を含め、整理していく必要があると考えています。

ここで改めて提案申し上げます。私が考える人材育成型の拠点とは、単に場所を提供する施設ではなく、地域活動に挑戦する人、プロジェクトを立ち上げる人、企業と地域を繋ぐ人、そうした担い手を育てる拠点であります。これは若者が企画し、実行し、失敗し、そして次に繋げる経験を積むことを支える場であり、その調整に、行政や民間が伴走する仕組みを備えた拠点であります。

少子化と若者流出が続く中で、地域を支える人材をどう育てるかは、本市の将来

に直結する課題であります。あわら市は企業のまちであります。主体的に関わり、企画し、実行する経験を持つ人材は企業にとっても大きな財産となります。そのような挑戦を支え、伴走し、繋ぐ機能を持つ拠点こそが、これから求められる姿ではないでしょうか。もちろん、住民同士の交流促進や文化振興、防災拠点としての機能は大切な基盤であります。しかし、中心に据えるべきは、人を育てるという目的であります。そこで伺います。

人材育成を中心機能としたコミュニティセンターのあり方について、特に地域の将来を担う20代、30代の活動支援を明確に位置づけた拠点整備を含め、本市としてどのような方向を描いておられるのか。また、その検討の中で、段階的なモデル型拠点整備や民間活力を活用した運営形態をどのように位置づけられておられるのかお示ししていただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) 議員ご指摘のとおり、少子化や若者流出、企業における人材確保が課題となっている中で、地域を支える担い手をどのように育成していくかは、本市にとっても重要な政策課題であると認識しております。

現在の公民館は、生涯学習や地域交流の場として一定の役割を果たしておりますが、ご提案いただいたように、挑戦を支え、伴走し、地域と企業をつなぐ拠点としての機能につきましては、今後の施設のあり方を検討する上で一つの重要な視点であると受け止めております。

特に20代、30代への活動支援につきましては、子育て世代や若手社会人が地域活動に参加しやすい環境づくりが不可欠です。これは将来の地域リーダーの育成や企業の人材確保という観点からも検討する価値があるテーマであると考えております。

まずは、ニーズを把握しつつ、若者を中心としたまちづくりの機運醸成や支援制度を確立したうえで、その活動拠点の整備を検討してまいりたいと考えています。

また、民間の活用につきましては、専門性や機動性を活かすことができる可能性がある一方で、公平性や持続可能性なども考慮しながら慎重に検討していく必要がございます。

人材育成を中心に据えた拠点のあり方については、本市の今後のまちづくりや公共施設の再編の議論の中で、方向性を整理してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 9番、青柳篤始君。

○9番(青柳篤始君) ぜひ議論していただき、その需要を把握していただきたいというふうに思います。ただ、さらに具体的な提案をさせていただきます。

私は二つの柱による段階的かつエリア特性に応じた拠点整備を提案いたします。まずは中心市街地における若者地域活動支援型の拠点です。そして、次の段階として、高齢化が進む地域における福祉特化型拠点であります。既存公民館を一斉に公

民化することが目的ではありません。公民館は社会教育法に基づく施設として重要な役割を担っております。しかし、制度上の位置づけや行政直営という運営形態を踏まえると、人材育成や地域プロジェクトの伴走支援といった攻めの機能を中心に備え据えるのは、一定の制約があるのも事実であります。だからこそ、まず1ヶ所モデルモデルとなる拠点を整備し、その成果を検証しながら、段階的に展開を進めていくことが現実的であると考えています。

まず、第1の柱、若者の地域活動支援型拠点についてです。

中心機能は人材育成であります。地域活動に挑戦する人、企画を立ち上げる人、企業と地域を繋ぐ人材を育てる拠点でもあります。同時に中心市街地に人の流れを生み出し、地域活性化と街中の賑わい創出にも繋がる拠点であります。

単なる貸し館ではなく、コーディネーターが伴走し、企画し、実装まで導く仕組みを持つ拠点でもあります。若者支援や挑戦者支援には柔軟性とスピード企業との接続力が求められています。行政直営では難しい部分を民間ノウハウやネットワークで補うことができるからこそ、民間主体の運営を提案したいと思えます。自ら考え、動き、周囲を巻き込む力は、地域の調整の場でこそ育ちます。その経験は若者自身の成長に繋がるだけでなく、企業にとっても重要な資質であります。

視察した東京にある「あやセンター」の事例では、民間主体で若者の挑戦を支え、地域と企業を結びつける仕組みが構築されておりました。こうした先行事例は全国にも広がりつつあります。行政は制度設計と支援を担い、民間が主体的に運営する。官民が役割を分担することで、発展性と持続可能性を両立させることが可能になると考えます。

二つ目は、福祉特化型拠点です。超高齢化社会を迎える中で、歩いて通える福祉拠点は不可欠であります。フレイル予防の場、チームオレンジの活動拠点、福祉相談のサテライト機能を備えた福祉事業者が主体的に関わる形を想定しています。

輪島市の事例では、民間福祉のエキスパートが運営を行い、日常の交流と専門的支援が自然に結びつく拠点が形成されております。重要なのは、日常的な見守り機能であります。顔の見える関係の中で異変に気づき、早期に支援と繋ぐ「交流」「予防」「見守り」が一体となる拠点こそが、これからの地域福祉の支える役割を担うのではないのでしょうか。

これらの提案は、理想論ではありません。国において、新しい地方財政「生活環境創生交付金」、いわゆる第2世代交付金が創設され、地方公共団体の自主性と創意工夫を生かした拠点総合整備や、人材育成事業を支援する制度が整えられております。ソフトとハードを一体で支援する制度であり、本市として十分活用の余地があると考えます。攻めの人材育成と支えの見守り機能、この両輪があつてこそ持続可能なまちが形成されます。

既存施設をどう変えるかではなく、まずモデルを作り、成功事例を積み上げる。その挑戦を本市として具体的に検討するお考えはあるのか。

また、中心市街地での空き家活用や官民連携、そして第2世代交付金等の活用を

視野に入れた拠点整備について、市としてはどのような方向性を持っておられるのか、お示しいただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) 議員ご提案の、「若者・地域活動支援型拠点」および「福祉特化型拠点」という二つの柱による段階的な整備につきましては、本市の将来を見据えた重要なご提案であると受け止めております。

既存の公民館は、生涯学習の拠点として重要な役割を果たしておりますが、人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域を担う人材育成や日常的な見守り機能を一層強化していく必要性が高まっていると認識しております。

特に、20代、30代の活動支援を明確に位置づけ、挑戦を後押しする環境を整えることは、本市の企業活動や地域経済の活性化にもつながる重要な視点であります。

また、街中に拠点を設けることは、人々の流れを生み出し、にぎわい創出や中心市街地の活性化にも寄与する可能性があると考えております。

さらに、街中における福祉機能の充実や、顔が見える関係に基づく見守り体制の構築も、今後ますます必要になると認識しております。

しかしながら、議員ご提案の2つの柱をモデルとした拠点整備につきましては、段階的な検証や関係部局との協議、さらに財源や制度の整理が必要であるため、その実現は容易ではないと考えております。

市としては現在の公民館の役割を尊重しつつ、他自治体の情報も収集しながら、地域ニーズに基づいた理想的な拠点の姿について、総合的かつ慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、事業の具体化に際しましては、国の第2世代交付金をはじめ各種支援制度も活用していきながら、実現に向けた方策を前向きに検討してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 9番、青柳篤始君。

○9番(青柳篤始君) ぜひいろんなことを検証しながらですね、このまちに合った形、私の提案はただ一つの提案ではございます。いろんなことを検証していただきたいなというふうに思えます。ただ、私が申しあげたかったのは、コミュニティセンターという名称だけを公民館に重ね、機能を手探りで追加する事例も各地で見受けられます。しかし、それでは本来の機能を実装するまでに相当な年月を有し、結果として中途半端な形にとどまるおそれがあります。そういったことを防止するためにもしっかりとした検討をしていただきたいなと思えます。

ただ、公民館という言葉に馴染みのない世代も増えつつあります。話題性と新たな目標を明確に掲げることで、まずいろんなことをやる上でモデル拠点を整備する。そういった段階を踏むようなことも行っていただきたいなというふうに思えます。

そしてそのモデルが成功すれば、公民館もまた新たな形へと進化していく可能性も生まれてきます。そこには、先ほどから皆さんがおっしゃられているように、生涯学習とそれから人材育成が両立し、また地域福祉や見守り機能を備えた新しい自治体の時代に即した機能が姿が生まれていくのではないかなというふうに思っています。

ただ、私が今回申し上げたいのは施設の名称や形の問題では実はありません。私が問いたいのは、あわら市の実力であります。困りごとが自然と話題となり、行政に頼る前に、まず地域で考え、小さく挑戦し、失敗しても次に繋がることのできる。その力が地域の中に蓄積されているかどうか、それこそが人口減少を生き抜くための本質ではないでしょうか。

定住率が伸び悩む背景には、移住希望者がいないのではなく、決断できるだけの安心が足りないという現実があると私は考えています。その安心とは制度の数ではありません。人と人とが繋がり、相談できて挑戦できる。そうした力が地域の中に息づいていることであります。

コミュニティセンターとは、サービスを提供する施設ではなく、自治力を育て、蓄積する装置であるべきだと考えています。そして、今、人口減少は確実に進んでおります。若年層のみならず、高齢者人口も既に減少トレンドに入っております。担い手が減るということは、やがて地域福祉そのものが支えきれなくなる可能性を意味しています。その前に、地域福祉を支える仕組みを整えると同時に、既存施設の維持管理についても、持続可能な形へと見直ししていく必要があります。

建物がなくなることは確かに寂しいことであります。しかし、形を変えながら本当に必要な機能が残り、新たな役割を担い、地域を支えていく。その再設計こそが、今私達に求められている決断ではないでしょうか。

そして、同時に、これからの拠点作りにおいては、全てを行政が担うという発想からの転換も必要であると考えています。人口減少が進む中で、行政が新たな施設資産を増やし続けることは、維持管理コストの観点からも現実的ではありません。むしろ既存資産をどう生かし、持続可能な形で運営していくかが重要になります。その意味で、地域の挑戦を支える拠点作りにおいて、行政だけに依存するのではなく、事業者や民間が主体的に関わり、責任を持って事業として成立されていく姿勢が不可欠だと考えています。行政は制度設計や支援を担い、民間は運営や事業展開を担う。それぞれの役割を明確にすることで、初めて持続可能な仕組みが生まれるのではないのでしょうか。

これは構想段階の空論ではありません。私自身も関係する民間事業者の皆さんと意見を交換を重ねております。若者向け拠点については、運営形態や設置場所、支援企業の可能性など、実務レベルでの議論が既に進んでおります。福祉特化型の拠点についても、短期集中型事業の拡充や、将来的な福祉基盤への危機を共有する中で、検討に値するとの声を民間事業者から直接伺っております。

もちろん、私が制度設計を行うべきだとは考えておりません。むしろ、こうした現場の対話を契機に、行政の皆さんが前向きに検討し、挑戦に踏み出せる環境を整

えることが重要であると考えております。行政が主導するのではなく、行政が背中を押す。その関係性の中でこそ、自治力は本物になるのではないのでしょうか。

私は、この自治力こそが、市長の掲げる「つながるあわら」、そして「未来へつながる」という理念を支えるのに不可欠な要素であると考えております。つながるとは、単に人が集うことではありません。困りごとを共有し、考え、挑戦し、支え合える関係が地域に積み重なっていくこと。その積み重ねがあつてこそ、繋がりは一過性のものではなく、未来へと続いていくのではないのでしょうか。自治力を育てることは、未来へ繋がる基盤を整えることにもあります。その視点を大切にしながら、本市としてのまち作りをさらに前に進めていただきたいと期待しております。

公民館をどうするかではなく、あわら市をどう育てるか、ここで申しあげておきたいのは、特定の場所や施設を決めることを目的としているわけではありません。重要なのは、どこに設置するかという個別の判断ではなく、地域の挑戦や福祉を支える拠点をどのような考えで整備していくのか、その方向性を整理することにあります。

場所の選定については、地域の特性や既存施設の活用可能性、民間との連携などを踏まえ、今後丁寧に検討されるべき課題であると考えています。今回の提案は、どこにつくるのかではなく、どのような仕組みで地域を支えるのか、その視点を共有するためのものであります。主役は市民であり、行政はその自主性を引き出す仕組みをつくる存在であります。自治力を育てるまちへ、その挑戦が着実に進んでいくことを期待し、私の一般質問を終わりたいと思います。

---

#### ◇野沢裕希君

○議長（室谷陽一郎君） 続きまして、通告順に従い、4番、野沢裕希君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 4番、野沢裕希君。

○4番（野沢裕希君） 議長のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、4番、野沢裕希、一般質問をさせていただきます。

まずは森市長、2期目のご就任、心よりお祝い申し上げます。選挙という厳しい審判を経て、再び市政の舵取りを担われるその責任は重いものだと思います。同時に、それは市民からの期待の大きさでも感じております。私達は、立場は違えど、目指すところは同じはずです。「対決より解決」、その言葉を胸に、あわら市の未来のために前向きにともに議論を深めていければと思います。本日はどうぞよろしく願いいたします。

本日は、市民参画、高齢者福祉、そして国が進める第2のふるさとづくりを踏まえた関係人口戦略について質問いたします。この三つのテーマは、一見するとバラバラに見えるかもしれませんが、しかし、本質は一つです。行政と市民、地域と人、その関係性の質をどう高めていくかという問題です。

まず、市民参画の実効性向上に向けた改善戦略について伺います。本市では、これまで様々な形で市民協働の取り組みを進めてこられました。そのご尽力には敬意を表します。しかし、客観的なデータである市民アンケートに目を向けると、看過できない課題が浮き彫りになっています。市民の意見が市政に反映されているという肯定的な評価は、平成26年の19.6%から直近の令和6年には16.1%へと低下しています。この10年間、様々な手立てを打ってきたのにも関わらず、市民の実感としてはむしろ後退している。これは非常に重い事実です。

まず一点目を伺います。この10年間で数値が向上せず、むしろ低下傾向にある現状を市はどのように評価されていますか。また、市民アンケートにおいて肯定的な評価が伸び悩んでいる状況を、市政運営上の重要課題として認識されていますか。お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) 市民アンケートの「市民の意見が市政に反映されている」についての肯定的な評価が低下傾向にある現状と、様々な市民参画の取り組みにも関わらず、数値が向上していない構造的な要因の分析についてお答えいたします。

今回ご指摘の指標は、毎年度本市が実施している市民アンケートにおける、「市民の声が市政に届き、市民参画の機会が充実している」と考える市民の割合」についてであると存じております。

令和6年度に実施いたしました、市民アンケートの報告書に基づきますと、当該設問に対する直近10年間の肯定的評価が、微減傾向にあることについては真摯に受け止めております。

本市では、市長ふれあいトークや各種ワークショップ、パブリックコメント、外部評価など、市民参画の機会を、継続的に設けております。

しかしながら、これらの過程に参加される方が、一定層に固定化する傾向があることや、参加していない層に、本市の取組や意見反映の状況が、十分に伝わっていない可能性があることは、認識しております。

本市のまちづくりの主体は、市民と市であり、本指標はその状況を示す重要な指標の一つであり、本件は市政運営上の重要な課題であると認識しております。

次に、「様々な市民参画の取り組みを行ってきたにもかかわらず、数値が向上していない構造的な要因をどのように分析しているか。特に『わからない』と回答されている層に対し、単なる無関心ではなく、『関わりが見えない』等の課題があると捉えているか。」とのご質問にお答えします。

議員ご指摘の数値が向上しない構造的要因については、主に三点あると分析しております。

第一に、市政への参画機会と、市民の実感との間にギャップがあることです。

市長ふれあいトークや各種ワークショップ、外部評価制度などに参加された方は

「自分の声が届いた」という実感を持ちやすい一方で、参加していない方には、その過程や結果が見えにくく、市政との距離を感じやすい状況があると考えております。

第二に、意見がどのように政策へ反映されたのかの「見える化」が十分でない可能性があります。

意見を求めることに加え、その意見がどのように整理され、どのように施策へ反映されたのかを分かりやすく示すことが重要であり、その点に改善の余地があると認識しております。

第三に、行政の取組が市民に伝わっていないという情報伝達上の課題です。

本市では広報紙、ホームページ、SNSなど複数の媒体で、市政情報を発信しておりますが、情報の入手方法は世代や生活スタイルによって異なっており、行政の取組をより広く伝達するためには、さらなる工夫が必要であると考えています。

特に、広報誌、ホームページ、SNSの発信を、市民に今より分かりやすく、見えやすく、伝わりやすくしていくことが重要であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 4番、野沢裕希君。

○4番（野沢裕希君） ありがとうございます。一問一答形式だったんですけど、2問目までいってしまったのでちょっと飛ばさせていただきます。総合振興計画では、市民協働の推進と市民参画の充実が掲げられています。しかし現実には、肯定的評価は2割未満であり、「わからない」という回答も一定数存在します。理念と市民の実感の間に乖離が生じているのではないのでしょうか。これまで様々な市民参画の取り組みを行ってきたのにも関わらず、数値が向上していない要因をどのように分析されていますか、という答えも答えていただきましたので、次に行きます。

ただいまの答弁では、機会と実感の乖離、意見反映の見える化不足、情報伝達の課題という三つの構造的要因が示されました。しかし、その改善策として示されたのは、ふれあいトーク、タウンミーティング、アンケートなど既存の取り組みの質を高めるという方向でした。構造的な課題に対して、既存政策の延長だけで十分対応できるのでしょうか。市民が無関心なのではありません。どう関わればいいのか見えない、意見を伝える場所が見えない、反映されたのかわからない。こうした構造的な要因があるのではないかと考えます。

現在、市民参加の多くは、パブリックコメント、市民アンケート、一部の検討委員会など、政策決定の直前段階で意見を求めるものです。つまり、市民は政策の設計段階に参加できていません。現状を打破するためには、従来の広報やパブリックコメントの延長ではなく、政策形成の初期段階から市民が関与できる仕組みへ再設計する必要があるのではないかと考えます。具体的にどの制度やプロセスを見直すお考えか、また肯定的評価を高めるための具体策をお示してください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） 政策形成の初期段階から市民が関与できる仕組みにつきましては、現時点においては制度を大きく再設計することよりも、市長ふれあいトークや次世代につなぐタウンミーティングなど、既存の取組の質を高め、市民の皆様が「参加してよかった」、「声が反映された」と実感できる機会を、積み重ねることが重要であると考えております。

また、大きなプロジェクトやハード整備において市民アンケートを行ったり、組織される検討委員会などに、市民が参加する機会を確保することも重要でございます。

例えば、あわら湯のまちみらいプロジェクトを検討するデザイン会議においては、市民公募枠を設けたほか、全天候型遊び場の整備においても、保護者、子どもアンケートを行ったほか、検討委員会にこども園や小学校の保護者代表の方に参加いただいています。

総合振興計画の策定に当たっては、公募による市民参加型ワークショップを開催しました。

このような取り組みを、さらに充実させていくことが、重要であると考えています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 4番、野沢裕希君。

○4番（野沢裕希君） 多額の税金や将来の維持管理費を伴う事業については、単に必要かどうかを尋ねるだけでは不十分じゃないでしょうか。例えば、全天候型子ども遊び場について、「必要ですか」と聞かれれば、多くの方が「必要です。欲しいです。」と答えます。しかし、建設費の問題、将来の維持管理費、近隣自治体の類似施設、他の政策等の優先順位、こうした情報も示した上で、市民が判断できるアンケートや設問の設計が必要ではないかと考えます。つまり、将来負担の明示、財政の負担の明示、将来の維持費の提示、他の選択肢の提示などを市民が比較して判断できる調査です。

再質問いたします。今後の重点政策において、制約条件も含めた課題を深掘りする調査を実施するお考えはあるか。実施する場合には、検討開始時期および実施工程についてご説明ください。実施しない場合はその理由および代替手法についてお示しください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） あわら市では、重要な事業を推進するにあたっては、アンケート等を通じて、市民の皆様のご意見を伺う取り組みを進めております。

例えば、令和5年度に新郷小学校の利活用計画を策定した際には、新郷地区の住民を対象としたアンケートを実施し、360名の方に回答をいただいております。

アンケートに先立ち、利活用に係る費用や、管理にあたっての地元の関わり方といった計画の内容をお示ししたうえで、新郷小学校の利活用の希望の有無や、希望

する利活用方法等について調査を実施しています。

また「全天候型遊び場の整備」に係る基本計画策定においては、市民のニーズを把握するため、未就学児から小学校の保護者416人に対し、アンケート調査を実施しております。

アンケートでは、遊び場の利用時間やあると良い遊具、遊具以外にあるといいもの、保護者が求める設備や機能のほか、遊び場で重要な要素など基本計画策定にあたって参考にすべき内容の調査を行っております。

以上のように、これまで本市では、事業の内容や方向性に応じたアンケートを実施しており、時には事業に係る経費や課題をお示しするなど、担当課が柔軟に判断して対応を行っております。

まずは大きなハード整備や制度の創設等について、議会との議論を重ねた上で、それでも課題の深堀りが必要と考える場合に、調査を行いたいと考えております。

なお、このような調査に、一律の制度を設け、調査を義務化した場合、議会の結論と調査の結果に食い違いが生じるような場合も想定されることから、慎重に対応を行うとともに、それぞれの事業の実情に合わせた調査を行ってまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 4番、野沢裕希君。

○4番(野沢裕希君) 今のご答弁では、利活用計画の策定や基本計画策定に当たり、アンケートを実施した事例を示していただきました。しかし、私が申し上げているのは、基本計画の前、つまり構想段階から市民が論点設定や選択肢作りに関与できる仕組みです。

私が求めているのはアンケートをやったかどうかではありません。重要なのは、市民が政策の前提条件を理解した上で責任ある選択ができることです。つまり、財政制約も含めて比較し判断できる、そういうような仕組みです。また、議会の結論と調査結果が食い違う可能性があるため慎重にとのことでしたが、調査は議会の判断を縛るものではなく、判断材料を厚くするものではないでしょうか。むしろ、食い違いが生じた場合こそ、論点と理由を整理し、市民に示していく必要があると考えます。そこで、調査結果と最終判断が異なる場合に、その理由を説明し見える化する仕組みや、例えば意見反映レポートや論点の整理表など作成し、公表する仕組みが必要ではないかと考えます。

あわら湯のまちみらいプロジェクトでも、市民公募によりデザイン会議が行われていると認識しています。ぜひこの事業においても、本日申し上げた論点設定の段階からの参画や意見反映の見える化、こういうような視点をしっかりと取り入れていただきたいと思います。今まで通りでは市民からの評価は変わりません。必要なのは、政策形成初期段階からの参画、意見反映プロセスの見える化、年代別・生活様式別の参画設計、デジタル活用の高度化ではないでしょうか。

デジタルによる意見受付の仕組みについて再質問します。平日、昼間に会議へ参加できない世代の声を把握するため、いつでも意見を提出できる仕組みの整備が重

要と考えます。現在、本市において24時間スマートフォン等から意見を提出できる制度があるか、また年間の受付件数や対応状況を公表する仕組みが整備されているか伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) 本市のデジタルによる意見受付の仕組みについてお答えいたします。

本市では、ホームページ上に「あわら市への問い合わせ・ご意見」として電子申請フォームを設置しており、トップページから24時間いつでもご利用いただける環境を整えております。スマートフォンからも提出可能であり、平日昼間に会議へ参加できない皆様を含め、市民の皆様から意見をお寄せいただける仕組みとなっております。

令和6年11月から現在までの受付件数は90件となっております。対応状況の詳細な公表については、ご意見の内容が個人を特定し得る場合もあることから、現時点では難しいと考えております。

まだ件数としては、少ないと考えており、市民の皆様への周知を広報紙等でしっかりと行ってまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 4番、野沢裕希君。

○4番(野沢裕希君) ありがとうございます。ただいまホームページ上で24時間意見を受け付けているという答弁がありました。私探したんですけれども、能力がなくて探せなくて、中嶋議員に探してもらいました。しかしながら、令和6年11月から現在までの受付件数は90件とのことでした。これは市民参画の仕組みとして決して多い件数とは言えないのではないのでしょうか。また、現在はどのような内容の意見があったのか。どんな政策に反映されたのかといった情報は公表されていないとのことでした。もちろん個人情報への配慮は必要ですが、例えば分野別の件数、主な意見の概要、市の対応といった形であれば公開は可能ではないのでしょうか。市民が意見を出しても意味がないと感じてしまう最大の理由は、その後どうなったかが見えないことです。

最後に、市長にお伺いします。市民参画に関する指標の現状を踏まえ、本制度整備について、市長の基本的なお考えをお聞かせいただきたいです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 市長、森之嗣君。

○市長(森之嗣君) いろいろとご提案いただきましてありがとうございます。これまでの答弁のとおり、あわら市のまちづくりの主役は市民であり、市民の声を聞くために必要なアンケートやワークショップなどの取り組みは、各部局において進められていると考えております。

一方で、市民の声が市政に届き、市民参画の機会が充実しているとする市民の

割合を上昇させるためにも、市民の皆様の声を汲み上げるシステムについて、課題を整理し、必要な修正については対応してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 4番、野沢裕希君。

○4番(野沢裕希君) ありがとうございます。次に、市民アンケート結果の要因分析および第5期あわら市高齢者福祉計画の深化について伺います。

あわら市は急速に高齢化が進んでいます。それにより、介護保険料の上昇、医療費の増大、支える世代の減少となっており、このままでは財政を圧迫するのではないのでしょうか。これは未来の話ではなく、既に始まっていることです。

高齢者の点においても、市民アンケートに目を向けると、看過できない課題が浮かび上がってきています。高齢者や障がいのある人が生活しやすいまちという肯定的な評価は、平成26年の29.4%から直近の令和6年には29.5%、この10年間、様々な手を打ってきたにも関わらず、市民の実感としては、ここも改善していません。これも非常に重い事実です。

まず一点目です。市民アンケートによって、高齢者が暮らしやすいまちであるとの回答割合が低い要因について世代別・地域別、自由記述などの詳細な分析を行っていますか。また、その分析結果を第5期計画の政策立案や施策改善に具体的にどのように反映されたのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長(中道佐和子君) 「市民アンケートの分析の政策反映について」のご質問にお答えします。

本市の市民アンケートにつきましては、年代別・地域別等での集計がされており、「高齢者や障害のある人が生活しやすいまち」の回答割合が低いことについては、回答数の問題もあり、それぞれの傾向を見ている程度となっております。

また、この数値については毎年行っている行政評価で、「高齢者福祉と介護保険の充実の施策」の成果指標となっており、事業評価において分析を行っています。

また、市民アンケートの自由記述では、外出手段の不安や地域のつながりの希薄化、情報が伝わりにくいといった意見があり、第5期高齢者福祉計画では、これらの意見や坂井地区広域連合で作成している介護保険事業計画を参考に、外出支援、通いの場づくり、地域包括ケアシステムの充実といった内容に反映しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 4番、野沢裕希君。

○4番(野沢裕希君) 高齢者の足問題に関しても、様々な課題があると思います。分析を丁寧にしないと課題がわからずに政策を打ち出していくことができません。高齢者は何が足りないから生活しにくいと感じているのか。それを今後も丁寧に分析していただきたいと思います。

2点目です。本市の高齢者政策における最終到達目標、すなわちKGIとして「自

立」をどのような状態と定義されていますか。単なる身体的自立にとどまらず、社会的・精神的な側面も含めた定義を明確化し、測定可能な数値目標として設定する考えはありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長(中道佐和子君) 「高齢者福祉計画における自立の定義(KGI)と成果中心のKPIについて」のご質問にお答えします。

本市の目指す「自立」につきましては、高齢者福祉計画において「心身の状態だけでなく、社会参加やつながりも含め、住み慣れた地域で、自分らしい生活を維持できる状態」としております。

身体機能だけでなく、社会参加や役割、心理的な安定といった社会的・精神的側面も含めた多面的な概念として「自立」を捉えております。

次期高齢者福祉計画においては、本市の「自立」の考え方を軸に、身体的、社会的、精神的の3側面の定義を明確化し、測定可能な数値目標の設定をできないか検討してまいりたいと思います。

本市の高齢者施策の評価については、これまで講座の開催回数や参加人数など、事業量を中心に実施しておりますが、施策の成果をより効果的に確認していくためには、高齢者の健康状態や生活状況の変化といった部分で、客観的な指標を設けて評価していく必要があると認識しております。

現在、市が実施している事業では、健康機能や生活機能を測る「フレイルチェック」のほか、毎年、70歳と75歳に到達する人に対して実施しています、25項目の質問票で生活機能をチェックする「健康チェックリスト」があります。

これらの結果や変化などを数値化し、継続的に把握することで、介護予防の取り組みに対する成果が評価できるのではないかと考えています。

次期計画では、KGIの設定と合わせて、KPIの設定についても、フレイルチェックや健康チェックリストの該当率や通いの場への参加状況といった項目を指標として活用できないか検討してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 4番、野沢裕希君。

○4番(野沢裕希君) 今言っていたきましたが、ここで重要なのが要介護1の層です。要介護1とは生活機能低下の初期段階であり、予防によって改善可能な層です。この層をどれだけ減らせるか、ここが将来の介護費用を左右する重要なポイントです。要介護1の認定が多い状況を踏まえ、本市のフレイル対策の課題をどのように分析しているのか、またその分析結果を次期計画にどのように反映する予定かお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長(中道佐和子君) フレイル事業をはじめ、市の方では様々な介護予防

事業を行っている中で、健康志向の意識が高い人は、どの事業でも参加率が高く、無関心層は全く参加しないという傾向がございます。また、参加者の傾向としましては、女性の割合が多く、男性のアプローチが課題だと分析しております。これらより年齢の早い段階から介護予防の啓発を行い、参加者の裾野を広げる仕組みが必要であると考えています。

現在も、公民館の各種行事や健康長寿の集いなど、様々なイベントに出向き、フレイルの簡易型チェックを行っているところです。簡易型チェックとして、どの項目をどこで行うことが効果的か検証しながら、次期計画におきましては、フレイル対策をこれまでより早期に幅広く行えるよう検討してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 4番、野沢裕希君。

○4番(野沢裕希君) ありがとうございます。まさにそれが分析。無関心層をどうするかというところからのアプローチを考えていける部分だと思っております。無関心層を、やっぱり多くの人にフレイル検査に触れていただきたいということで、いろいろなことを考えていただいておりますが、ぜひ健康診断でも、一つだけでも取り入れてやっていただくとか、そういうようなことも考えていただきたいなと思っております。

さらに、高齢者福祉の評価について、先ほども今までは、講座回数、開催回数や参加人数といった活動量評価が中心だったのを、フレイル該当数や要介護進行の抑制、外出頻度の維持などの成果指標にしていくという考えをお聞きいたしました。ぜひよろしくお願いたします。

次の質問です。現在高齢者福祉についてDXの取り組みがあまり見えてきておりません。効果的な政策展開のため、フレイルチェックの結果のデータ分析可視化を通じて、PDCAを回すフレイルDXの視点を次期計画に具体的政策として反映される考えはありますでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長(中道佐和子君) 「フレイルDXの推進について」のご質問にお答えします。フレイル予防事業の施策展開については、まずは、データの整理や分析、参加者への結果のフィードバックをどのように行っていくかが重要であると認識しております。

先日、県が行いましたフレイルチェック短縮版についての説明会がございまして、東京大学高齢社会総合研究機構が作成中の「見える化レポート」が紹介されました。

これは、全県的なフレイルのデータを市町村別、項目別に見られるもので、あわら市の弱みや経年変化が一目でわかるものでございます。これに基づく施策は、フレイルDXに近いと認識しており、本市としても活用していきたいと考えております。

まずは、これを活用して、フレイルチェックの結果について、簡易な部分から段

階的に見える化を進めてまいります。

その上で、次期計画の中で「フレイルDX」がどのように位置づけることが適切か、検討してまいりたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 4番、野沢裕希君。

○4番（野沢裕希君） 再質問させていただきます。データ活用と予算への反映についてです。フレイルデータの分析結果を翌年度の事業の見直しや予算編成に反映させるような仕組みはあるのでしょうか。ある場合はどの部署が確認しているのか。ない場合はその理由をお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） フレイルのデータ活用と予算への反映についてですが、担当課である健康長寿課におきまして、介護予防の各事業につきましては、参加者数や参加者の増、地域分布を評価し、次年度予算に反映しておりますが、フレイルに関するデータの詳細な分析につきましては、今後、国や県のデータ分析を活用して進めていく予定のものです。そのため、今後それらの仕組みができた際には、事業見直しや予算編成に反映できるよう組み込んでいきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 4番、野沢裕希君。

○4番（野沢裕希君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

最後に、国が進める「第2のふるさとづくり」を踏まえた本市の関係人口戦略について伺います。特に、北陸新幹線延伸後の今こそ、一過性の観光にとどまらない持続可能な関係人口戦略が求められており、本市に継続的に関わる関係人口の創出が急務だと思われまます。本市は、国が進める「第2のふるさとづくり」の考え方を踏まえ、関係人口を単なる観光政策の一部として捉えているのか、それとも持続可能な地域づくりの柱として明確に位置づけているのか。新幹線開業後の市政戦略における明確な位置づけについてお答えください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 近年、「ふるさとを持たない若者」が増えておりまして、地方との継続的な関わりを求める傾向が強まっていることから、国では、地方との関係構築を促す「第2のふるさとづくり」、いわゆる「何度も訪れ、やがて帰ってくるように感じられる旅」の推進を通じて、交流人口・関係人口の拡大を図る取組みを進めております。

本市としましても、この国の方向性を踏まえ、関係人口を単なる観光施策の一部ではなく、持続可能な地域づくりの重要な柱として、本年度策定する市の総合振興計画および令和5年度に策定した第2期あわら市観光振興戦略に位置付けております。

特に、北陸新幹線芦原温泉駅の開業により本市への来訪者が大きく増加した今こそ、交流人口の増加を一過性のものに終わらせず、「交流人口」から「関係人口」、さらに「関係人口」から「将来的な定住・担い手」へと発展させていくことが、市政における重要な戦略であると考えております。

観光振興戦略においては、観光を「来たい・住みたい・おすすめしたい・世界に愛されるまちAWARA」を実現するための地域づくりの基盤として位置付け、観光によって生まれた関係を、農業や祭りの担い手不足など、地域課題の解決へ結び付けていく方向性を明確にしております。

実際に、祭りの担い手不足を解消するために、毎年「あわら湯かけまつり」や「金津まつり」において、県内外の大学生や企業、外国人の方にボランティアとして参加いただき、継続的にあわらへ関わっていただいていることは、持続可能な地域づくりに大きく寄与しているものと感じております。

こうした観点から、あわらファンクラブなどを通じた継続的な関係づくりをはじめ、あわら温泉や北潟湖、金津創作の森などの文化資源を活かした体験・滞在プログラムへの参加、移住体験ツアー、空き家の利活用、また農業や伝統行事の担い手としての参画など、様々な場面で生まれる出会いを、地域を支える仲間づくりへと発展させながら、これらの取組みを市政全体の戦略として着実に推進してまいりたいと考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 4番、野沢裕希君。

○4番（野沢裕希君） 再質問させていただきます。本市における関係人口の定義は何か。観光客との違いは何か。また、上記定義に基づき、現在把握している人数についてお示しください。把握してない場合は今後の把握方法および予定について説明をお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） 本市における関係人口につきましては、国が示す考え方に基づき、本市に継続的に関わりを持つ定住者でも交流人口でもない、多様な形の関与者と定義しております。具体的にはあわら市に縁やゆかりのある方、市外から通勤通学される方、市内の産業振興に携わる方、あわらファンの方、ふるさと納税を通じて本市を応援してくださる方、さらには観光客の中でも繰り返し訪れるリピーターなど多様な層を想定しております。

観光客が一時的な来訪と消費を主とする交流人口であるのに対して、関係人口は地域活動への参加、市の魅力発信、人の交流など観光以外の目的で継続的に関わる点が大きな特徴でございます。つまり、関係人口はあわら市との関係の深さによって特徴づけられ、地域の活力を支える重要な担い手になる層と言えます。

しかしながら、これら関係人口の規模やその関係の深さにつきましては、現段階では客観的に把握できる仕組みが十分に整っておらず、その可視化が進んでいない

ことが課題となっております。この課題を解消するため、国はふるさと住民登録制度を導入する予定です。この制度は、関係人口を可視化し地域の担い手確保や活性化に繋げる取り組みで、専用アプリを通じまして、登録者数や活動履歴を把握できる仕組みも検討されております。市としてもこの制度に参画することで、関係人口のデータを客観的に把握し、今後の政策検証や改善に活用してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 4番、野沢裕希君。

○4番(野沢裕希君) ぜひ進めていただきたいと思います。人口減少が進む中、関係人口をつくるのが大事だと思います。国が進める「第2のふるさとづくり」。あわらに「おかえり」「ただいま」と言える関係をつくるのが大事ではないでしょうか。先ほど市長の方からも、単なる来訪促進に留めず、深刻化する農業の担い手不足や祭りの担い手確保といったことにもやっているという話がありましたが、例えば現状のあわらファンクラブがマッチング機能の実装などにも発展されるような考えはないのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) 先ほどの答弁でも申し上げたとおり、市では、観光やビジネスなどで訪れる「交流人口」の増加を一過性のものに終わらせず、これを継続的な関わりを持つ「関係人口」へと発展させ、さらには将来的な定住者や担い手へとつなげていくことが重要であると考えております。

昨年6月に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」は、人口減少対策を中心に据えた政策であり、デジタル技術や民間資金を活用して「経済・社会・環境の自律的好循環」を実現することを目指しております。

議員ご質問の地域課題を解決する仕組みとしましては、先ほどご説明いたしました「ふるさと住民登録制度」、これを創設しており、検討しております。

この制度では、スマートフォン専用アプリを通じて出身地やゆかりある自治体などを登録することで、地域に関する情報を受け取ったり、公共施設を利用したりできる仕組みが想定されております。

また、登録者にはボランティア活動の募集なども行われる見込みであり、自治体側でも積極的な活用が期待されています。

この制度の本格実施に先立ち、国ではモデル事業に参画する自治体の募集が行われており、あわら市も、県や県内市町と連携してこのモデル事業への参加意向を示したところでございます。

あわら市が取り組む内容としましては、旅館での仕事体験や農業の収穫体験、金津まつりでの山車の曳き子体験などがございます。

これらは、旅館や農業、伝統行事における人手不足解消だけでなく、市への移住を考えるきっかけ作りにも寄与することを目的としており、この国の制度を活用し

て関係人口、さらには将来的な定住者や担い手の創出に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 4番、野沢裕希君。

○4番(野沢裕希君) ありがとうございます。関係人口の目標年度および目標人数をどのように設定しているのか。また、将来的に移住へ繋げる想定人数をどの程度見込んでいるのかについて、再質問をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) 関係人口の数値目標につきましては、先ほど申し上げたとおり、現時点では人数を把握できる仕組みが整っていないため、明確な目標年度および目標人数は設定しておりません。本市といたしましては、ふるさと住民登録制度が本格稼働化し、数値把握が可能となった段階で、関係人口の目標年度および目標人数を設定してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 4番、野沢裕希君。

○4番(野沢裕希君) ありがとうございます。関係人口政策については、観光、農業、商業、定住移住などの分野を横断した全庁的な推進体制を構築することが大事ではないかと思うんですけれども、構築する考えがあるのか伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 市長、森之嗣君。

○市長(森之嗣君) 人口減少や少子高齢化が進行する中、本市と継続的かつ多様な形で関わっていただける、関係人口の創出・拡大は、先ほどもお答えしたとおり、地域の活力維持に向けた重要な視点であると認識しております。

そのため本市では、観光振興、ふるさと納税の推進、移住定住施策、農林水産業や商工業の振興などを通じて、市外の方との接点を形成し、関係性を深める取組を進めているところであります。

今後の関係人口施策につきましては、まずは現在の取組を着実に推進するとともに、必要に応じて市内での情報共有を図りながら、各分野の施策がより効果的に連携するよう工夫してまいりたいと考えております。

新たな体制整備の必要性につきましては、他の重要施策との優先順位も勘案しながら、慎重に検討してまいりたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 4番、野沢裕希君。

○4番(野沢裕希君) 目標があってそれに向かっていくには、やっぱりその司令塔が必要ではないかと考えます。関係人口政策について横断した目標の各課の取り組み状況を、目標の進み具合を確認する仕組みっていうのはあるのでしょうか。また、成果を定期的に振り返れる場っていうのは設けているのでしょうか。再質問お願い

いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) 現在関係人口施策のみに着目し、農業、観光、商工などを横断して取り組む全庁体制は設置されておられません。したがって、目標の進み具合を定期的に確認する仕組みや、成果を定期的に振り返る場もございません。

一方で、議員ご承知のとおり、毎年度の行政評価の中で、観光客数の他にも、あわらファンクラブの登録者数や姉妹都市交流への参加者の状況など、具体的な関係人口の人数を把握しているほか、農業分野においては新規就農者の推移を確認することで、関係人口から定住人口に結びついた件数を把握しております。今後もこれらの把握を継続し、庁内で共有するほか、先ほど市長答弁でもお伝えいたしましたとおり、新たな体制整備の必要性につきましては慎重に検討してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 4番、野沢裕希君。

○4番(野沢裕希君) ありがとうございます。本日の市民参画、高齢者福祉、関係人口、三つのテーマの共通点は「関係性」。つまり、市長が言っておられます「つながるあわら」の実現に向け、関係をどう設計するかです。

理念はあります。計画もあります。しかし、市民の実感はどうでしょうか。数字は伸びていません。ちなみに、市民アンケートは市住民基本台帳から無作為に抽出した1,000人の市民のほかにも、3月23日月曜日まであわら市公式LINEでも募集をしております。しかし、ホームページでは募集しているのか、私の能力では見つけられませんでした。ぜひホームページでも募集したらいかがでしょうか。また、市民がパブリックコメントや市民アンケートなどを募集しているものが、やはりわかりづらいという課題が私はあると思います。今募集しているものをわかりやすくホームページに一覧で示してほしいと思っています。

ずっと住みたいと思えるまちあわらになっているのでしょうか。目指すのは、住んでいる人が誇れるまち、帰ってきたくなるまち、支えたくなるまち。その実感を目指す市政であってほしいと強く思います。

本日の議論で、私は二つの変わらない数字を見ました。一つは、市民の声が市政に反映されていると感じる市民の割合。もう一つは、高齢者が暮らしやすいまちと感じる市民の割合です。この二つはこの10年間ほとんど変わっていません。しかし、2期目の森市政にはこの数字を変える責任があります。ぜひ、森市長にはその一歩を踏み出していただきたいと思います。

市民は見ています。「変わるあわら」を。市民は見ています。「変わる行政を」。そして、市民は期待しています。「2期目の森市政を」。

本日の議論が、あわら市が次の10年へ踏み出す具体的な行動に繋がることを期待し、今後の市政運営に生かしていただくことをお願い申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

---

◎延会の宣言

○議長（室谷陽一郎君） お諮りします。

本日の会議はここまでとし、明日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

なお、明日3月5日は午前9時30分から会議を再開します。

○議長（室谷陽一郎君） 本日はこれをもって延会いたします。お疲れさまでした。

（午後2時46分）

---

地方自治法第123条の規定により署名する

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第130回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

令和8年3月5日（木）

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

（散 会）

---

出席議員（16名）

1番	中嶋瑞希	2番	関山耕人
3番	中垣内えり香	4番	野沢裕希
5番	家上雅之	6番	南良一
7番	見澤勇三	8番	三上寛了
9番	青柳篤始	10番	島田俊哉
11番	北浦博憲	12番	堀田あけみ
13番	室谷陽一郎	14番	笹原幸信
15番	北島登	16番	卯目ひろみ

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	岡田晃昌
創造戦略部長	渡邊清宏	市民生活部長	江川嘉康
健康福祉部長	中道佐和子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	大味雅彦	土木部理事	松井義弘
教育部長	山下綱章	会計管理者	早見孝枝
監査委員事務局長	常廣由美	芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一

---

事務局職員出席者

事務局長	東俊行	事務局長補佐	吉田さゆり
主事	中西亜香里		

---

◎開議の宣告

○議長（室谷陽一郎君） これより、本日の会議を開きます。

○議長（室谷陽一郎君） 本日の出席議員数は、16名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（室谷陽一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前9時30分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（室谷陽一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番、青柳篤始君、10番、島田俊哉君の両名を指名します。

---

◎一般質問

○議長（室谷陽一郎君） 日程第2、これより昨日に引き続き一般質問を行います。

◇北浦博憲君

○議長（室谷陽一郎君） 通告順に従い、11番、北浦博憲君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 11番、北浦博憲君。

○11番（北浦博憲君） それでは、11番、北浦、ただいまから一般質問を行います。

まず初めに、皆さん、おはようございます。森市長には2期目の市長就任おめでとうございます。立場は違いますが、これからも市民の皆様の福祉向上に尽くしてまいりたいと思います。全天候型遊戯施設「あそぼっさ」との共存について、一問一答で行います。

市では現在、令和9年3月の供用開始を目指し、全天候型遊戯施設の整備が進められています。市全体の子育て支援の基幹施設として、平日を含む安定的な利用環境の提供が可能な施設としてオープンが待たれています。一方、一般社団法人蓮如の里よしざきが運営する全天候型遊戯施設「あそぼっさ」は、平成28年3月に休校した吉崎小学校の校舎を活用し、令和4年4月にオープンをしています。地域密着型の遊び場として、地域住民が関わる顔の見える運営を行っており、昨年の利用者は県内外から1万4,000人を超えていると聞いています。位置づけや施設内容などが異なる両施設の方向性を市が示すことで相乗効果を生み、市北部の活性化および市全体の子育て環境の向上に繋がります。両施設が共存協働できる施策についてお聞きをいたします。

まず一点目、民間の「あそぼっさ」と市の全天候型遊戯施設の共存の可能性について事前に調査をしておくことは、既存の民間施設への影響、公平性確保の観点から必要です。「あそぼっさ」へのヒアリングなど事前調査の内容をお聞きします。す

いません、申し遅れましたが、一問一答でさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長(中道佐和子君) 「あそぼっさ」へのヒアリングなど事前調査について実施しているかとの質問にお答えします。

「あそぼっさ」へは、特段、個別のヒアリングは実施していませんが、「あそぼっさ」運営法人の方が来庁された際に意見交換を実施しているほか、運営法人のSNSや休校利活用事業の報告書等により運営実態や利用状況の把握に努めております。

また、基本計画を踏まえた基本設計業務における業者選定のプロポーザル審査では、「あそぼっさ」運営法人の方にも審査委員をお願いしており、本市の遊び場整備に対する考え方や方向性については一定のご理解をいただいているものと認識しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 11番、北浦博憲君。

○11番(北浦博憲君) ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。市が整備する全天候型遊戯施設と民間施設「あそぼっさ」の競合リスクを避けるため、事前に役割分担やすみ分けを整理しておくこと、また、民間施設が独立採算で努力している中、市が同市の施設を公金で運営する場合、民業圧迫ではないかという議論が出てくることもあります。市の説明責任と公平性を確保するためにも、事前調査は不可欠だと思います。先に先行して運営している「あそぼっさ」へのヒアリングは、現状の課題、市が整備する全天候型遊戯施設への懸念、協働の可能性、役割分担の規模などについて丁寧に聞き取ることが必要で、行政が一方的に進めるのではなく、対話が重要ではないでしょうか。

今ほどのご答弁では、運営法人の方が来庁された際の意見交換、SNSや休校利活用事業の報告書などにより、運営実態や利用状況の把握に努めているとのことでした。では、実際に「あそぼっさ」に出向き、楽しく遊ぶ子どもたちの様子、体育館での手作り感満載の遊具、廊下フロアに書かれた地域に関するクイズ、教室を活用した卓球ルーム、ランチルーム、5歳以下の子どもたちの遊び場「チャイドルルーム」、利用されているご家族の感想など、全体的な運営の調査は行っているのでしょうか。お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長(中道佐和子君) 「あそぼっさ」の実際の把握についてお答えします。基本設計プロポーザル審査委員の依頼の際に、会館時間にお邪魔しまして、館内を案内していただき、工夫している点や今後の展望などについても伺っております。

また、子育て支援センターで「あそぼっさ」を利用させていただいておりますけれども、その際の保護者のアンケートなどで感想や意見なども把握しています。ま

た、こども園の園外保育でも利用させていただいておまして、保育士の感想や、また私的に訪れました子育て中の職員の感想なども聞いており、概ね好意的な意見が多く、利用者として満足の高い場所であるということは認識しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 11番、北浦博憲君。

○11番(北浦博憲君) ありがとうございます。先ほどヒアリングは行っていないとのご答弁でしたが、公平性の確保、民業圧迫の回避、市民ニーズの把握、役割分担の明確化、協働の可能性などを整理するため、「あそぼっさ」のヒアリングを行ってはどうでしょうか。お尋ねをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長(中道佐和子君) ただいまの今後のヒアリングの件なんですけれども、「あそぼっさ」を含めまして、今後、様々な施設やコンテンツと連携して運営していくことが必要だと考えておりますので、休校利活用の事業との協働が必要であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 11番、北浦博憲君。

○11番(北浦博憲君) ありがとうございます。ただいまヒアリングのことについてお尋ねをいたしましたけども、休校利活用の中でいろんな他の施設のコンテンツとの連携をしていく中でいろいろ考えていきたいというふうなご答弁だったというふうに思います。

それでは次の質問でございますが、再質問ですけれども、それでは続きまして2点目の質問に移らせていただきます。地域全体の子育て環境を豊かにする両論として「あそぼっさ」と全天候型遊戯施設の位置づけと役割の違いについてお聞きをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長(中道佐和子君) 「あそぼっさ」と市の全天候型遊戯施設、両施設の位置づけと役割分担の違いについてお答えします。

「あそぼっさ」は、休校となった吉崎小学校の利活用を通じ、吉崎エリア活性化や関係人口創出を目的に、その手段として遊び場整備を選択されたものと認識しております。

一方、市の全天候型遊戯施設は、市内の子育て世帯に対し、天候に左右されず安全に遊べる場と、学びや交流の機会を提供するとともに、2階の子育て支援センターと連携しまして、相談や情報提供など子育て支援の拠点としての機能も担う予定でございます。

また、両者の遊びの内容についても、「あそぼっさ」は体育館の広い空間を利活用し、学校ならではの雰囲気の中、子どもたちが走る・跳ぶなどの運動や、多くの人数

でダイナミックな遊びを自由に展開できることが強みだと思っております。

これに対し、機能的な棲み分けを考え、市の全天候型遊戯施設は自由遊びのフリースペースは比較的コンパクトである一方、デジタル遊具やテーマ型コーナー等を備え、探究心や創造性、親子の対話を促す体験を提供しています。

前者は「からだを大きく使う自由な遊びの場」、後者は「学び・交流・相談が一体で得られる基幹的な遊びの場」として、同じ「遊び場」でありながら付加価値と利用ニーズの違いに即して役割を分担していると考えております。

これにより、2つの施設が相互補完しあい、本市の子育て環境をより充実したものとしていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 11番、北浦博憲君。

○11番(北浦博憲君) ありがとうございます。それでは再質問を行わせていただきます。二つの施設の相互補完・連携により、子育て環境を充実させていくことは望まれることだと思います。

一方、あわら市は行政としての立場から施設をつくるだけではなく、市の施設を軸に、民間施設の価値を生かし、地域全体の子育て環境を整え、子育ての未来像を描くリーダーとしての役割があります。「あそぼっさ」の価値を認め、生かす支援者としての立場から、地域主体の施設を市の代替ではなく、市にはできない価値を生む存在として位置づけることが重要だと思います。この点について市のお考えをお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長(中道佐和子君) 「あそぼっさ」は地域主体で運営する施設であり強みや良さがあり、その活動は行政にとって、地域課題への対応をしていただくという点で非常に重要なことであると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 11番、北浦博憲君。

○11番(北浦博憲君) ありがとうございます。ただいま、地域の活動の中で出来た施設であるというようなことで、大変重要なことであるというふうな認識をしているとのご答弁をいただきました。それでは次に3点目に移ります。両施設は相互補完関係を作ることで、市内全体の子育て支援施策の底上げに繋がるとも思います。市の競走について、市の方策をお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 市長、森之嗣君。

○市長(森之嗣君) 両施設の共存について市の方策はということで、ご質問にお答えいたします。

今ほど答弁しました通り、全天候型子どもの遊び場という視点では、「あそぼっさ」と今回整備される遊び場は、様々な観点で相互補完しあい、子育て環境の充実を図

るべきだと考えております。

具体的には、相互案内や回遊促進、イベント時期の分散など、重複を避けつつ補完し合う工夫は可能だと考えており、今後検討を進めていきたいと思っております。

なお、昨年6月議会での青柳議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、子育て環境のさらなる充実には、トリムパークかなづ、北潟湖畔公園、アフレア、道の駅などその他多くのコンテンツとの連携が必要であると考えております。

また、ソフト面でも、「まち歩きと遊び」をテーマにしたモデルコースの設定や、子どもに向けた魅力的なイベントの開催といった様々な仕掛けが、さらなる子育て環境の充実につながると考えております。

ぜひ、民間の方々の専門的なアイデアや、魅力ある連携方法など提案していただき、活力ある施設にしていきたいと考えておりますので、この場を借りてではございますが、皆様のお力添えをお願いしたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 11番、北浦博憲君。

○11番(北浦博憲君) ありがとうございます。それでは再質問を行います。

両施設がバラバラに動くと似た施設が二つあるとなってしまいます。市が調整役として、両施設の方向性を示し、相互補完しながら、協働の仕組みをつくれば、共存という立場を超えて、子育て支援環境がさらに充実したものになると思っております。これについて市のお考えをお聞きしたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長(中道佐和子君) 先ほど市長も申し上げましたが、市としては似た施設が二つあるではなく、「あそぼっさ」には「あそぼっさ」特有の良さがあると認識しております。整備内容自体のすみ分けはできておりますので、運営面で協働できるような仕組みを作っていければと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 11番、北浦博憲君。

○11番(北浦博憲君) ありがとうございます。再質問の二つ目でございますけども、今のご答弁にありましたように、役割分担の明確化、情報発信における連携、イベントプログラムの協議など運営面での協働に向けて、市と「あそぼっさ」との協議の場の設定についてお聞きをしたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長(中道佐和子君) ただいま議員がおっしゃった「あそぼっさ」の連携はもとより、市内には魅力的な施設やコンテンツが多く存在しますので、それらとの連携は必要不可欠であると考えておりますので、そういった場を設けていきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 11番、北浦博憲君。

○11番（北浦博憲君） ありがとうございます。また、協議の場の設定について、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは続きまして4点目に移ります。「あそぼっさ」は子育て支援など公共性の高いサービスを提供し、市が行うべき子育て支援事業の一部を担っています。その機能維持のため、市から何らかの支援ができないのか、お尋ねをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長（中道佐和子君） 吉崎地区において実施されている休校施設を活用した子どもの遊び場事業につきましては、地域の皆さまが主体となり、地域活性化を目的として取り組まれているものであり、あわら市だけでなく、市外からも多くの方に利用されていることは承知しております。

本市といたしましても、その地域主体の取組を評価し、休校施設の行政財産目的外使用許可を行うとともに、地域活性化の観点から毎年度80万円の補助を実施し、活動を支援しているところでございます。

「あそぼっさ」の機能維持のための支援となりますと、この80万円を増額できるかどうかの議論になるかと思いますが、引き続き、休校利活用3団体のバランスを踏まえつつ、運営状況や利用実績、地域への波及効果を丁寧に検証し、運営法人の皆さまとの意見交換を重ねながら、次年度以降の支援の在り方を総合的に検討していきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 11番、北浦博憲君。

○11番（北浦博憲君） ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。休校利活用補助金は主に蓮如の里吉崎、紹介パンフレットの作成、あるいは講演会の開催など地域振興事業の経費になっていると聞いています。「あそぼっさ」を開業するに際しては、令和4年にクラウドファンディングを実施し、休校6年間の校舎の広範囲の清掃、整備、幼稚園トイレの改修、施設の改修、照明の取り替え、遊具の導入など「あそぼっさ」を充実する費用として活用をしています。

市の全天候型遊戯施設の入場料は、市民は無料とするという説明が先の議会の委員会の中でもございました。「あそぼっさ」は独立採算で運営されています。主な収入は入場料で、支出では受付や利用者対応、安全管理スタッフの人件費など、固定的な経費が主で、入場者によっては赤字になるリスクを背負っています。今のご答弁にありました支援内容の検討に当たっては、公共性の高いサービスを担っている「あそぼっさ」の機能維持ができるような配慮を求めたいと思っております。再度、市のお考えをお聞きしたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） 先ほどの答弁においても申し上げたとおり、「あそぼ

っさ」は休校利活用におけます、地域活性化の一つの事業と捉えておりますので、今以上の支援につきましては、休校利活用3団体のバランスを踏まえつつ、現状と照らし合わせて総合的に検討していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 11番、北浦博憲君。

○11番(北浦博憲君) ありがとうございます。今の答弁の中で、次年度以降の支援のあり方を総合的に検討していきたいとの内容のご答弁がございました。期待していきたいというふうに思います。では、結びになりますけれども、市の全天候型遊戯施設は市全体の子育て支援の基幹施設として、また吉崎の全天候型遊戯施設「あそぼっさ」は地域密着型の市外からの観光客も訪れる遊戯施設として連携し、市全体の子育て環境が向上することを望み、私の一般質問を閉じたいと思います。

---

◇南良一君

○議長(室谷陽一郎君) 続きまして、通告順に従い、6番、南良一君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 6番、南良一君。

○6番(南良一君) おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告順に従いまして、一問一答形式での質問をさせていただきます。

世界が、日本が、福井が、今、混沌としている中、まずは森市長の2期目の門出をお祝いいたします。どうもおめでとうでございます。1期目の評価、並びにお人柄に市民は2期目を託されたのだと思っております。私も3回目のこういう一般質問をさせてもらう。だんだん楽しくなってきたんですけれども。その中で森市長はじめ、執行部サイド側と対話をし、今と10年後を見据えたお話のあり方を是々非々で議論させていただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

さて、私は3月2日の総括質問でも、あわら市の令和8年度の当初予算の柱について総括質疑をさせていただき、市長から全体を俯瞰した答弁をいただいたところでございます。今回は、インフラ整備に焦点を当てて、質問やその豊かな情緒ある夢を投げかけさせていただきたいなと思っております。

私が議員になってから、おそらく大味土木部長が答弁されるのは初めてじゃないかなと思ってわくわくしております。とても楽しみです。では、質問をさせていただきます。

一つ目、インフラ整備の中長期的な計画についてご質問いたします。

私は3年間、区長をやっています、インフラは特に区から出る要望というのは側溝を含めて、ちょっと小規模なインフラの整備の要求が多いんですが、私の区でも、道路の陥没も2回起き、地面の中に様々な要因で空洞化が起きているのではないかと危惧しております。また、下水道課の方のお話伺いますと、下水道の管も

経年劣化が進んでいるということも伺っております。

令和8年ぐらいから新幹線事業に関わる債務の支払いが始まると承知しています。昨年の経常収支が95.1%程度の中、この土木事業に関わるお金は途方もなく大きいものだと考えております。令和8年度当初予算の目的別内訳や補助金等、仕組みを見ても厳しいものがあると推察しております。

そこで、あわら市のインフラ整備、特に道路整備、下水道整備、橋梁等、ちょっと小さいものを除いたものに関して、現状の問題と課題、今後の持続的な整備計画について伺います。よろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 土木部長、大味雅彦君。

○土木部長(大味雅彦君) 本市の社会インフラの現状と今後の整備方針について、お答え申し上げます。

本市の道路、上下水道、橋梁などのインフラ施設は、昭和40年代から平成の初めにかけて集中的に整備されたものが多く、老朽化が進んでおります。

今後、これらの施設が一斉に更新時期を迎えることから、維持管理にかかる費用が増加し、財政への負担が大きくなることを懸念しております。

また近年は豪雨や豪雪など、気候変動による自然災害が頻発しており、防災・減災の視点に立った計画的な整備が必要であると認識しております。

その一例としまして、交通や物流の要となる道路整備では、常時はもとより非常時においても交通が寸断されることがないように、国道8号の4車線化、都市計画道路南中央線、県道水口牛ノ谷線、その整備促進について、国および県に対して継続して要望を行ってまいります。

市道については、令和4年度から路面損傷状況調査を実施し、その結果を踏まえて補修計画を毎年更新し、交通量の多い幹線道路を優先しながら、維持管理費の平準化に努めております。

さらに、市が管理します橋梁138橋につきましては、5年に1度の法定点検を行い、その結果に基づき橋梁長寿命化修繕計画を毎年見直しを行っております。予防保全を図ることで、長期的な維持管理費の縮減に努めております。

次に上下水道では、約370kmの上水道管と約303kmの下水道管など多くの上下水道施設を管理しておりますが、全国的に老朽化による断水や下水管の閉塞といった事故が増えており、本市でも同様のリスクが高まっております。

このため、老朽施設の優先度を評価しながら、計画的に更新・改修を進めるとともに、耐震化や点検体制の強化にも取り組んでいます。

一方で、事業の財政状況は厳しく、一般会計からの支援を受けながら運営している状況でもあります。将来にわたり安定して上下水道サービスを提供できるよう、必要な施設更新に向けた財源確保や、より持続可能な事業運営にあたり、検討を進めてまいります。

次に、治水の安全確保として重要となるのが河川の整備でございます。

県が進める竹田川改修では、坂井市と連携のうえ、国・県に早期完成を働きかけております。

また、市管理の準用河川では、豪雨に備え堆積物の除去を計画的に実施しております。

さらに令和3年から国が推進している防災・減災対策である、「流域治水」の取り組みとして、令和6年7月に地元主導で設立された「観音川流域治水協議会」に参画し、地域全体で治水対策を推進しております。

社会インフラは市民生活の安全性と利便性を高める重要な基盤です。

人件費や資材価格の高騰に伴い事業費は増加傾向にありますが、国庫補助や起債などの財源を活用し、持続可能なインフラ整備に取り組んでまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 6番、南良一君。

○6番(南良一君) どうもありがとうございます。いつも本当にお世話になっていて、道路の穴、排水、植栽、柵等のことでもすぐ駆けつけてくれる建設課の姿をいつも目の当たりにしております。そんな建設課を応援する意味でも、再質問をさせていただきます。答弁の中で、上下水道では、老朽施設の優先度を評価しながら計画的に更新、改修を進めるとともに、耐震化や点検体制の強化にも取り組んでいるということおっしゃっていただきました。それに対しては、ありがたいことだと思っております。なかなかインフラ整備となると、国の補助金に頼らざるを得ないというところが正直なところだと思っております。そこで、財政も緊縮財政になっており、毎年一定額、ふるさと納税の自由な裁量がきく資金を充てるとか、また、インフラ整備資金を作り、インフラ整備基金というものを作り、確実に一般会計から繰入制度を作り、少しずつでも整備を加速していくことができないものだろうかと考え、思っているところです。取り組みの見える化を市民に示すためにも、予算が厳しくなっていく中でも、一定程度の割合を確保し、確実にやっていく、そういうことに関してのご意見を伺います。よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 市長、森之嗣君。

○市長(森之嗣君) 本市のインフラ整備に係る財源確保につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、国庫補助金や有利な起債のほか、令和6年度からは地域振興基金を充当するなど、各事業の目的に沿った基金の活用、事業に適した財源を組み合わせながら、計画的な整備を進めているところでございます。

ご提案の、ふるさと納税を活用した新たな「インフラ整備基金」の創設につきましては、今後の更新需要の増大を見据えると、財源の多様化を図る上で、有効な選択肢の一つであると認識しております。

しかしながら、新たな基金を設ける場合には、既存基金との役割の整理、基金管理に係る事務負担、また毎年度安定的に積み立てが行えるかといった点を慎重に検討する必要がございます。こうした観点を踏まえ、ふるさと納税の活用方法も含め、

今後、研究してまいりたいと考えております。

また、上下水道事業につきましては、管路や施設の老朽化が進んでおり、更新需要が増えていく見込みのなか、安定したサービスの提供を将来にわたり維持するためには、料金収入の確保を図りつつ持続可能なインフラ整備に取り組んでまいりたいと、そんなふうと考えておるところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 6番、南良一君。

○6番(南良一君) どうもありがとうございます。料金収入の確保は苦渋の選択ながら、そういうときにかかっているのだろうということも薄々認識しております。市民の生活の基盤を今後も持続的に守っていただきたいと思いますと思っております。また、一つ目の質問の最後に、建設課に敬意を込めて一言、言わせていただきます。

各区の区長が毎年要望書を出しています。側溝や排水通路、そして道路なのでこぼこの修理等の要望が多いことは私も重々承知しております。また、旧芦原町を私はよく歩くのですが、そのとき市民の方の声を拾うと、とにかく街灯をつけてくれと、真っ暗だと。実際私も夜、街を歩いていると、湯〜わく通り以外は暗いんですよ、本当に。足の湯通りさえも駅から150mほど離れると、もう暗くなってくる。アメリカフウ並木の通りが真っ黒け。車でライトをつけて通っていると明るいような錯覚に陥るんですが、そんなところライトつけなくてもいいんじゃないかというご意見もあると思いますが、自転車や歩くと怖ささえ感じます。

それに対して、建設課をはじめとして、市は計画的に緊急性の高いところから順番にやってくれているということもよく承知しています。今、一生懸命取り組んでもらっている、それが全てなんです、市民の正直な切実な声の中には、人口減少や少子高齢化や空き家や観光等々が大切な課題であるということもわかっている前に、自分の身近なインフラを少しでも整備してほしいことが少なからずあるということが事実であります。それは「個々人の要求だよ」と言うと言ってしまえばそれまでなんです、市のご尽力で整備が進んでいるという中でも、そういう声があるんだということ。そこはいつもしっかり認識して行政並びに我々もやっていかないといけないことなんだろうなということを思っています。

だからこそ、そのようにも対応できるように、毎年安定的に積み立てが行えるか、ふるさと納税が活用できるか、そこの言及をぜひ進めていただきたいと思いますと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、二つ目の竹田川沿いの整備と賑わいの創出についてということの質問に移らせていただきます。新幹線が一昨年開通して2年が経ちます。竹田川周遊エリア整備に関しては、令和7年に公園工事、令和8年看板設置、それ以降開発整備に当たっていかれるのだと思っております。そのことは、新幹線開業以前から謳われてきたことだと認識していますが、今後の今年からの竹田川周遊エリアのアクティブプランについて、実際のプランについて具体的にお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 土木部理事、松井義弘君。

○土木部理事(松井義弘君) 竹田川周遊エリア整備事業につきましては、JR芦原温泉駅周辺地区の回遊性と賑わいの創出を目的としまして、地域住民はもとより駅利用者や来訪者まで、誰もが日常的に集い、散策を楽しめるよう、竹田川や公園、道路等の既存資源を利用した魅力的な拠点づくりを令和6年度から令和9年度までの4年間で進めております。

進捗状況につきましては、令和6年度に駅前児童公園の詳細設計や公園前の市道103号線の排水工事を実施し、令和7年度は公園の造成、園路舗装、雨水排水設備等の整備工事を進めております。

令和8年度は、引き続き公園の遊具や植栽、休憩施設等を整備し、令和8年内の完成を目指しております。このほか、公園周辺の市道における側溝や舗装の更新工事も予定しております。

令和9年度は、イコッサ南側の市道十日・嫁威線における歩道整備工事や案内看板の設置を予定しております。国の交付金を活用する事業でありますため、進捗は交付決定額に左右されますが、竹田川周遊エリアの地域活性化につながるよう、計画的に整備を進めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 6番、南良一君。

○6番(南良一君) どうもありがとうございます。それでは二つ目のメインの質問に行かせていただきます。一つ目に質問しましたインフラ整備と竹田川周遊エリアの整備並びにそこを竹田川沿いの川を中心とした憩いの場をつくる整備というのは車の両輪であると考えております。そこで、様々な有志団体と協働し、竹田川に関しては整備をされていることは重々考えておりますが、駅近くの竹田川付近の整備だけでなく、竹田川を通して市民総出で夢を繋いでいくようなまちづくりのお話を聞かせていただけないでしょうか。そのことについてお伺いいたします。よろしくお願ひします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 市長、森之嗣君。

○市長(森之嗣君) 現在、周遊エリアを含む金津市街地では、まちづくり団体「金津まちなか創成会」が、良好な水辺空間の保全・確保と周辺の恒常的な賑わい創出による地域活性化を目的に、河川公園の除草・清掃のほか、竹田川でのカヌー・カヤック体験、まちなかを巡るガイド等の活動を実施しております。これらの体験型イベントは子どもから大人まで幅広く参加でき、毎年高い人気を得ております。

市では、このような活動を支えるため令和3年度に北陸新幹線竹田川橋梁から下流の上新橋までの河川公園を含めた区域を「河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域」として福井県から指定を受け、河川空間をイベントで柔軟に利用できるようにするなど、地域の団体の活動しやすい環境整備に取り組んでいる

ところでございます。

また、先ほどお答えした駅前児童公園の設計時においても「新富区」や「金津まちなか創成会」と意見交換を行い、地域の皆さまが使いやすい公園となるよう工夫してまいりました。

市としましては、今後も地域の方や関係団体と意見交換等を行い、市民が主体的に関われるよう、環境の整備など支援に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 6番、南良一君。

○6番(南良一君) ありがとうございます。再質問させていただきます。竹田川を中心とした賑わいづくりとなると、私自身も必ずまちなか創生会の方々や竹田川を綺麗にする会などの方々と、今後ぜひ話をさせていただいて議論を深めたいなということ、自身の行動に関して反省をしております。駅周辺の賑わいも大切。しかしながら、恒久的に見ると、竹田川を通して、市民が憩えるような整備が、広い意味での賑わいの持続可能性を生むのではないかと考えております。そこで、団体と行政がどう協働して、竹田川の景観、竹田川からの眺望を見る憩いの場の提供をしていくかが大切なことと考えております。市民の竹田川への思いは様々であるでしょうし、竹田川沿いで畑をしていた頃、ダンボートレースが行われていた時代に戻ることは現在難しいのであろうと考えております。しかしながら、金津地区区民への竹田川沿いの草刈り並びに竹田川の景観を綺麗にするための、昨年より竹田川を綺麗にする会が協力金を集め始めたんですよ。そういうことを鑑みたとき、市民の立場とすれば、竹田川をまちの憩いの場、ふるさとのシンボルとしたい思いは高まっているんだろうなと思います。

今後どのように有志団体を盛り上げ、行政としてどのように関わっていくのか。そして有志団体と行政と市民を繋ぐ賑わい憩づくりの推進として、プロの伴走者を採用して、間に入っていただいて、コーディネートしながら進めていくような考えはあるのかということについてお伺いしたいなと思います。よろしくお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) 「有志団体をどのように盛り上げ、行政として関わっていくのか」についてですが、

有志の皆さまによる活動は、地域の課題解決や魅力向上に大きく貢献しており、地域を思い、自主的に行動してくださる皆さまの取り組みが継続し、さらに発展していくことが、持続可能なまちづくりの原動力になると考えております。

市では、市民が主役となって地域の活性化やまちづくりに取り組む活動を支援する「市民活動サポート事業」の補助制度を通じて、先ほどの答弁のなかでも申し上げました、竹田川河川公園を活用したカヤック体験等に取り組む「金津まちなか創成会」や、川床を設置して川沿いの魅力創出に努める「あわら市まちづくりセンター」の活動に対して支援を行ってまいりました。

市としては、こうした補助制度など財政面の支援を通じて団体のチャレンジを後押しするとともに、行政施策との連携や協働の機会を広げ、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

引き続き、市民の皆さまの主体的な活動を尊重しつつ、行政として必要な支援を行い、地域の活力向上につなげてまいります。

次に、まちづくりの専門家による伴走支援者の導入につきましては、地域のみなさまの活動がより発展していくうえで、一定の効果が期待できるものと受け止めております。

市では、来年度において、市内のまちづくり活動を行う団体や市民などを対象に、「まちづくり基本基礎講座」や「個別相談会」を実施する予定です。この事業については、まちづくりに関する豊富なノウハウを持つ民間企業にお願いしたいと考えております。

引き続き、団体や市民の皆さまからのご意見を伺いながら、どのような支援が最も適切であるかを検討してまいりたいと考えております。

また、外部の専門的な知見を活用することにつきましても、国の制度や支援メニューの動向を確認しつつ、活動の状況に応じて検討してまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 6番、南良一君。

○6番（南良一君） ありがとうございます。ぜひ行政と有志団体と市民、その中にはぜひ企業の方も参画して、企業からの見知も伺っていただきたいと思いますと思うんですが、それらを繋ぐ伴走者、もしくはコーディネーターを、多少お金がかかっても採択してやってほしいものだと思っております。今、答弁にもございました。よろしく申し上げます。

本当に経験のあるプロの伴走者というのは、必ずや良い方向に導いて導いてくれると思っております。伴走者やコーディネーターは単なる調整ではなく、文化の違った団体を同じゴール、あわらを豊かにしていきたいという、そういうゴールを一つのベクトル、同じようなベクトルに方向に向かわせる、そういう文化の違いを紡いでいく、そういう力が本当のコーディネーターにはあることも、私も経験上、体験しております。そのゴールにフォーカスを合わせて協働させるノウハウを持っています。そういう方を間に入れてやっていただけたらなと思います。

最後に、とても、インフラ整備とかそういう土木工事とか、とても口に出せないご苦労があることはお話をさせていただく中で重々感じてまいりました。見えない部分で大変なご苦労をされていて、私自身が簡単にできるわけないことをこうやって質問させていただいてるんですけども、そういうことは自分の経験からも承知しています。ただ、戯言でも、一市民として、この川が明日への生きる勇気を与えてくれるものにならないかと常日頃思っております。まちづくりの賑わいとまではならないかもしれませんが、また東京の豊洲大橋のようにはならないかもしれませんが、それぞれの金津の街中にある橋の中には、橋のところでは憩える、何か安らぎを与

えてくれる。そして、市民が息づくような場になってほしいといつも願っております。

私は3月1日、この間、とてもいい天気だったので、竹田川で憩いを求めて楽しんで参りました。親子が戯れる姿、芦原温泉街に沈む夕日、金津橋から、金津橋からしか見えないんですね新幹線がぱっと行くのは、上新橋とかあっち行ってしまいますとパンタグラフしか見えなくなってしまうんですが、金津橋からちょこっと見える新幹線が通り抜ける姿、こんな辛辣な世の中であっても生きていこうという、明日またここに来ればいいというような、何か情緒生み出してくれるんです。

写真を撮って素敵な写真が撮れたので、モニターで披露しようとも思ったんですが、議員の皆さんの視界を遮ってしまうほどのものではないかと思ってやめたのですが、その美しさは春夏秋冬、その美しさをですね、春夏秋冬を引き出せるためにも、少しだけ手の入った自然な景観と、駅から続く、つながる、つなげる温かさを竹田川に、これから有志団体とともに作って行っていただきたいし、私もそのような一市民として協力を惜しまないつもりであります。今後もその川を憩いの場とできるようによろしくお願ひしたいなと思います。

これで私の一般質問を終わりますどうもありがとうございました。

○議長（室谷陽一郎君） ここで暫時休憩といたします。再開は午前10時35分といたします。

（午前10時22分）

---

○議長（室谷陽一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時34分）

---

◇中垣内えり香君

○議長（室谷陽一郎君） 続きまして、通告順に従い、3番、中垣内えり香君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 3番、中垣内えり香君。

○3番（中垣内えり香君） 議長のお許しをいただきましたので、3番、中垣内えり香、分割質問分割答弁にて質問をさせていただきます。まず、質問に先立ちまして、森市長、この度の2期目のご当選、誠におめでとうございます。本市の更なる発展と実りある市政運営を強く期待いたしまして、質問に入らせていただきます。

まず、最初の質問は、太陽光パネルについて質問させていただきます。あわら市は、ゼロカーボンシティを宣言し、再エネ導入を推進しておりますが、その歩みは、あわら市の誇りである美しい景観や先人が守り抜いてきた豊かな農地や森林、そして何より市民の皆様の日々の安心とともにあるべきだと考えております。

近年、全国各地では、太陽光発電の大規模開発に伴うトラブルや、事業終了後の太陽光パネル放置、災害時の安全性といった課題が浮き彫りになっています。特に、

メガソーラー大規模太陽光発電の開発では、山を削り、森林を伐採してパネルを敷き詰めることで地域の生態系を破壊されています。本来であれば、雨水を蓄え、土砂崩れを防ぐはずの森林が失われた結果、大雨の際には土砂災害リスクが増大し、地域住民の安全すら脅かされされている地域もあります。

本市においても、令和7年4月より、景観条例、景観計画が改正され、太陽光発電施設の設置に対する新たな基準が設けられました。これは、この美しいあわらを次世代に正しく引き継ぐための大きな一歩であると受け止めております。この改正を機に、より市民に寄り添ったあわらしい再生可能エネルギーのあり方について、以下の視点から質問をさせていただきます。

一つ目は、環境負荷と景観条例の届け出についてです。太陽光パネルは、発電時にCO<sub>2</sub>を出さないと言われておりますが、製造工程で、特に海外での生産時には、大量のエネルギーを消費し、CO<sub>2</sub>を排出しています。またパネルには鉛やカドミウムなどの有害物質が含まれていることも、意外と知られておりません。

そこで質問です。パネルの製造から廃棄までを含めたライフサイクルの視点で見たとき、本市が目指す環境保全と導入による負荷のバランスをどう認識されていますか。また、改正された景観計画、景観条例に基づく届け出に対し、書類審査だけでなく、工事中や完了時の現地確認および第三者チェック体制を構築するお考えはありますか。また、有害物質のリスクを設置者に事前に周知する仕組みが必要ではないでしょうか。

二つ目は、設置状況の把握についてです。現在、市内に設置されている事業用太陽光発電施設の数や地域別の箇所数を教えてください。

三つ目は、災害時の二次被害と市民の安全確保についてです。近年、激甚化する風水害や地震などの災害時、破損したり浸水したりした太陽光パネルは、日光が当たると発電をしてしまうため、漏電や関連の事故に繋がる。そして、そこから火災のおそれがあり、消防活動の妨げにもなると指摘をされています。

そこで質問です。あわら市では、避難所となる公共施設におけるパネルの安全体制は万全でしょうか。また、太陽光パネルの危険性や適切な取り扱いについて、市民や地域の消防団に向けた丁寧な周知を行うお考えはないか伺います。また、万が一、パネルが破損し、有害物質が農地や水路に流出した際、除染や農地復旧をどのように支援する想定をされていますか、伺います。

四つ目は、将来の廃棄問題と空き家放置への懸念です。太陽光パネルの耐用年数は20年から30年と言われていて、2030年くらいからパネルの大量廃棄時代がやってきます。このコストは誰が負担するのでしょうか。感電や有害物質の危険性のあるパネルですから、取り外しや廃棄についても、ある程度の費用を見ておかないと、悪質業者などが不法投棄を招く恐れがあります。

そこで質問です。撤去費用に対する市独自の積立状況の体制の確保や将来の支援策について検討はされているでしょうか。伺います。また、本市でも課題となっている空き家にパネルが放置された場合、従来の老朽化対策に加え、感電や

汚染のリスクが上乘せされます。空き家条例の運用において、設置済みパネルの管理をどう位置づけていくお考えか教えてください。以上、ご答弁をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 副市長、前川嘉宏君。

○副市長(前川嘉宏君) 1点目の「太陽光パネルの環境負荷と法令順守について」のご質問にお答えをいたします。

本市は、令和4年4月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、国が推進する2050年までのカーボンニュートラルに向けた取組を進めております。

現在、市では、更なる脱炭素に取り組むため、「あわら市脱炭素ロードマップ(地方公共団体実行計画〈区域施策編〉)」を策定中です。この計画では、再生可能エネルギーの導入によるCO<sub>2</sub>の削減量を2050年までに12万7千トンと見込んでおり、太陽光発電はその中核を担う施策として位置づけております。

それでは、「ライフサイクルの視点での環境負荷の認識について」お答えをいたします。太陽光パネルは、発電時に二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーとして有効な手段ですが、議員ご指摘のとおり、パネルの製造、輸送、設置、廃棄に至るまでのライフサイクル全体で見た場合には、一定のエネルギー消費や温室効果ガスの排出が伴います。

しかしながら太陽光発電は、日本の発電割合の7割を占める火力発電と比較した場合には、ライフサイクル全体においてもCO<sub>2</sub>の排出量は大幅に低いものであると考えられます。

また、太陽光パネルには、鉛、カドミウムなど特定の有害物質が含まれていることは承知しておりますが、回路や電極などごく一部に使用されているものであり、流出により環境や人体に大きな影響を与えるものではないと考えております。

また、現在国において事業用太陽光パネルの廃棄方法やリサイクルについて、法制度の整備を進めているところですので、制定後はその制度に基づき、適切に対応されるものと考えております。

市といたしましては、脱炭素の推進には、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーは、不可欠なものと考えておりますが、導入にあたっては、設置場所や規模、周辺環境への影響に十分配慮しながら、導入を進めていくことが重要であると考えております。

今後も国や関係機関の知見を踏まえつつ、環境保全とのバランスを意識し、カーボンニュートラルの実現に向けた再生可能エネルギー導入等の施策を推進してまいります。

次に、「景観条例に基づく届け出に対するチェック体制の構築やリスクに対する周知について」お答えをいたします。

令和7年4月の景観条例改正により、太陽光発電施設を設置する際には景観形成基準への適合を確認するため、パネル面積500㎡を超えるものを届出対象として

おります。

ここでご理解いただきたい点として、景観条例は太陽光パネルの「製品そのもの」の性能や安全性を審査する制度ではなく、太陽光発電施設の「設置計画が地域ごとの景観に適合しているか」を確認する制度であります。

そのため、設置位置・傾斜・高さ・色彩など、周囲の景観との調和に関わる事項について工事完了時に確認を行っておりますが、太陽光パネルそのものの安全性や有害物質リスクなど、製品の仕様に関する部分は国の制度・法令に基づき事業者が責任を持って対応すべき事項となります。

こうしたことから市独自に外部の専門機関による製品の性能、安全性の検査を依頼することや、新しい情報提供などを行う予定はございません。

次に、2点目の「設置状況時の把握について」のご質問にお答えをいたします。

市内で設置されている事業用太陽光発電施設の数につきましては、景観条例を改正した令和7年4月以降に届出対象となった件数、これは4件となっております。地域別では、金津地区で2件、芦原地区で1件、劔岳地区で1件の合計4件となっております。

しかしながら、改正前に設置された施設や、届出対象外となる小規模な太陽光発電施設については、市ではその設置個所数を把握しておりません。

なお、資源エネルギー庁が公表している情報によりますと、20kW以上で事業計画認定を受けている太陽光発電施設の事業者数は、令和8年1月31日時点でのあわら市内での件数でございますが、112件とされています。

次に、3点目の「災害時の二次被害と市民の安全確保について」のご質問にお答えします。

市内24の指定避難所のうち、太陽光パネルを設置している施設は金津高校、金津中学校、芦原中学校の3か所です。

3か所の太陽光パネルは、いずれも避難者が主に使用する体育館ではなく、校舎の屋上に設置されており、避難者が容易に近づける場所にはございません。

災害時は、避難所の建物や太陽光パネルを含めた設備の被害状況を確認し、安全を確保した上で避難所として開設することとしていますので、太陽光パネルに限った特段の対策は考えておりません。

しかしながら、避難所開設時の安全確保の徹底と、避難者自身が安全を確保しながら、避難行動を取ることの啓発は重要なことですので、総合防災訓練や防災出前講座等の機会を通じて避難所全般の安全確認の必要性について理解を深めるよう取り組んでまいります。

次に「パネルの破損により有害物質が流出した際の復旧支援などを想定しているか」についてお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、パネルにはごく少量の有害物質が含まれておりますが、パネル自体は、頑丈に覆われており、簡単には露出や流出することはない構造であると聞いております。

これまでも、農地や水路に油等の有害物質が流失した場合、関係機関と連携しながら、被害の拡大防止に努めてまいりました。

また、その一義的な責任は、設置者となりますので、仮に第三者に何らかの損害を与えた場合には、設置者の責任において原形復旧を行うこととなります。

これまで太陽光パネルが原因となる汚染事案が発生していないことから、現段階では復旧などに対する支援などは考えておりません。

今後万が一、太陽光発電施設によるそのような事案が発生した場合には、他の有害物質の流出と同様に、適切な対応を行ってまいります。

次に、4点目の「将来の廃棄問題と「空き家・放置」への懸念について」の「撤去費用に対する支援策について検討されているか」についてお答えします。

国によると、2012年に固定買取制度（FIT）が導入されて以降、加速度的に増加した太陽光発電ですが、2030年頃から大量の太陽光パネルを含む廃棄物が出るが見込まれております。太陽光パネルは家屋の解体、撤去に伴う廃材と同じく産業廃棄物として扱われ、処理には専門的な知識や一定の費用が必要となります。今後、太陽光パネル撤去費用に関する問題が顕在化してきた場合には、国や県の支援制度の創設などを要請してまいりたいと考えております。

最後に、「空き家に設置された太陽光パネルの管理を、空き家条例の運用にどう位置づけていくのか」についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、空き家となった建物に設置されている太陽光パネルなどが、放置されることで、老朽化し、火災や感電、落下事故、さらには景観悪化といった新たな危険が生じる可能性がございます。

現在、あわら市では、空き家対策を国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」および市の「空家等の適切な管理に関する条例」に基づき進めております。

この条例では、「所有者等は、当該空家等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないように自らの責任において適切に管理しなければならない」と定めております。建築物の屋根上に設置された太陽光パネルは、建築基準法により建築設備として扱われているため、その管理責任も所有者にあります。

したがって、太陽光パネルを含む適切な管理が行われていない空き家については、市から所有者に対し適切な維持管理や撤去を要請してまいります。

なお、太陽光パネルが放置されることによって人命または財産に危険な状態が迫っている場合で、所有者が直ちにその危険を解消できない際には、条例に基づき、市が所有者に代わって緊急安全措置として危険回避のための対応を行うことができます。

市としては周辺住民の安全確保を最優先とし、法令等に基づいて適切な対応を進めてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 3番、中垣内えり香君。

○3番（中垣内えり香君） ありがとうございます。ただいま、本市の脱炭素ロードマッ

プにおける太陽光発電の位置づけと、現在の管理体制についてご丁寧なご答弁をいただきました。

本市が2050年のカーボンニュートラル実現に向け、太陽光発電を中核を担う施策として位置づけ、推進されている姿勢は十分に理解いたしました。しかし、ここで一つ共有させていただきたい視点があります。

まず、気候変動問題を調査研究している研究機関の一つ、キヤノングローバル戦略研究所の分析・試算では、2050年に日本がCO<sub>2</sub>をゼロにしたとしても、気温は0.0006度しか下がらず、地球の豪雨は1ミリも減らないという議論があります。

また、世界のCO<sub>2</sub>排出量の約32%が中国であり、約13%がアメリカとなり、合わせて全世界の45%、この2カ国が占めています。日本はというと約3%であり、中国とアメリカが本気にならなければ、世界のCO<sub>2</sub>は減らないことがわかります。

また、世界の流れは、脱炭素から大きく転換しつつあり、アメリカ、トランプ政権は気候変動対策の国際枠組み「パリ協定」からも離脱し、日本においても脱炭素の国際的な枠組みから脱却を表明する企業が増えてきました。

これは脱炭素政策への懐疑的な見方が広がりつつあることがうかがえます。そういった中で、国や県に合わせて脱炭素を目指すことがあわら市のためになっているのか、そういった目線で考えていただきたく思います。

そこで再質問です。仮に日本がカーボンニュートラルを実現しても、気候変動への変化はあまりないと考えられますが、あわら市にとって脱炭素社会を実現した場合、どのようなメリットがあると考えられているか、お伺いをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森之嗣君。

○市長（森之嗣君） あわら市にとってどのようなメリットがあるのかというご質問にお答えしたいと思います。

国は気候変動への対応のため、2050年のカーボンニュートラルを宣言し、地方自治体に対しても、地域特性を踏まえた再生可能エネルギー導入や省エネの推進を求めており、本市の脱炭素の取組も、現在こうした国の方針に沿って進めております。

このような中、今月策定を予定しております、「あわら市脱炭素ロードマップ」は、国および福井県の方針と整合性を図りながら、最終的な取りまとめを進めているところでございます。

国の脱炭素政策では、自治体の役割が明確に示されており、気候変動の大きな要因である二酸化炭素排出削減への取組に対する支援制度が拡充されております。

本市が脱炭素ロードマップに基づきながら、こうした国の方針と整合する形で取組を進めることは、国の支援制度を最大限活用しながら、地域インフラを更新・強化できるという大きなメリットがございます。

ロードマップでは、地域の課題と将来像を踏まえ、市民、事業者、行政が協働で、「省エネ」「再エネ」「交通」「防災」を一体的に進める方向性を示しております。

「省エネ」「再エネ」対策である断熱化や高効率設備の普及、太陽光発電の活用は、長期的な光熱費の削減につながり、市民生活の安定や地域企業の経営環境の改善に直結いたします。

また、「防災」「交通」対策では、停電時でも電力が確保できる仕組みづくりや、EV車や蓄電池の活用など、脱炭素の取組そのものが地域の強靱化向上に寄与いたします。

環境に配慮した温泉地づくりや、再エネを活用する企業の集積は、「あわら市を選ばれる地域」にしていく上で大きな強みとなります。本市の脱炭素の取組は、単に温室効果ガスを減らすだけでなく、暮らしの質の向上、災害への備え、そして地域経済の活性化を同時に実現するものであると考えます。

今後も、持続可能なまちづくりと地域の発展を両立させながら、国や関係機関の知見を踏まえつつ、あわら市にとって実効性のある脱炭素施策を着実に進めてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 3番、中垣内えり香君。

○3番（中垣内えり香君） 市長、ご答弁ありがとうございました。市当局が国の交付金や支援制度を懸命に活用し、光熱費の削減や防災力の強化といった市民生活の利便性に繋げようと努力をされている姿勢は理解いたしました。しかし、今回私がこの場でお伝えしたかった本質は事務手続きの是非ではありません。

先ほども申し上げたとおり、日本が多額の投資をしてCO<sub>2</sub>をゼロにしても、地球の気温低下はわずか0.0006度という科学的な議論があります。また、世界は今、脱炭素一辺倒から現実的なエネルギー政策へと大きく舵を切っています。こうした激動の国際情勢の中で、私達は国が決めたことだからと進んでいくのではなく、常にあわら市民にとって真の実利を検証し続ける勇気を持つべきではないでしょうか。

太陽光発電を中核に据えるのであれば、導入のアクセルを踏むだけでなく、その出口である廃棄や安全対策にも、国以上に責任のある施策を講じていただくことを強く要望いたします。事業者が撤退し、パネルが負の遺産となって放置されたとき困るのは国ではありません。あわらの土地、農地、森林を守り、ここで暮らし続ける市民です。

私は当局の皆様を批判するためにここに立っているわけではありません。市民の皆様が抱く将来への不安を確かな安心に変えるために、あわら市当局の皆様とともに知恵を絞りたいと思います。資源の節約や省エネ、そして地域の強靱化、これらは大変重要です。しかし、それはあくまであわら市民の生活者目線で目線が主役であるべきです。今後、脱炭素施策を進めるに当たっては、国内外の情勢変化に高い感度を持ち、常に柔軟性を持って取り組んでいただくことを切に願い、次の質問に

入らせていただきます。

次の質問は、外国人住民の急増に伴う社会的コストの把握と市民の安心を守る施策についてです。

あわら市の外国人住民数は2015年の288人から2025年には705人へと急増しました。この増加率は県内トップの2.45倍に達しており、県平均の1.69倍を大きく上回っています。このことは、昨年11月の福井新聞にも取り上げられ、市民の皆さんの関心も非常に高いように感じております。

本市は現在、多文化共生を掲げ、ホームページの多言語化や日本語サロンの開催、外国語版ガイドブックの作成など行政施策を積極的に推進しておられます。しかし、ここで大事なのが割合が少ないから問題は小さいと矮小化しないことです。

かつて日本がベンチマークとしたドイツは、教育、仕事、住居を整備し、積極的に移民を受け入れてきました。ところが、2024年に明らかになったのは、生活保護受給者560万人のうち、実に47%が外国人だったという事実です。当初は労働力確保のための政策でしたが、現実には期待した層が膨大な社会保障コストを要する層に転じ、公的負担が増大するという現実には直面しています。つまり、最初は大丈夫だろうという油断が社会的混乱と莫大なコストを生み出しました。本市においても、この急増を前に、今はまだ大丈夫だと座視していれば、将来のあわら市民にそのツケを回すこととなります。小さいうちに問題を直視し、対策を講じ、厳格に実行をすること。これこそが、将来の混乱を防ぐ唯一の方法です。本市が同じ鉄を踏まぬよう、以下質問をさせていただきます。

一つ目は、外国人住民の受け入れ実態と行政コストの試算についてです。外国人住民増加率、県内トップという本市の急激な増加率の背景にある主な在留目的、技能実習や特定技能、観光業という内訳を教えてください。

また、市は現在、多言語案内の整備など、様々な行政の提供を行っています。今後さらに増大が見込まれる教育、福祉、窓口業務などの社会的コスト、本市としてどのように見積もっているか、お伺いいたします。

二つ目は、国民健康保険税の収納確保と前納制度の検討についてです。我が国の国民皆保険制度や地方財政は国民が支え合い、公平に負担することによって成り立っています。しかし近年、外国人世帯による未納や滞納が社会問題になりつつあります。2025年4月の報道によれば、国民健康保険料の滞納率は日本人が約7%に対し、外国人は約37%に達しております。また年間の滞納総額は約700億円に上る試算がなされています。こうした事例はいずれ地方にも広がってくる可能性があります。

ここで質問です。あわら市における外国人世帯の国民健康保険料の納付状況をお伺いいたします。また、滞納を未然に防ぎ、市民の公平性を保つため、中長期在留者に対する国民健康保険料の前納制度について、本市の導入本市の導入方針を伺います。

三つ目は、医療現場の未収金対策と適正な受診環境について伺います。厚労省が

公表した調査によりますと、2023年9月に外国人患者を受け入れた病院の約18%で、医療費の未収が発生し、1件当たりの未収金は平均約50万円、最大では1,846万円に達するケースもあったと報告されています。また、救急搬送後に支払いが不能となるケースや、高額な医療を受けたまま帰国してしまうケースも報告され、病院経営や地域医療体制を揺るがす要因ともなり得ます。

そこで質問です。あわら市内医療機関における未収金発生状況の把握はされていますか。お答えいただける範囲で発生状況を教えてください。また、自由診療における不適切な未収を防ぐため自市の環境づくりについてお考えを伺います。

四つ目は、教育現場の負担増の懸念についてです。全国的に日本語指導が必要な生徒は増加しており、日本語支援員の配置が進められています。こうした対応は、教育の質を守るために不可欠である一方で、教員の負担増や人件費などの行政コストが増大すると思われる。また、学校給食においても、宗教上の理由から豚肉を除いてほしい、ハラル対応を検討してほしいというような要望が出され、検討している自治体もあります。こうした対応は、子どもの安心や保護者の信頼に繋がる一方で、食材調達や調理工程の工夫コスト増加などにも伴います。

そこで質問です。日本語指導が必要な児童生徒への支援における人件費増や指導側の負担をどう抑制し、教育の質を維持するのか、お伺いをいたします。次に、宗教上の理由による給食対応などの要望に対し、公平性を欠かない、明確な判断基準を設けるお考えはないか伺います。

五つ目は、生活ルールの徹底と、受け入れ企業の責任についてです。昨今、外国人がアパートや共同住宅で大人数で集まり、夜遅くまで騒ぐ、ゴミの分別や収集ルールが守れない、近隣住民から苦情が出るといった生活習慣やマナーの違いによる問題が報告をされています。

質問です。あわら市において、ゴミ出しルールや騒音など生活習慣の違いによる苦情はありますか。それに対する行政の介入方針を教えてください。また、福井労働局との雇用対策協定などに基づき、外国人を受け入れる企業側に対して、地域ルールを守るための教育を徹底させる責任をより明確化すべきと考えますが、市の所見をお伺いいたします。以上、ご答弁をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 副市長、前川嘉宏君。

○副市長（前川嘉宏君） 1点目の「外国人住民の受け入れ実態と行政コストの試算について」のご質問にお答えいたします。

まず、現在の外国人住民の受け入れの実態ですが、令和8年2月1日時点で、在留外国人数は791人となっており、あわら市の総人口に対する外国人比率は約3%となっています。

主な在留資格とその内訳につきましては、いわゆる「技能実習生」の方が238人、通訳、語学教師、エンジニアなど専門知識を活かす「技術・人文知識・国際業務」に就いておられる方が126人、介護、建設、外食業など国が指定した特定産業分

野において「特定技能」の仕事に就いている方が172人、「特別永住者」、「永住者」の方が合わせて112人、そして「その他」が143人となっております。

現状、技能実習生や特定技能、技術・人文知識・国際業務などの専門・技術職が、全体のおよそ7割を占めている状況でございます。

次に、行政コストの試算についてお答えいたします。

外国人住民の受け入れに関する行政コストについては、具体的な試算は行っていないものの、これまで多岐にわたり行政サービスを提供してまいりました。

まず、教育面では、言語指導を行う学習指導員を配置しており、毎年30万から40万円ほどの予算を計上しております。

また、福祉関連窓口では、令和6年度から多言語映像通訳サービスを導入しており、毎年30万から70万円ほどの予算を計上しております。このサービスは、タブレット端末を利用したオンライン通訳サービスで、対応言語は英語、中国語、韓国語、ポルトガル語など13カ国語となっております。

さらに、市民協働課や生活環境課では、令和2年度から外国人向けの生活ガイドブックや防災ガイドブック、ごみガイドブックを作成しており、その事業費は約100万円となっております。対応言語は、やさしい日本語のほか、英語、中国語、ベトナム語となっております。

加えて、市民課では、外国人の在留カード関連の制度改正に伴い、令和7年度に機器整備を実施しました。その事業費は約55万円となっております。

以上のことから、今後も外国人住民の受け入れに関する行政コストは、ある程度発生するものと予想しております。

一方、市内にお住いの外国人住民の方々は、労働や納税、消費など様々な面で地域経済や社会を支えている重要な存在でもあります。

市としては、これら外国人住民の方々ともしっかりと共生していくため、様々な努力をしていくべきと考えております。

次に、2点目の「国民健康保険税の収納確保と「前納制度」の検討について」のご質問にお答えをいたします。

まず、外国人世帯の納付状況についてですが、日本国内に住所を有し、在留資格に基づき3ヵ月を超えて滞在すると認められる外国人については、国民健康保険税に加入する必要があります。

本市における外国人世帯を対象とした滞納率については、システムが未対応のため、過年度分についてはお示しすることはできませんが、令和6年度決算における現年度分の徴収率につきましては、95.4%となっております。

日本人世帯では、96.5%となっており、外国人世帯の徴収率は、日本人世帯とほぼ変わらない状況であります。

外国人の中には、言葉や文化、出身国との制度の違いなどにより、国民健康保険制度への理解が不十分な方もおられることから、滞納を未然に防ぐため、転入手続きの際には、外国語による国民健康保険制度のリーフレット等を配付・説明し、納

税義務について周知しております。

もし、滞納となった場合は、日本人と同様に、まず督促状や催告書の送付、訪問による納付交渉を実施するとともに、悪質な滞納が続く場合には、財産の差押えを含めた滞納処分も、法令等に則り厳正に実施しているところでございます。

次に、海外からの入国初年度の国民健康保険税について、通常の納期限から前倒して納付させる仕組みである「前納制度」の導入についてお答えをいたします。

前納制度につきましては、現時点で国からのシステム仕様書などが示されていないことから、令和8年度当初からの導入は考えておりません。

また、前納制度は入国初年度のみを対象としていることもあり、制度の導入にあたっては、メリットやデメリット、他市町の状況などを踏まえながら、今後慎重に検討をしたいと考えております。

また、一方で外国人が保険税を滞納したまま出国してしまうという未払問題については全国共通の課題であります。この問題は、在留制度とも関係することから、外国人の出入管理を行う権限がある国が主体となって検討しております。

現在、国において、外国人の在留審査時に国民健康保険税の納付済みが証明となる仕組みを構築中であり、令和9年6月からの運用が予定されております。

今後も国の動向を注視しながら、法令等に基づく適正な収納に努めてまいります。

次に、3点目の「医療現場の未収金対策と適正な受診環境について」のご質問にお答えをいたします。

「市内の医療機関における外国人患者の未収金の状況」につきましては、医療機関ごとに発生する事案であり、市としては把握しておりません。また、市内の医療機関から未収金に関する相談を受けることはございますが、外国人患者に関する相談は、これまでのところないのが現状でございます。

次に、「自由診療における不適切な未収を防ぐための受診環境づくり」についてですが、公的医療保険が適用されず全額自己負担となる自由診療は、治療内容によっては費用が高額になり、未収金につながるリスクがあります。

市では、外国人を含むすべての方について、転入時の医療保険の加入確認や必要な手続きの案内など、確実に医療保険に加入していただけるよう取り組んでおります。

今後も、外国人を含め、誰もが適切な保険診療を受けられるよう努めてまいります。

次の4点目のご質問につきましては、教育部長がお答えします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 教育部長、山下綱章君。

○教育部長(山下綱章君) 4点目の、教育現場の負担増の懸念についてお答えをさせていただきます。

外国籍の児童生徒につきましては、先月末現在で、4カ国の9人が市内の小中学校に在籍しております。

なお、10年以上前から、毎年、数人の外国籍の児童生徒が市内の学校に在籍しておりましたが、これまでは、ある程度日本語が理解できる子どもたちでしたので、専任の支援員の配置は必要なく、通常的生活支援員によるクラス全体のサポートで十分な状況でございました。

しかしながら、令和4年度以降は、ほとんど日本語が理解できない児童が転入してきているため、日本語指導や授業中のサポートのために、別途、専任の支援員を雇用する対応をとっております。その支援員が、日本語理解のレベルに合わせて、日常のコミュニケーションが取れるように指導することにより、教員が授業に集中できるよう、言語に関しての負担軽減を図っているところでございます。

また、本市の学校給食におきましては、外国籍の児童生徒を含め、宗教上の理由による別献立を用意することはいたしておりません。各家庭において給食で使用する献立の原材料を確認の上、個別に判断していただく対応をとっておりますので、教育現場の負担はないものと考えております。なお、食物アレルギーにつきましては、児童生徒の生命に関わる重要な問題でありますので、安全性を最優先として「学校における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、宗教や国籍に関わらず、個別に別献立による給食の提供を行っております。

学校給食の提供に関する基準としては、今ほど申し上げました通り、健康や生命に関することのみ対応することとしており、宗教的なことへの配慮に関しては対応しておりません。

次の5点目のご質問につきましては、副市長がお答えします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 副市長、前川嘉宏君。

○副市長（前川嘉宏君） それでは、5点目の「生活ルールの徹底と受け入れ企業の責任について」のご質問にお答えをいたします。

現在、市には外国人が関係するごみ出しや騒音などに関する苦情・相談については、ほとんど寄せられておりません。また、あわら警察署にも確認したところ、そういったトラブルは確認されていないとのことでした。

これは、あわら市に在住している外国人の方の7割を占める技能実習生等について、受け入れ企業が「生活指導員」を配置しており、ごみ出しのルールや騒音など、地域の生活ルールを適切に指導し管理されていることによるものと考えています。

市としましては、国籍などを問わず、ごみ出しや騒音などの苦情・相談があった場合には、個々の事案に応じて、関係機関と連携しながら適切に対応することとしております。

次に、本市と福井労働局は、平成28年に締結した雇用対策協定に基づき、地域の雇用課題に一体となって取り組んでおります。

特に、外国人雇用対策については、外国人が職場で就労するだけでなく、日常生活や社会生活上の支援も含めて、事業主が適切な配慮や措置を講じるように、周知・啓発を行うこととしております。

雇用対策協定に基づく連携のもとで、ハローワーク三国では、令和6年度に市内7事業者への訪問による周知・助言や、事業主向け雇用管理セミナーの実施などを通じて、適正な外国人雇用の推進に取り組んでおります。

今後も、福井労働局と連携して適正な外国人雇用の推進に取り組むほか、市内に在住または在勤している外国人に対して、ごみ出しや地域ルール、防災といった生活に必要な情報提供を行いながら、学習支援を続けてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 3番、中垣内えり香君。

○3番（中垣内えり香君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。本市における外国人住民の皆様が現時点で大きなトラブルなく推移しているという現状はあわら市とあわら市企業の皆様のためご努力の結果であると拝察をいたしたいたします。しかし、それは労働力として管理されている今だけの姿かもしれません。ここで世界で起きている現実に少し目を向けてみてください。ドイツでは、生活保護受給者の約47%が外国人となり、労働力のはずが膨大な莫大な社会保障コストへと転じています。スウェーデンでは、移民背景を持つギャングの抗争により、2023年に140件以上の爆発事件が発生しています。平和な国で、軍の出動を要請する異常事態に陥っています。フランスやイギリスでは行政サービスが届かないノーゴゾーンや宗教ルールが国内法と摩擦を起こす事態が深刻化しています。またアメリカやニューヨークでは、移民コストが1.8兆円に達し、市民のための図書館や清掃予算が削られるなど、都市機能が麻痺をしています。

国内でも埼玉県川口市では、深夜の騒音や危険運転、さらには病院付近での100人規模の乱闘騒ぎや少女への凶悪な性犯罪が何件も実際に発生しています。

ここで再質問です。市はこれらの行政の失敗という過酷な現実をどう思われますか。蟻の一穴が将来のあわら市を壊さぬよう、今は大丈夫だという認識を捨てて、市民の平穏を許す最優先した厳格な自治が必要だと思えます。どのようにあわら市の安全を図るおつもりか、市長にお伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森之嗣君。

○市長（森之嗣君） 中垣内議員の再質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、議員からご紹介のあった事例については、それぞれの国・地域で深刻な課題が生じていることは事実であり、私も受け止めております。しかしながら、それらの事例は人口規模、受け入れ政策、宗教・文化的背景、社会保障制度などが本市とは大きく異なるため、単純に比較することは適切ではないと考えております。

一方で、本市における外国人住民の多くは技能実習生や特定技能など、受け入れ企業による生活指導体制のもとにあり、生活ルールや地域との関係づくりが比較的安定している状況にあります。また、ごみ出しや騒音といった生活上の苦情もほとんど寄せられておらず、警察においても大きなトラブルは確認されていないと伺っております。

しかしながら、こうした現状が将来にわたって必ず維持されると楽観視することも適切ではなく、外国人住民の増加に伴って行政サービスや地域社会の在り方が変化していく可能性は十分に認識しております。

そのため本市では、受け入れ企業との連携強化、生活ルールの周知、防災・ごみ出し等に関する多言語案内、学校現場の日本語指導体制の整備、医療・福祉分野での必要な支援など、段階的で実効性のある施策を進めております。また、国民健康保険税の収納対策についても、国の制度と連携しながら適正な運用を進めてまいります。

議員がご懸念のとおり、市民の安全と地域の秩序を守ることは、市政運営において最も重要な責務であります。本市としては、過度な不安を煽ることなく、しかし問題を過小評価することもなく、現状に即した適切な対策を積み重ねていくことで、将来にわたる安定した地域づくりを進めてまいりたいと、そんなふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 3番、中垣内えり香君。

○3番（中垣内えり香君） ご答弁ありがとうございます。市長がおっしゃられたとおり、現状が将来も維持されるとは限らないという危機感こそが、今最も重要だと思えます。私が先ほど申し上げた欧米諸国や国内他自治体の事例は、決して遠い場所の他人事ではありません。かつて労働力として歓迎された人々が、数年後、数十年後には言語や文化の壁から社会保障を圧迫する層へと転じ、地域コミュニティが分断され、壊されてしまった現実は、あわら市が将来直面しうるリスクそのものかもしれません。

市民の皆様が抱えている不安は、単なる多文化共生という理念だけでは拭い去ることはできません。過度な不安をあおらず、問題を過小評価せずというお言葉がありました。真の安心とは、もし問題が起きたらどうするのかという具体的なルールと毅然とした行政の姿勢があってこそ生まれるものだと思います。私はあわら市が外国人住民の方々にとっても、そして何より、長年この土地を守ってきた市民の皆様にとって真に安全で公平なまちであり続けることを願っています。子どもや孫の世代に未来に安心して安全で、この豊かなあわら市を必ず繋いでいく。これこそ森市政が目指す未来へつながるあわらだと思います。そのために、財政規律と法秩序を守り抜く、地に足のついた地域づくりをともに進めさせていただきたいと願っています。私の一般質問を終わらせていただきます。

---

◇中嶋瑞希君

○議長（室谷陽一郎君） 続きまして、通告順に従い、1番、中嶋瑞希君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 1番、中嶋瑞希君。

○1番（中嶋瑞希君） 議長のお許しを得ましたので通告順に従い、分割質問形式で一般質問を行います。

まず初めに、森市長におかれましては、先の市長選挙において、2期目の当選を果たされましたこと、心よりお祝い申し上げます。議会としても建設的な議論を重ねながら、よりよい市政運営に繋がるよう努めてまいりたいと考えております。

それでは一般質問に入ります。一つ目のテーマは、保幼小接続の取り組みを踏まえた市としてのカリキュラムマネジメントの体制の構築についてです。

現在、幼児教育と小学校教育の円滑な接続というのは国においても重要な教育政策の柱の一つとされております。5歳児から小学校1年生までの架け橋期においては、各園、各学校において計画実践、そして評価、改善を一体化としたカリキュラムマネジメントの実践が求められております。あわら市においても福井県の18ヶ年教育計画に基づき、各こども園で架け橋期カリキュラムというところが作成され、そしてこども園そして小学校合同の会議が実施されていると伺っております。また、コーディネーターの配置など、一定の体制整備も進められていると承知しております。その上でですね、このテーマについて3点質問させていただきます。

まず、一点目にお伺いいたします。架け橋期における各園各学校のカリキュラムの策定状況について、市としてどのように把握しているのでしょうか。また、計画を立てるだけでなく、実践し、その成果を評価し改善に繋げるというPDCAサイクルが実効性のある形で機能しているのか。その点ご認識のご状況をお聞かせください。

二つ目に、教育委員会としての支援体制について伺います。幼小接続期のカリキュラムマネジメントに対し、教育委員会はどのような指導助言や検証を行っているのでしょうか。単なる情報共有にとどまらず、どのような資質能力を育てたいのかという視点を軸に、カリキュラムベースの対話が各校区で実施されているのでしょうか。市としてどのように把握されているのかお聞かせください。また、2030年には次期学習指導要領の改訂が予定されております。調整授業時数の制度の導入により、学校ごとに特色ある教育課程を編成できる裁量は、今後さらに大きくなると見込まれております。その一方で、教育課程の質を担保するためには、これまで以上に実効性のあるカリキュラムマネジメントが必要になってまいります。私は現在行われているこの保幼小接続の取り組みというのが、自治体主導のカリキュラムマネジメントを構築する上での重要な土台になっているんじゃないかなと考えております。異なる施設間で連携し、子どもの育ちを見通しながら、教育課程を編成するというこの経験は、今後の教育課程の経営に直結するものでございます。

そこで三つ目の質問として伺います。2030年、教育学習指導要領の改訂を見据えて、あわら市として幼小接続の実践で得られた知見をどのように市全体の教育課程編成と発展させていくお考えでしょうか。特色ある教育課程の構築と、その計画・実践・評価・改善を支える自治体としてのカリキュラムマネジメント体制を今後どのように整備していくのでしょうか。所見をお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 教育長、甲斐和浩君。

○教育長(甲斐和浩君) まず、1点目の架け橋期における各園・各学校のカリキュラムの策定状況及び、計画・実践・評価・改善のPDCAサイクルについて、市としてどのように把握しているかのご質問についてお答えいたします。

本市では、現在、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、5歳児から小学1年の架け橋期において、学校区ごとに、こども園と小学校が協同してカリキュラムを策定しております。作成に当たっては、福井県が令和7年3月に策定した「学びをつなぐ希望のバトンカリキュラム『ふくい18年教育』」の中で示された「構想シート」を活用しております。

この「構想シート」は、こども園での5歳児期の遊びと学びのプロセスをシートの片方に記載し、もう片方には小学1年生期における遊びと学びのプロセスを記載する形となっております。このシートを通して、こども園において、どのように遊びを通してどのような資質・能力が育まれてきたかを明らかにし、その発達の状況と学びの積み重ねを踏まえながら、小学校での学びへと円滑につなぐための方向性を示すものとなっております。

こども園と小学校では、「構想シート」に基づいた取り組みを進める中で、毎年度6月から8月にかけて小学校教員が校区内のこども園を訪問し、保育参観を行っております。保育参観では、保育士とともに当該年度の小学1年生が5歳児のときにどのような学びの積み重ねをしてきたかを振り返るとともに、次年度入学予定の子どもたちの現在の発達状況や学びの環境を共有し、支援に向けての研究を行っております。

その後、2月には年間を通じた取り組みの成果や課題を持ち寄り、学校区ごとに保育士と小学校教員が協同して振り返りを行うとともに、課題を整理し、次年度の構想シートの作成へとつなげています。

このように、計画、実践、評価、改善のサイクルが継続的に回されており、幼児教育から小学校教育への教育課程の接続が円滑に行われているものと認識しております。

次に2点目の教育委員会は、保幼小接続期のカリキュラムマネジメントについて、どのような支援・指導助言・検証を行い、その成果や課題をどのように整理しているかのご質問についてお答えします。

教育委員会といたしましては、各こども園と各小学校が子どもの姿を真ん中に置いた対話を行い、実効性のあるカリキュラムマネジメントが展開できるよう、支援や指導助言、検証を行っております。

例えば、2月には教育委員会主催で「園と共につくる架け橋カリキュラム研修会」を開催し、県の担当者も交えた勉強会を実施しております。その中で、先ほど申し上げました「構想シート」の振り返ると次年度に向けた作成も行っており、その際、市の特別支援教育指導員や指導主事は、「どのような資質・能力を育てたいか」とい

う本質的な視点に基づき指導助言を行っております。そして、個々の子どもの学びが小学校入学後も途切れることなく発展しているかを市全体で検証しております。

また、特別支援教育指導員が、こども園と小学校を訪問し、子どもたちの様子を観察した上で、発達の状況に応じた指導の在り方について専門的な立場から支援を行っております。

今後とも教育委員会といたしましては、各小学校区の実践状況を把握するとともに、先生方が学びの伴走者として協働し続けられるよう、きめ細かな指導助言に努めてまいります。

次に3点目の2030年の学習指導要領改訂により学校の裁量が高まることを見据え、あわら市として、特色ある教育課程の構築と実効性あるカリキュラムマネジメント体制をどのように整備していく考えかとのご質問についてお答えいたします。

2030年の学習指導要領改訂を見据え、教育委員会としましては、まず福井県が示す「ふくい18年教育」の理念である、小中高への円滑な接続と0歳から18歳までの学びの連続性を大切にすることが重要であると考えています。

「ふくい18年教育」では、子どもが「自己発揮し遊び・学び続ける探究者」として成長していくことを念頭に置いて、各発達段階において持つべき資質や能力が示されております。本市におきましても、その考え方を踏まえ、各学校区の地域や児童の実態に応じながら、学びの連続性を意識した教育課程を編成していくことが、特色ある教育課程の構築につながるものと認識しております。

そして、その構築にあたっては、これまで保幼小接続の取り組みにおいて培ってきた連続性を重視したカリキュラムの整理や、こども園と小学校が協同して振り返りを行う仕組みといった知見を活かすことが重要であるというふうに考えております。こうした視点を小中高の接続や市全体の教育課程編成にも広げ、学びをつなぐ教育課程の充実を図って参りたいというふうに考えております。

なお、各学校の教育課程の編成権は学校長にあります。教育委員会としましては大きな方向性を示し、それに基づき各学校が特色ある教育課程の構築を行っていくこととなります。

その際には、保幼小接続期のカリキュラムマネジメントで培ってきた「異なる施設間で連携し、子どもたちの育ちを見通して教育課程を編成する経験」が、次期指導要領が目指す柔軟な教育課程を支える基盤になると確信しております。今後とも、先生方が「学びの伴走者」として創造性を発揮できる環境を整えていきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 1番、中嶋瑞希君。

○1番（中嶋瑞希君） ただいまのご答弁では計画・実践・評価、そして改善のサイクルが継続的にされているとのご説明をいただきました。しかしながら、このPDCAサイクルというのは実施していること自体が目的ではなく、改善の質が高まっているかというところが重要かなというふうに考えております。

そこで再質問として確認させてください。現在、市として各校区でどのような成果が確認できているのか。また、どのような課題が明確になっているのかなどを具体的に把握をされているのでしょうか。単なる認識レベルではなく、どのような根拠に基づいて円滑に行われていると市として判断されているのか、改めて具体的にお示しをいただきたいです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育長、甲斐和浩君。

○教育長（甲斐和浩君） 各校区における成果といたしましてはこども園と小学校との間で、子どもの発達段階や指導のあり方について、子どもの姿を真ん中に置いて、共通理解を深めた上で、小学校1年生での学習内容が保育士と教員で、ともに意見を出し合いながら考えられるということがあります。

また、教育委員会が主催する2月の振り返りと、改善の場において、大きな課題が挙がっていないことや、新入生児童に対する4月1ヶ月のスタートカリキュラムによって、どの学校においてもスムーズに学習に取り組む体制が整っており、現時点では、接続期に大きな混乱や支障が生じていないことから、教育課程の接続は円滑に行っているものと判断をしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 1番、中嶋瑞希君。

○1番（中嶋瑞希君） 今の答弁では、市としては接続が円滑に行われているとの認識が示されました。一方で、今のご説明をお伺いしていると、その評価の根拠というのは、客観的な指標として整理されているものではなく、現場の状況認識に基づく説明が中心であったかなというふうに受け止めております。

この現在のAIの急速な発展により、社会のあり方、そして学び方、教育観そのものが大きく変化しつつございます。このような時代においては、子どもたちにどのような力を育てていくのか、教育のあり方そのものが問い直されている状況にございます。これは意見になりますが、こうした社会の変化を踏まえたとき、課題が見つからないという状態は、本当に課題がないのか、あるいはまだ十分に見えていないのかその点を丁寧に検証していく必要があるのではないのでしょうか。ぜひ今後の教育政策の中で検討を進めていただけたらというふうに考えております。

ここまでPDCAの実効性についてお伺いしてまいりました。ここから幼少接続の成果や課題について今後どのように市の教育政策全体に反映していくのかというところについて、もう少し深掘りして再質問をさせていただきたいなというふうに思います。

最初のご答弁の中で、保幼小接続で培ってきた知見を小中高の接続や市全体の教育課程編成にも広げていくとのお話がありました。ぜひ今年度、策定作業が進められるあわら市の教育基本計画後期計画についてもその考えを反映させていただきたいなというふうに考えております。

最後にもう一点だけ再質問なんですけれども、あわら市の教育基本計画後期計画

の策定スケジュールはどのように進められるご計画でしょうか。策定までの工程と市民、学校、現場の意見反映の仕組みをお示しください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 教育長、甲斐和浩君。

○教育長(甲斐和浩君) 第2次あわら市教育振興基本計画後期計画の策定スケジュールについてお答えをさせていただきます。現在、第2次あわら市教育振興計画は令和3年2月に作成された第二次教育に関する大綱を基本構想としておりまして、あわら市総合振興計画および教育に関する大綱に示されました概念や方針に沿って具体的な方針を推進するための行動計画となっております。現在、教育振興基本計画の計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間となっております。この前期計画が令和8年度で終了するため、来年度に令和9年度からの後期計画を策定するものでございます。来年度策定予定の計画は後期計画であり、前期計画の達成度を踏まえるとともに、今年度作成される第3次あわら市総合振興計画および第3次教育に関する大綱に示される概念や方針に沿った行動計画となります。

策定までのスケジュールにつきましては、外部の学識経験者のほか、市社会教育委員や図書館協議会委員といった審議会の代表をはじめ、PTA校長会、教育研究会等の代表者で構成するあわら市教育振興基本計画策定委員会を設置することにしております。

この委員会の下部組織として教育委員会職員から組織される教育専門委員会を設置し、素案を作成いたします。この素案について、策定委員会で審議・検討いただいた計画案が、教育委員会に提言されます。その後、議会への報告やパブリックコメントを経て、教育委員会の議決を受けたものを、第2次あわら市教育振興基本計画の後期計画として、制定をいたします。

なお、策定委員会は、後期計画の方針の検討やスケジュールの確認、素案の審議、協議等を議題として年間3回程度の開催を予定しております。

続きまして市民学校現場の意見反映の仕組みについてお答えいたします。市民の皆様のご意見につきましては、第3次あわら市総合振興計画を策定する中で、本年度に開催されましたみらい創造ワークショップの教育文化スポーツ部門や市民アンケート、PTAの懇談会等でいただいたご意見を踏まえつつ、必要に応じて意見を聴取してまいります。また、教育現場の意見につきましては、校長会や教頭会を通じて現場の意見を把握するとともに、学力学習状況調査による児童生徒の状況なども参考としながら、次期学習指導要領の改訂を踏まえた実効性のある計画を作成していきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 1番、中嶋瑞希君。

○1番(中嶋瑞希君) ただいまの答弁では、後期計画は前期計画の達成度を踏まえつつ、第3次総合振興計画、そして教育大綱の方針に沿って策定されるとのご説明が

ありました。また、子どもたち保護者、教員の意見については、必要に応じてヒアリングを行うというふうにお伺いをいたしました。

一方でですね、前期計画の策定過程を振り返ってみますと、策定委員会での審議やパブリックコメントなどの手続きを経て計画が策定されているものの、市民からの意見は結果として寄せられなかったという状況だったかなというふうに思います。

もちろん計画には一定の継続性も必要かと思えます。しかしながら、さっきも申した通り現在はAIなどの急速な発展により、社会のあり方、そして教育そのもののあり方、そのものも大きく変わってきております。このような大きな変化の時代においてですね、後期計画が単に前期計画の延長として策定されるだけでは、時代の変化に十分対応できない、そんな教育計画になってしまう、そんな可能性もあるんじゃないかなというふうに感じております。ここからは少し意見ではございますが、森市政は、今回は市民が主役というふうに謳っていらっしゃいます。なので、後期計画もぜひですね、策定に当たっては専門家だけではなく、市民の声をしっかりと反映させていただく、そんな計画にさせていただくとすごく良いのかなというふうに個人的には考えております。市民を巻き込んで議論を深めていく。そういったことがあわら市民の主体性を高め、そして地域全体であわら市ならではの教育を作り上げていく、そういうことに繋がっていくんじゃないかなというふうに考えております。ぜひ、後期計画の策定におきましては市民の参加のあり方をもう一度十分に工夫していただく、検討いただくということを期待したいと思います。はい。これで一つ目のテーマを終わりたいと思います。

○議長（室谷陽一郎君） すいません。ここで暫時休憩いたしたいと思います。二つ目の質問に関しましては、午後からでお願いしたいと思います。では、暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

（午前11時51分）

---

○議長（室谷陽一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

---

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 1番、中嶋瑞希君。

○1番（中嶋瑞希君） 午前中に引き続き、私の二つ目の一般質問のテーマについて進めさせていただきます。私の二つ目のテーマは、休日の部活動地域展開に向けた体制整備についてです。

本市では令和8年4月より休日の部活動を地域クラブ活動へ完全に移行する予定と承知しております。これは子どもたちの活動環境を大きく変える転換点であり、保護者にとっても制度変更の影響を直接受ける重要な局面でございます。とりわけ、これまで市が負担してきた部活動指導者への謝礼等について、次年度からは保護者が参加費として負担する形へと変更されます。このテーマについて3点伺います。

まず一点目に、保護者負担化に伴う継続、または退部の意向の状況についてお伺いします。現在、継続意向に関するアンケートが実施されていると承知しておりますが、その状況を今どのように把握し、分析されておりますでしょうか。費用負担を理由として活動継続を見送る、あるいは退部を検討する生徒がどの程度見込まれているのか。教育委員会として現時点での認識をお示しください。また、家庭の経済状況によって活動の継続可否が左右される、いわゆる体験格差が生じないよう、どのような支援策を検討されているのかについてもあわせてお伺いいたします。

次に2点目として、役割分担と責任体制についてです。休日の部活動が地域クラブへ移行するとはいえ、活動の主体は本市の子どもたちであり、教育的な意義を持つ活動であることには変わりはありません。学校、あわらトリムクラブ、教育委員会の役割分担の最終責任の所在はどのように定められているのでしょうか。また、平日は学校部活動、休日は地域クラブ活動という形になりますので、指導の一貫性はどのように確保、担保されるのでしょうか。生徒の状況や配慮事項の共有など、情報共有体制はどのように構築されているのかについて具体的にお示しください。

最後に3点目の質問として、地域資源との連携についてお伺いいたします。本市には福井工業大学および福井県立大学のキャンパスがあり、施設や人材という面で大きな資源を有しております。また、小学生段階ではスポーツ少年団が活動の基盤となっております。休日の地域クラブ活動を持続可能な仕組みとするためには、指導者の確保や活動場所の確保のみならず、小学生から中学生へと切れ目なく活動を継続できる体制作りが重要であると考えます。県内大学やスポーツ少年団等との連携可能性について現時点でどのように検討されているのか。また、指導者の確保および生徒の継続的な活動を支える体制の構築に向けた市の考えをお示しください。

以上、3点についてご所見をお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 教育部長、山下綱章君。

○教育部長(山下綱章君) まず、1点目の「休日の部活動地域展開に伴い、保護者が参加費を負担することによる継続又は退部の意向の状況及び、体験格差防止に向けた支援策について」のご質問にお答えをさせていただきます。

国は、部活動の地域展開について、令和5年度以降、休日の地域展開を段階的に進める方針を示しました。

本市では、部員数の減少等により学校単位での大会参加が難しい種目が見られる中、国の方針を踏まえ、令和5年度から令和7年度まで、一般社団法人あわらトリムクラブを運営母体とし、休日の地域展開を試験的に進めてまいりました。

この期間においては、地域展開の対象になる部活動とならない部活動で保護者負担に差が生じないよう、指導者謝礼等を市が負担するとともに、地域展開のコーディネーターを配置し、活動場所の割当や指導者の労務管理のほか、事故・トラブル時の安全管理など、運営の支援も市が担ってまいりました。

現在では、休日に活動していた全ての部活動で地域展開が行われています。

そして、令和8年4月からは、あわらトリムクラブが、休日の地域クラブの運営全般を担います。

この本格実施へ移るにあたっては、国のガイドラインに従って、地域クラブが自立的に運営できる仕組みに転換する必要があり、受益者負担と公的負担の適切なバランスを図りながら、持続可能な運営体制を確立していくことが求められております。

本市では運営に必要な経費のすべてを保護者をお願いするのではなく、市が一定の補助を行うことで、負担をできる限り軽減し、国が示す標準的な水準を踏まえ、参加費を年会費2,000円、月受講料2,000円と設定いたしました。

なお、この設定金額は県内他の市町と同水準の金額であると認識しているところでございます。

保護者の皆さまには一定のご負担をお願いすることになりますが、これは子どもたちの活動機会を将来にわたって守るための仕組みであるため、制度の趣旨や必要性についてご理解をいただけるよう、引き続き丁寧に説明してまいりたいと考えております。

さて、昨年12月に実施した、休日の地域クラブ活動に参加する生徒の保護者を対象としたアンケートでは、「今後も地域クラブ活動に参加させたいか」の設問において、86.1%の保護者が参加させたいと回答しています。

一方で、費用負担、部員数の少なさなどの懸念の声も寄せられておりますので、今後はこのような保護者の皆様の不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

なお、費用負担を理由として活動継続を見送る、あるいは退部を検討する生徒については、現在、活動継続の申し込みを受け付けている段階であるため把握はできておりませんが、現時点ではそのような声は届いていないものと認識しています。

また、家庭の経済状況により休日の地域クラブ活動に参加できない生徒が生じないための支援策については、令和8年度当初予算に必要経費を計上しています。

このことにより、家庭の経済状況にかかわらず、すべての生徒が安心して地域クラブ活動に参加できる環境を目指してまいりたいと考えております。

次に、2点目の「学校、あわらトリムクラブ及び教育委員会の役割分担と最終責任の所在、並びに情報共有体制をどのように構築しているのか。」とのご質問にお答えをさせていただきます。

令和8年度からの改革実行期間は、地域クラブ活動を持続可能な形で定着させる段階であり、関係機関がそれぞれの役割を明確に分担しつつ、連携していくことが求められております。

まず、一般社団法人あわらトリムクラブは、休日の地域クラブ活動に関して、指導者の確保や労務管理、保険加入、活動場所の調整、安全管理、苦情対応といった運営全般を担うため、休日の地域クラブ活動に関する責任を負う立場となります。

また、教育委員会は、あわらトリムクラブへの支援や指導助言などを行うほか、地域展開の制度設計やガイドラインの運用など、全体統括の役割を担い、本市の地

域展開の制度に関する責任を負う立場となります。

一方、学校は、施設や用具の利用の調整、生徒の健康情報や配慮事項の共有といった役割を担い、生徒の成長を支えるため、適切な連携が欠かせないと考えているところでございます。

このように、役割と責任を分担しながら、生徒が安心して参加できる地域クラブ活動を、学校、あわらトリムクラブ、教育委員会が連携して地域全体で支えていく仕組みづくりを進めてまいりたいと思っております。

また、指導の一貫性の確保と生徒の状況や配慮事項などの情報共有体制につきましては、平日の学校部活動の顧問と、休日の地域クラブの指導者が直接情報交換を行い、指導方針や生徒の状況を共有することを基本としているところでございます。

しかしながら、顧問と休日の指導者が直接やり取りすることが難しい場合には、種目ごとに配置している地域展開のコーディネーターが間に入り、情報共有や連絡体制を行ってまいります。

なお、これらの情報共有の方法については、指導者研修会を通じて休日の指導者の共通理解を図ってまいりたいと思っております。

今後も、顧問・指導者・コーディネーターの連携体制を保ちながら、生徒が安心して参加できる地域クラブ活動となるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、3点目の「県内大学及びスポーツ少年団等との連携可能性と、指導者の確保及び生徒の継続的な活動を支える体制の構築に向けた市の考えについて」のご質問にお答えをさせていただきます。

本市における休日の指導者の現状ですが、市スポーツ協会、スポーツ少年団、市内で活動する一般のクラブなど、地域で日頃から活躍されている指導者の方々を中心に選出し、配置しております。

こうした地域の人材を活用しながら、まずは現在学校で行われている部活動の種目の地域展開を着実に進めることを最優先に取り組んできたところでございます。

現在、スポーツ少年団とは一部の種目で中学生の受け入れを行うなど連携を行っていますが、今後、地域クラブ活動を持続的に展開していくうえでも、県内大学との連携は選択枠の一つと考えられます。

例えば、大学生との交流の機会を持つなど、普段の活動では得がたい刺激や新たな経験につながることも期待されているところでございます。

今後は、指導者の確保も含め、具体的な連携方法について検討してまいりたいと思っております。

また、生徒の継続的な活動を支える体制の構築につきましては、令和8年4月からのあわらトリムクラブを運営母体とした休日の地域展開の実施において、まずは中学生を対象とした活動としてスタートいたしますが、小学生から中学生までが、同じクラブのメンバーとして切れ目なく活動できる形が理想であると考えております。

このことは、幅広い世代がともに活動することを目指す総合型地域スポーツクラ

ブの理想の形とも一致しているところがございます。

今後は、総合型地域スポーツクラブであるあわらトリムクラブとともに、切れ目のない継続的な活動体制の構築に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 1番、中嶋瑞希君。

○1番（中嶋瑞希君） 丁寧なご答弁ありがとうございました。あわらトリムクラブが運営の責任を負い、教育委員会が制度全体の統括を担うとの整理が示されました。一点、気になる場所として再質問させていただきますが、やはり運営主体がトリムクラブであったとしても、市の制度として行う以上、危機管理体制の明確化は不可欠だと考えます。

そこで再質問させていただきます。例えば、指導者による不適切指導やハラスメント、体罰などのトラブルが発生した場合について、相談窓口はどこになるのか、活動停止や指導者交代の判断権限はどこにあるのかなど、これらを明文化した対応フローは既に整備されているのでしょうか。令和8年4月からの完全移行前に文書化されたフローを整備し、公表するお考えはございますでしょうか。お答えをお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 教育部長、山下綱章君。

○教育部長（山下綱章君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。地域クラブ活動における事故やハラスメントなどのトラブル発生時の対応につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、地域クラブ活動の運営全般を担うあわらトリムクラブが責任を負うこととなり、教育委員会は必要な指導助言を行う立場となります。

本市では、地域クラブ活動の指導者に対し、研修会を通じて事故発生時の初期対応やハラスメントの防止、適切な指導のあり方について共通理解を図ってまいりたいと考えております。

万が一、不適切指導やハラスメントなどが発生した場合には、指導者の活動を一時的に止めるなど初期対応をあわらトリムクラブが行うとともに、教育委員会と情報共有を図りながら、連携もしながら適切に対応してまいりたいと考えております。また、その対応フローを3月に開催予定の指導者研修会において、指導者へ周知するとともに、学校や保護者会を通じて、生徒・保護者の皆様にも周知してまいりたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 1番、中嶋瑞希君。

○1番（中嶋瑞希君） 対応フローについては今後、指導者研修会での周知に加え、学校や保護者会を通じて生徒・保護者にも共有いただくとの回答をいただきましてありがとうございます。ぜひ子どもたち、そして保護者が安心して活動できる環境づくりのためにも、対応体制の整理と周知を着実に進めていただくことをお願いしたい

と思います。

次に、もう1点再質問させていただきます。昨年12月に文部科学省が出した部活動改革および地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインにおいては、市区町村が改革の責任主体として推進計画等を策定し、段階的に改革を進める場合には、ロードマップ等を定めて、学校と連携して、そして生徒・保護者に丁寧に説明することが必要というふうに明記されております。

そこでお伺いたします。本市としてこの国のガイドラインに基づく推進計画およびロードマップというのは、既に文書として策定できておりますでしょうか。未策定であれば、策定期限や意思決定の会議体、そして保護者・生徒への提示等、説明の時期を具体的にお示しください。保護者からは「平日の部活動、今後どうなっていくんですか」などを気にされている方も多くいらっしゃいます。制度が開始後に調整するのではなくて、開始前にある程度改革の全体像とか、段階的な行程をお示しいただき、学校と連携して、保護者・生徒に説明することが必要なのではないかなというふうに考えております。市の方針をお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 教育部長、山下綱章君。

○教育部長(山下綱章君) ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。本市では、令和4年度に設置したあわら市部活動の地域移行に関わる検討委員会におきまして、令和7年度末までに、休日の地域展開を目指すことなどの取り組み方針が提言として示され、この提言をもとに推進計画を作成し、休日の地域展開を進めてきたところでございます。

なお、国が昨年12月に公表したガイドラインでは、部活動の地域展開に伴う学校部活動を継承、発展させた地域クラブ活動と、一般の民間クラブや競技、スクール等を区別する地域クラブ活動の認定制度の運用が必要とされています。令和8年度は、本格運用に向けた準備期間とされており、暫定的に地域クラブ活動を認定できる経過措置が設けられております。

こうした国の方針を踏まえ、本市では令和9年度から始まる認定制度の本格運用に向けて、今後、学校やあわらトリムクラブをはじめとする関係者との協議の場を設け、検討委員会の提言の内容を基礎とする新たな国の方針を反映した推進計画の策定に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

策定後には、学校や各クラブの保護者会を通じた説明や、市のホームページなどでの公表などにより、生徒・保護者の皆様にわかりやすく周知してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 1番、中嶋瑞希君。

○1番(中嶋瑞希君) ただいまの答弁で、本市としても、令和9年度の本格運用に向けて新たな推進計画の策定を進めていただくとの方向性を示していただきました。また、保護者や子どもたち、学校にもしっかりとわかりやすく周知をいただくとのご

答弁をいただいたことは大変重要な点であると受け止めております。ぜひよろしくお願ひいたします。

部活動の地域展開は、子どもたち、そして保護者にとって、活動環境が大きく変わる制度であります。ぜひ、制度の全体像や考え方について、学校、保護者、丁寧に説明いただきそして理解を得ながら進めていただくことを期待したいと思います。これは意見になりますが、しばらくは平日が学校、そして休日が地域クラブという二重体制になる以上は密な情報共有が不可欠です。一方で、個人情報のやり取りも多く発生することになるかと思ひます。連絡手段や共有範囲などについては、運営団体の方に任せっきりにならず、市として個人情報の取り扱いについては統一ルールを明確にさせていただきたいなというふうに思っております。

この休日の部活動の地域展開ですが、少子化が進む中で、子どもたちの活動機会を守り、持続可能なスポーツ、そして文化活動の環境を作っていくための大きな転換であると認識しております。

今回の答弁で対応フローの周知であったり、推進計画策定後の保護者への説明などについてお話をいただきました。ぜひ子どもたちが安心して活動できる環境を守りながら、地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みとして、この地域クラブ活動を着実に育てていただくことを期待して、このテーマの質問を終えたいと思ひます。

残りもう少し時間があるので、最後にまとめて締めの言葉と少し思いをお話をさせていただけたらなというふうに思ひます。今回テーマにした二つの教育に関するテーマなんですけれども、思いとしまして、このあわら市、やはり少子高齢化が進み、子どもの数も年々減少しております。しかし、だからこそあわらにしかできない教育というのがあるのではないかと考えております。一人一人に目が向き、子どもに寄り添った個別最適な指導と支援、そんな環境がある。

このあわらは、少子化を弱みとして捉えるのではなく、あわら市の強みになり得るはずです。あわら市で教育を受けさせたい、そう思ひて移り住んでくださる方が増えるほど、そんなにより良い教育環境を整えて築いていき、ぜひあわら市の教育の良さをアピールしていきませんか。

子どもたちの一人一人の学びが途切れることなく、安心して伸びていけるような、そんなあわら市であるよう、ともによりよい教育環境を築いていけることを期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

◇関山耕人君

○議長（室谷陽一郎君） 続きまして、通告順に従ひ、2番、関山耕人君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 2番、関山耕人君。

○2番（関山耕人君） 議長のお許しをいただきましたので、2番、関山耕人、一般質問

を行います。通告に従い、一問一答形式にて質問させていただきます。本日は、少子化対策と人口減少下における教育と財政運営について伺います。

本市の人口は、今年度ついに2万6,000人を切りました。人口減少は将来を左右する最重要課題であり、本市議会でも人口減少対策特別委員会が設置されました。感覚や印象ではなく、数値と検証に基づき、戦略的に対応すべき段階に入っています。

まずは1項目目に、出生数の急減と現状認識について伺います。令和2年度の出生者数は164名、令和6年は109名、4年間で55名、3割以上の減少となりました。

まず、令和7年の出生者数は何名だったのか。あわせて、この極端な出生数の減少、市長はどのようにお考えか伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) 令和7年の出生数は何人であったのか。この極端な出生数の減少をどのように考えるかとのご質問にお答えいたします。

出生数につきましては、1月1日から12月末までの数値でお答えさせていただきます。令和7年のあわら市の出生数は109人となります。出生数の減少につきましては、極めて重く受け止めております。特に近年は減少幅が大きく、将来の地域社会の担い手や地域活力への影響を懸念しているところであります。

出生数の減少が、全国的な傾向であるとはいえ、本市としてもできる限りの取組を重ねていく必要があると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 2番、関山耕人君。

○2番(関山耕人君) ありがとうございます。次に、市として最低限把握すべき四つの指標について伺います。出生数、20歳から39歳の女性の人口、自然増減、社会増減、この4点の直近5年間の推移と、それらの要因をどう捉えているのかを伺います。全国的傾向という説明にとどまらず、本市固有の構造的要因をどう捉えているのか、市長の認識をお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) 議員ご指摘の直近5年間の推移とそれらの本市固有の構造的要因についてお答えいたします。

出生数等のご質問ですが、自然増減や社会増減を含めた動向も併せてご質問いただいておりますので、国勢調査の基準日でございます、10月1日を基準に回答させていただきます。

出生数は、令和2年から164人、145人、139人、151人、109人。20～39歳女性人口は、令和2年から2,356人、2,290人、2,181人、2,160人、2,093人。自然増減は、令和2年からマイナス221人、マイナ

ス245人、マイナス292人、マイナス292人、マイナス329人。社会増減は、令和2年からマイナス85人、マイナス137人、マイナス124人、プラス16人、プラス36人となっています。

この減少の要因は、若者の市外流出、婚姻・出産数の減少に大きな要因がありますが、これは、全国共通の人口減少の要因であります。

また、本市固有の構造的要因についてであります。これは、地方部のさらに外縁部に存在する自治体固有の要因を考えるべきだと思います。すなわち、仮に若者があわら市に残ったとしても、勤務する企業が坂井市、福井市であった場合、就職、結婚、出産などを機に、坂井市や福井市に流出する若者が一定数おられることが大きな要因であると考えております。大野市、勝山市、小浜市なども同じような傾向を示しております。

本市といたしましては、若い世代の定着促進、安心して結婚・出産・子育てができる環境づくり、雇用環境の充実など、総合振興計画に基づく施策を着実に進めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 2番、関山耕人君。

○2番(関山耕人君) ありがとうございます。2点、再質問させていただきます。社会増減は直近の2年はプラスとなっています。この社会像は外国人を含んだ数値ででしょうか。日本人だけで見ると減少しているのではないのでしょうか。先ほどの中垣内議員の質問にもあったように、不安を感じる市民もいらっしゃいますので、内訳をお示しください。

続けてもう一点、出生数が急減している中で、全ての施策を同時に強化することはできないとは認識しています。だからこそ、何を優先するのが重要だと考えます。市として、少子化対策の施策の優先順位をどのような基準で定め決めているのか、考え方をお示し願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) まず社会増の要因については、令和6年度をみますと日本人はマイナス53人、外国人はプラス89人となっております。

一方、県や市の移住支援制度を利用した転入者、いわゆる「新ふくい人」の数については、令和4年度84人、令和5年度91人、令和6年度97人と年々増加しており、特に令和6年度の新ふくい人の数は、県内17市町中4位という結果でございます。

次に本市における少子化対策の優先順位につきましては、客観的データと政策効果の検証を基準として決定しております。

特に、令和5年からは庁内横断型の「人口減少対策チーム」を組織し、本市における出生数の減少や若年層の減少に着目し、転出先や転入元のほか、年齢ごとの転出割合、県内近隣市町との比較など、これまで以上に分析し、優先的に取り組む施策につ

いて検討してまいりました。

チームの検討により、これまで「移住定住特設サイト」の開設や「奨学金返還支援事業」の創設、24時間体制の「あわらっこオンライン相談窓口」の設置、企業等魅力紹介ガイドブック「ブリッジ」の全面改訂など、数々の施策を行ってまいりました。

全体としては、家計負担軽減など短期的に効果のある施策と、雇用環境や住環境の整備など、長期的に取り組む施策を組み合わせることで、国や県、近隣市町の状況も考慮した上で、継続的な財政負担を伴う少子化対策について、将来世代に過度な負担を残さない範囲で、「子育て支援」と「若者の定着や雇用」に重点を置き、実施可能かどうか、慎重に判断しているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 2番、関山耕人君。

○2番(関山耕人君) ありがとうございます。今後、人口減少対策チームから生まれた施策の検証が進むことを期待します。次に2項目目、既存少子化対策の成果検証と今後の政策について伺います。

森市長が1期目で実施された子育て支援策「あわらっ子ファーストバースデー」と、「学校給食費無償化」、これらの政策について伺います。まず、事前に設定した成果指標はあるのか。また、それはどういう仕様か。

次に、実施前後でどの数値が変化したのか。そして、出生数や子育て世帯転入への影響をどう検証しているのか。おっしゃるように、少子化対策は継続的な財政負担を伴う政策です。実施したという事実ではなく、成果が出たのかという検証が不可欠です。政策効果をどのように総括しているのか、市長の見解を伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 市長、森之嗣君。

○市長(森之嗣君) 私が1期目に実施した「あわらっ子ファーストバースデー」及び「学校給食費無償化」につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減を目的として実施したものであり、その点において保護者の家計負担の軽減という効果があったものと総括しております。

一方、本市の子育て支援策は、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目的とするものであり、多くの支援策や環境整備が重なって、その効果を発揮するものと考えております。

政策効果の検証は、それらの政策の総合的效果として、第二次総合振興計画において、人口目標および、KPIである「妊娠期からの相談や経済的支援などの子育て環境が充実していると感じる市民の割合」や、「小・中学校の施設が充実し、学習しやすい環境が整備されていると考える市民の割合」といった指標により検証されるべきと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 2番、関山耕人君。

○2番(関山耕人君) ありがとうございます。市長は先ほど、出世数の減少を極めて深

刻と答弁されました。極めて深刻という認識なのであれば、対策は効果と優先順位を明確にして進める必要があると考えます。そこで4点、再質問させていただきます。

1点目は、「あわらっ子ファーストバースデー」、そして「学校給食費無償化」は、市として少子化対策の一環として位置づけているのかどうか、まずその整理を明確にしてください。もし、少子化対策として実施しているのであれば、出生率や出生数にどの程度の効果を想定して開始したのか。実施した場合と実施しなかった場合とで、人口動向にどのような差が生じると見込んだのか。そうした比較の試算や検証は行っているのか。深刻であるとの認識と効果の見通しを示さないままの政策運営がどのように整合しているのか、市長の説明を求めます。

次に、2点目は財源についてです。「学校給食費無償化」は毎年発生する経常経費です。一方で、財源であるふるさと納税は、制度や景気に左右される不安定な歳入です。経常経費に臨時的な歳入を当て続けることは、財政運営として本当に持続可能なのでしょうか。これは財政規律の観点から見て、危うい運営ではないでしょうか。また、将来、寄附額が減少した場合、この制度はどう支えるのか。持続性についての考え方を示してください。

さらに3点目です。仮に給食費無償化を実施しなかった場合、あるいは安定財源で実施していた場合、本市に寄せられたふるさと納税は、別の子育て支援策や教育環境整備など、より効果的な分野へ重点投資できた可能性もあります。つまり、給食費無償化を選択した結果、機会損失というしわ寄せが起きていないでしょうか。本事業が最も費用対効果の高い選択であったと、どのような根拠で判断されたのか、その検討過程について具体的にお示してください。

そして4点目に、出生数が極めて厳しい状況にある中で、個々の施策が人口動向にどのような影響を与えているのか、これは非常に重要な観点です。先ほどの答弁では、総合的に検証すべきとありましたが、私の考えでは、総合評価を行うためには、まず個々の施策ごとに効果を分解して把握することが不可欠です。その上で、施策の優先順位で組み合わせを検討し、人口減少対策として何が最も効果的かを判断すべきではないでしょうか。市長の明確な見解を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） まず1点目でございますが、「あわらっ子ファーストバースデー」および「学校給食費無償化」は、広い意味で本市の少子化対策の一環として位置付けております。

しかし、少子化は雇用、所得、結婚動向、社会保障制度、価値観の変化など、本市が関与できる以上の、多くの要因が複合的に影響する課題であります。そのため、本市の個別の事業をもって、直接的に出生数を何人増加させるといった効果を、事前に推計することは困難であると考えております。

他の市町、県、ひいては国においても、一つ一つの政策に、出生率や出生数の効果

を算定し、それを積み上げていく事例はございません。

そこで本市では、第二次総合振興計画において、まち・ひと・しごと創生人口ビジョンに基づき、「将来の人口展望」を設定し、総合振興計画が定める基本施策や事務事業を進めることで、達成すべき出生率や転出転入を推計し、50年後の人口目標を設定しております。

出生率の低下を含めた「人口減少問題」が深刻な課題であるからこそ、個別事業について、短期的な効果のみをもってその成果を判断せず、事務事業に定めた重点指標や、基本施策に紐づけられたKPIの達成状況に基づき、毎年度総合的な政策効果の評価・公表を行うことで、中長期的に人口目標を達成することを目指しております。

2点目の質問は市長がお答えします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 市長、森之嗣君。

○市長(森之嗣君) 「将来、寄付額が減少した場合、この制度はどう支えるのか」とのご質問にお答えをいたします。

令和8年4月からは、国による「学校給食費の抜本的な負担軽減」いわゆる給食無償化が小学校分から開始される予定でございます。市では、令和8年度当初予算で小学校分の国の基準額を超える部分、および中学校全額分を合わせた約4,470万円について、ふるさとあわらサポート基金繰入金を財源とする予算案を上程させていただきます。

一方、国による給食無償化については、中学校への拡大も出来る限り速やかに実現するとされていることから、引き続き、中学校への早期拡大に向けて国に要望してまいります。

将来的に、ふるさと納税制度の変更等により寄付額が大幅に減少する事態が生じた場合には、国の支援が小中学校に渡る場合には、差額分のみ負担し無償化を継続いたします。

また、中学校分に行き渡っていない場合にも、議会と相談しながら継続の道を探りたいと考えております。

3番目の「給食費無償化が最も費用対効果の高い選択であったと、どのような根拠で判断したのか」とのご質問にお答えいたします。

学校給食費無償化は、少子化対策の一環として、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に実施しているものでございます。

学校給食費が無償化されることによる家計負担の軽減額は、例えば中学生の場合、1人あたり年間63,800円、中学生が2人いるご家庭では年間127,600円の負担軽減となります。特に複数の小中学生を持つご家庭ほど大きな負担軽減効果が見込まれることから、子育てに伴う経済的・心理的負担の軽減に寄与する施策であると考えております。

また、学校給食費無償化は、中学生以下のお子様をお持ちの世帯に対して、平等

かつ継続的に支援が行き渡る施策でもあります。

「子育てに伴う経済的・心理的負担の軽減」と「平等かつ継続的な支援」という2つの要件を満たす施策として、学校給食費無償化が最も適していると判断しております。

また、来年度から国が実施を予定している給食無償化においても、その趣旨として子育て世帯への経済的支援が明確に位置付けられており、本市の取り組みはこれと合致するものであります。

もちろん、少子化対策として学校給食費無償化だけでは十分な効果が得られるものではないことは認識しております。そのため、婚活支援や出産・子育て環境の整備など、他の関連施策と総合的に推進することで、相乗的な効果が期待できると考えております。

4点目の質問は創造戦略部長がお答えいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) 4点目の「人口減少対策として何が最も効果的かを判断すべきではないか」とのご質問にお答えいたします。

これまでも答弁いたしましたとおり、少子化を含めた人口減少については、雇用、所得、結婚動向、社会保障制度、価値観の変化など、多くの要因が複合的に影響することから、事務事業をさらに個別の事業に分解・分析し、その効果を把握することは難しいと考えております。

そのため、本市において極めて厳しい状況にある少子化対策や、人口減少対策について、子育て環境や住宅環境、雇用、所得など総合的な質を高めることにより、中長期的に人口動向に影響を及ぼすことが重要であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 2番、関山耕人君。

○2番(関山耕人君) ありがとうございます。給食費について、市民の方々に意見を伺うと、家計にとって助けになっているとの声もある一方で、無償化よりも量や質の向上を求める声があることは、ここでお伝えさせていただきます。次に、来年度の少子化対策事業として、新規にどのようなことを考えているのか、市長に伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 市長、森之嗣君。

○市長(森之嗣君) 私は、子どもから高齢者まで住み続けたくなるまちづくりを基本姿勢として掲げておりまして、若者の出会いから結婚、出産、子育てまでの切れ目のない支援の充実子育て世帯の負担軽減策の強化、働きながら安心して子育てができる環境整備などを柱に総合的な対策を進めてまいります。

令和8年度当初予算では、一人親家庭等大学等受験等受験料等支援事業や保育士・保育の現場の魅力発信支援金、子どもの遊び場整備事業などの予算案を上程させていただきました。単に出生数の増減のみをもって評価するのではなく、このまちで

子どもを育てたい、このまちに住み続けたいと感じていただける環境を整えることが持続的な少子化対策に繋がるものと考えております。

今後、任期を通じて政策の検証と見直しを重ねながら、議会の皆様と十分に議論を重ね、着実に対策を推進してまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 2番、関山耕人君。

○2番(関山耕人君) ありがとうございます。いろいろと伺いましたが、調査した結果、私はそもそもあわら市の子育て支援策が他の自治体に劣っているとは思っていません。しかし、その実感がない市民が多いというのも事実です。その原因は何か。市民が地域に誇りを持つためには何が必要なのか。今後も課題を深掘りしていきたいと考えています。

本市議会の人口減少対策特別委員会では、三上委員長のおかげか、活発な議論がなされていると感じていますので、市長にはぜひ定期的にお越しいただけますと幸いです。

続きまして、3項目に、全天候型の子どもの遊び場とその合意形成について質問です。まず、約10億円規模の本事業について2点伺います。

1点目が、この施設の具体的な年間の維持管理費の見込み、そして年間の想定利用者数について伺います。次に、2点目は、この施設が出生数の増加、子育て世帯の定住促進、社会増の改善にどのような因果関係で結びつく整理しているのか、お示してください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長(中道佐和子君) ただいまのご質問にお答えします。はじめに、遊び場整備の事業規模についてですが、これまで9月の総務厚生常任委員会及び、11月の全員協議会でご説明のとおり、複合福祉施設の建物全体の改修と3階フロアでの遊び場整備を合わせて概ね9億円と見込んでおり、遊び場部分に係る整備費は約3億5千万円です。

本件については、誤解がされないよう、引き続き、資料のわかりやすい提示に努めてまいります。

改めまして、まず、年間維持管理費についてですが、現行の複合福祉施設全体の維持管理費として約1,200万円を要しており、改修後は約2,650万円を見込んでおります。

内訳としまして、現行の科目水準を参考に申し上げますと、光熱水費等の需用費で550万円、役務費30万円、保険料10万円、委託料820万円、使用料で40万円と、それぞれ増額すると見込んでおります。なお、人件費相当となりますが、委託料として、約1,870万円を見込んでおります。

また、年間想定利用者数は、子育て支援センターを含めまして、約5万人としており、昨年6月の一般質問でも同旨の答弁をしております。

次に2点目の、出生数の増加、子育て世帯の定住促進、社会増の改善との因果関係についてですが、これらの人口動態につきましては、子育て・教育、雇用、住宅、医療、地域の魅力など多様な要因が複合的に影響して変化するものと認識しております。

遊び場整備はその中の一要素として、天候に左右されない日常的な利用機会の確保、2階の子育て支援センターとの連携による相談・情報提供の一体化、保護者の心理的負担の軽減や子育て満足度の向上といった中間的な効果を通じ、定住意向や地域選好の向上に寄与し得ると整理しております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 2番、関山耕人君。

○2番(関山耕人君) ありがとうございます。市長選では、反対の立場から出馬された候補者もおられました。また、市内こども園の関係者や一部の保護者からは、私達の意見は何も反映されていない。形だけの聞き取りだったとの声もあります。さらに、地域によっては、全天候型子どもの遊び場の誘致を提案した後、何の連絡もなく、今回の案で実施するという通知があったとの声や、市民の方々からも10億円もかかるのなら、他に有効な子育て事業に使うべきではないかとの声が多くありました。

そこで伺います。意見は誰がどのように収集したのか。職員が足を運んでじかに聞いたのか。また、あわら市全域のこども園やその保護者に聞いているのか。そして、反対意見や慎重意見はなかったのか。これらを含め、市民の合意形成の過程について伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長(中道佐和子君) 市民の合意形成の過程についてお答えします。

市民合意形成の過程につきましては、これまで総務厚生常任委員会等でもご報告してきたとおり、令和6年度の基本計画策定段階において、まずニーズの把握を目的として複数の調査と体制整備を行いました。

まず、令和6年1月に整備場所を複合福祉施設3階と公表した後の、2月末から3月にかけて、市内全こども園の協力の元、未就学児の保護者と、子どもクラブを利用している小学4年生までの保護者を対象にアンケートを実施しました。アンケートでは416件の回答をいただきまして、整備する上で、望ましい遊具や保護者に有用な機能についてご意見をいただきました。

基本計画策定中となる同年7月末には、市内こども園の3歳児以上の園児と、子どもクラブを利用する概ね4年生以下の児童を対象に、「どのような遊びをしたいか」というアンケートを実施し、814名からの回答を得ております。

また、基本計画策定委員会には子育て関係のNPO代表をはじめ、私立認定こども園から選出していただいた保育教諭2名、こども園保護者2名、子どもクラブ支援員の方々に参画いただき、保育現場や保護者の視点を計画に反映できる体制を整

えました。

また、反対意見や慎重な意見はなかったのか、とのことですが、複合福祉施設3階に整備することを前提に実施した保護者アンケートの中では、そういった意見は2件しかなく、それ以外での反対意見は市役所に寄せられておりません。

なお、設置の可否、設置場所などの重要な項目につきましては、令和6年1月から議会に説明を重ね、令和7年9月議会で債務負担行為設定の議決を頂いておりますので、進め方に問題はなかったと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 2番、関山耕人君。

○2番(関山耕人君) ありがとうございます。再質問させていただきます。1点目は、アンケートについてです。保護者アンケートでは、整備不要意見2件とのことですが、その対象は、遊び場の直接的な恩恵を受ける保護者のみを対象としています。それ以外の世代の市民の意見は収集していないという理解でよろしいでしょうか。大規模な税負担を伴う事業である以上、子育て世帯以外の市民の意向を把握していないことは、合意形成として十分と言えるのでしょうか。

2点目に、委員会の体制について伺います。基本計画策定委員会は3回開催されたとのこと伺っています。この3回という開催回数で、本当に市民のニーズを十分に把握できているのか少し疑問に感じています。また、施設の規模や立地の妥当性ランニングコストについても十分に議論が行われたのか確認したいと考えています。参考までに申し上げますと、以前の観光まちづくりビジョン策定委員会では、委員の方から決まったことを説明されるだけといった不満の声が多数あったと伺っています。今回の委員会についても、議題のボリュームと開催回数から考えると同じように、行政主導で説明を聞くだけの委員会になっていた可能性が高いのではないかと懸念しています。

そこで伺います。まず、委員の意見は、計画にどの程度反映されたのか、具体的にお示しください。会議は3回とのことですので、可能であれば、意見が反映された事例を三つ以上挙げてご説明ください。もし十分に意見が反映されていない場合には、今後どのような改善策を検討されているのかについてもお答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 健康福祉部長、中道佐和子君。

○健康福祉部長(中道佐和子君) まず、1問目のアンケートの対象と合意形成の捉え方についてお答えします。

まず、保護者アンケートの対象につきましては、先ほど答弁したとおり、当該アンケートは「整備する上で、望ましい遊具や保護者にとって必要な機能」を把握することを目的に実施したものとございます。

したがって、アンケートの設計上、子育て世帯以外の市民の皆さまの意向を幅広く把握することはしておりません。

そのうえで、市民との合意形成の妥当性につきましては、繰り返しになりますが、

議会の場において、遊び場の整備について令和6年1月以降、逐次説明を重ね、令和7年9月定例会で債務負担行為設定の議決をいただいております。

質問の2問目につきましては、基本計画策定委員会における、意見がどの程度反映されたのかのご質問ですが、策定委員会では、複合福祉施設の現状や整備範囲、周辺類似施設および保護者アンケート結果などを基礎情報として、委員さんの方に示しまして、様々な項目を議論し計画に反映いたしました。

その中で、一つ目は、整備内容の方向性です。

多くの委員の方が、吉崎の「あそぼっさ」や、加賀市の「かがにこにこパーク」といった利用経験のある施設を参考とし、どういったことができるかよいかを議論しました。

当然ながら、スペースをふんだんに使って走り回れる場所がいいなどの意見もありました。

しかしながらこの既存施設では形状・構造的にそういったことを十分に提供できないことから、競合するのではなく棲み分けを考える方向となりました。

特に旧議場の利用方法につきましては、天井が高くメインエリアとなる空間であるものの、常時暗闇ということもあり、重要なポイントでした。

暗闇ということで、お化け屋敷はどうかなどの意見が出る中、「保護者のアンケートであったデジタル系の遊びができる空間にしてはどうか」という意見がありました。そこから暗闇空間を短所とせず、逆にそれを生かした空間に整備し差別化を図るべきとの意見を踏まえ、旧議場はデジタル体験ができるエリアとなっております。

二つ目は、必要とされる機能配置とゾーニングであります。

3階部分は現状、会議部屋などで10以上の部屋がございます。それらは扉・壁で仕切られております。

部屋別に遊ぶ場所を区別する意見や、どの程度まで壁が撤去できるのかなどの議論をはじめ、アンケートに必要とされている機能をどう取り入れるかなどを検討し、大まかなエリアの設定などを行いました。

特に、1階こども園遊戯室の屋上の利用については、委員からの利用提案があり、強度などの整理の結果、新たに整備エリアとして組み入れることになったスペースでございます。

三つ目は、利用料金の考え方です。

先ほども申し上げましたが、おおよその委員が近隣施設を使用したことがあり、経験を踏まえた意見を出していただきました。

市民は無料にしてほしいという意見や、あそこの施設なら有料でも行きたいといった意見、市外の人であっても、料金に見合った施設であれば有料でも利用するのではないかなどの意見があり、現在は市民の方は無料とし、市外の利用者や団体貸出で一定の収入を確保できる方向性を進めております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 2番、関山耕人君。

○2番（関山耕人君） ありがとうございます。委員会では、具体的な意見が計画に反映されていることはわかりました。今後は、幅広い市民の理解をさらに深めていくことが、信頼の醸成に繋がると考えています。

最後に、4項目目の小学校統廃合と財政の持続可能性について質問いたします。現在、本市には7校の小学校があります。一部では複式学級となっている学校もあります。次年度予定されている本荘小学校の大規模改修費は約8億円とされています。さらに、他の小学校も改修の必要があると伺っています。また、市全体のスクールバスの決算額は、令和5年度で、約8200万円翌年6年度は1億円を超えました。令和7年度は1億1500万円になる見込みと伺っています。

人口減少が続く一方、経常経費の増額が止まらない中で、7校の小学校、現状のまま維持することが財政的に持続可能なのか伺います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 教育長、甲斐和浩君。

○教育長（甲斐和浩君） 学校施設を現状のまま維持することが財政的に持続可能なのかとのご質問にお答えいたします。

まず、議員ご指摘のスクールバスの経費ですが、令和5年度から令和6年度にかけて増大しているのは、国土交通省が、運転者確保のための賃金水準の引き上げと物価高騰を理由に貸切バスの基準運賃を約30%引き上げたことによるものであります。

本荘小学校の改修につきましては、老朽化対策や安全性確保の観点から実施するものでございます。

学校施設の当面の維持管理経費や改修経費につきましては、各校から必要な経費についてヒアリングを行い、その内容を精査した上で予算化していくこととしておりまして、今後も適正な執行に努めてまいります。

以上を踏まえ、現時点において学校施設を現状のまま維持することについて直ちに財政的に持続困難な状況にあるとは認識しておりませんが、今後も慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 2番、関山耕人君。

○2番（関山耕人君） ありがとうございます。今のご答弁では、現時点においては、学校施設の維持は持続困難な状況ではないとのことでした。しかし、今後も人口減少や施設老朽化が進む中で、どの段階で財政的に困難と判断するのかは、市民にとっても大きな関心事です。そこで3点再質問させていただきます。

1点目、今後、財政的に困難と判断する際には、具体的にどの財政指標を基準にされるのか。

2点目、その基準化した場合、学校施設を維持するか、統廃合するかを判断する際の具体的な手順や検討プロセスについて伺います。

3点目、また、その際に、市民への説明や意見聴取をどのような段階で行い、最終

的な判断にどう反映させるのか。市民の合意形成のプロセスについてもお示してください。

「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 総務部長、岡田晃昌君。

○総務部長（岡田晃昌君） 1点目の「将来的に学校施設の維持が財政的に困難と判断するにはどの経済指標を基準にするのか」につきましては、一つの指標のみで機械的に決められるものではなく、複数の財政指標を総合的に勘案する必要があると考えています。

国が示す健全化を判断する実質公債費比率や将来負担比率などもございますが、これらの指標以外にも、経常収支比率、財政調整基金の残高、地方債の償還額の推移など、多面的に財政状況を把握していくことが必要となります。

また、学校施設の維持だけが財政負担となるものではなく、市全体の公共施設の老朽化対策や、今後も増大が見込まれる福祉・防災経費など、行政サービスを提供するためには様々な経費がかかっており、これらを持続するためには、全体の歳出構造の見直しもあわせて検討していくことも不可欠であると考えています。

このため、学校施設の維持が財政的に困難かどうかにつきましては、いずれかの指標が一定の水準に達することをもって困難と判断するものではなく、その時々々の経済情勢や市全体の財政状況の改善などを踏まえ、総合的に分析した上で慎重に判断していくことになると考えています。

2点目以降は教育部長がお答えをさせていただきます。

「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 教育部長、山下綱章君。

○教育部長（山下綱章君） 2点目の「具体的な手順や検討プロセス」については、将来的な児童生徒数や学校施設の維持に伴う改修費用などをふまえて、施設を維持する場合と統廃合する場合で学校運営に関する費用にどの程度差が生じるのかを試算する必要があると思っています。

統廃合についても、いくつかのパターンが想定され、それぞれのパターンで必要な費用が異なってくるものと考えられます。

その財政的な観点に加えて、保護者や地域の意向、さらに教育的な観点などをふまえて、地域の方々などを含めて総合的に検討していくこととなります。

続きまして、3点目の「どの段階で行うのか」や「市民の合意形成のプロセス」については、先ほどの答弁のとおり、現時点ではまだその段階にないと判断しているため、明確な時期などはお示しすることはできません。

ただし、実際に学校の在り方に関する検討を行うことになった場合は、市民の意見を聞き、様々な資料などを用いるとともに、随時、市民との意見交換を行いながら、早急な結論を求めずに検討していきたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 2番、関山耕人君。

○2番(関山耕人君) ありがとうございます。一部の保護者からは、統廃合が必要ではないかとの声があります。一方で、子どもの数が減っても統廃合しないで欲しいとの声もあります。昨日の質問でも、堀田議員から、たとえ児童1人になっても続けて欲しい意向を持つ保護者もいらっしゃるとありました。

そこで伺います。市はどのような手法で市民の意向を把握しているのか。また、地域ごとの意向差は把握しているのか。少子化が進む中で、いつかは小学校の統廃合は避けて通れないと考えます。市長は、小学校の統廃合についてどのように考えているのか伺います。

「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 甲斐教育長

○教育長(甲斐和浩君) お答えします。市として、平成27年、28年に複式学級となっていた3校を統合しており、現在、小規模校となっている学校につきましては、そのメリットを生かした学校運営を実施しております。

現時点では、学校について何らかの検討を行っている訳ではございませんので、学校の在り方について、市民の皆様全体としてのご意見の傾向、あるいは地域ごとの意向差は把握してはおりません。

しかしながら、保護者や地域の方から、学校の在り方に関するご意見を個別にいただくことはございます。

なお、今後の学校の在り方については、昨日、堀田議員に市長から答弁させていただきましたとおり、子ども達にとってよりよい教育環境を整えていくことを第一に、児童数の推移やそれに伴う教員配置の状況も踏まえながら、総合的に考えていく必要があるというふうに思っております。

その際には、統廃合ありきで進めるのではなく、まずは保護者をはじめとする地域の皆様のご意見を丁寧に伺いながら、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 2番、関山耕人君。

○2番(関山耕人君) ありがとうございます。これは意見ですが、私のもとには、特に北潟小学校の保護者から、統廃合を求める声が複数寄せられています。こういった声があることだけはここでお伝えさせていただきます。ただし、ここで申し上げたいのは、統廃合してほしいというものではなく、市民の意見をしっかりと吸い上げていただきたいというものです。

昨日の答弁とも重複しましたが、まずは保護者や児童の声を丁寧に聞き、個人個人がどのように感じているのかを具体的に把握していただきたい。重ねてお願い申し上げます。その上で、おっしゃるように、統廃合ありきではない解決策も含め、地域の課題解決に向けた検討を進めていただきたいと考えています。それでもなお、いつかは小学校の統廃合を考えなければいけないタイミングが来るのではないかと懸念しています。その際は、中心地の小学校への集約の可能性や改修計画との整合

性、そして、9月議会でも質問させていただいた空調整備計画との整合などを一体的に検討すべきと考えます。

人口を増やす施策と、この人口減少を前提とした市政運営や将来を見据えた健全な財政運営、この両立をどう図るのか。市長のお考えを伺います。

「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森之嗣君。

○市長（森之嗣君） 議員ご指摘のとおり、人口減少という社会構造の変化は全国的な傾向であり、本市においても、人口減少が続いております。

一定の人口減は避けがたいものと認識しておりますが、そのような中でも、地域の活力を維持し、将来にわたって持続可能な行政サービスを提供するためには、人口減の抑制、引いては人口の増加と、安定した財政基盤の両立が必要となります。

人口減少対策としては、子育て環境の充実、移住・定住の促進、企業誘致や雇用創出など、ライフステージに応じた施策にしっかりと取り組んでいく必要があると考えております。

また、人口減少を前提とした行政運営については、公共施設の再編や、人口規模に応じた事業の統合・効率化、デジタル化の推進などを通じた行政自体のスリム化に取り組むことが必要となります。

行政組織としても機動的で持続可能な体制づくりを進めていくことで、人口減少対策と健全財政の両立を図ってまいりたいと、そんなふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 2番、関山耕人君。

○2番（関山耕人君） ありがとうございます。再質問です。人口増を目指す施策と縮小を前提とした行政のスリム化は思想としては両立しますが、予算の配分では競合すると考えます。令和8年度当初予算において、人口減少対策に関連する予算の総額と、公共施設の再編や効率化関連の予算総額はそれぞれいくらでしょうか。市長は攻めと守りのどちらをより重視しているのか、財政配分で明確にお示しください。

「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森之嗣君。

○市長（森之嗣君） まず、令和8年度当初予算においては、人口減少対策につながる施策として、子育て支援、教育環境の充実、産業振興、福祉、移住定住支援、まちづくりなどに多くの予算を充てており、単純に一つの枠組みで総額を算定することは困難でございます。

一方、「守り」でいうところの公共施設の再編などについては、公共施設再配置計画改定に係る費用などで行政財産管理経費として約460万円を計上しているところでもあります。

これについては、今後、実際の再配置の中で多額の予算が必要になってくると考えられます。

「攻め」と「守り」のどちらを重視するのかについては、「攻め」を重視するとこ

るであります、「守り」もしっかり見定めつつ、市民の皆様の声や財政状況から適切に判断し、両者をバランスよく進めることこそが、市民福祉の向上と持続可能な財政の確立の両立につながるものと考えておるところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 2番、関山耕人君。

○2番(関山耕人君) ありがとうございます。出生数はここ5年で約3割減少しました。市には、この危機の水準に見合った政策判断が必要だと考えます。森市長が掲げる繋がるあわらの理念のもと、幅広い市民の声を丁寧に聴取し、透明性のある合意形成を図っていただきたいと考えます。限られた財源の中で、事業の効果を検証し、優先順位を明確にした上で、選択と集中を徹底する。その覚悟ある意思決定を強く求めます。

市民から選ばれた市長として、この局面に真正面から向き合い、あわらの未来に繋がる確かな仕事をしていただくことを期待し、その重責あるご承認に心よりお祝いを申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長(室谷陽一郎君) ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時30分といたします。

(午後2時16分)

---

○議長(室谷陽一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時30分)

---

◇三上寛了君

○議長(室谷陽一郎君) 通告順に従い、8番、三上寛了君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 8番、三上寛了君。

○8番(三上寛了君) それでは、通告順に従いまして、8番、三上、一般質問を一問一答でさせていただこうというふうに思います。

初めてトリを任せまして、ありがとうございます。ついに、ちょっとえらくのなったなっていう感じではないんですね。提出が非常に遅れまして申し訳ありません。頑張って質問させていただこうと思います。よろしく願いいたします。

それではですね、一般質問を開始させていただきますけれども、今回は、市政情報の公開と周知および市民コンセンサスについてということ質問させていただきます。少し何名かの議員さんと重複するところもあるんですけれども、ちょっと視点を変えてお話させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

市政においては、実際に税金を活用して、どのように市民福祉の充実が図られるのか、それとか、あとはどのようなサービスがあって、どのような補助が受けられる

のかというような実の話ですね。市民が直接恩恵を受けるようなサービスの話っていうのは、とてもとても重要であることは間違いありません。

ただし、それと同時に、またそれに勝るとも劣らず重要と考えられることっていうのは、市民の皆さんが、市政が今どのように動いていて、何がこれから行われて、どのような目線で未来が築かれるのか。そのような情報に関して、皆さんが知ること、そして意見すること、そしてそれを市民の全体の合意として、コンセンサスを取って先に進むこと。そのような情報というのも、やはりこれは非常に市民サービスと対をなす形で最も重要であろうというふうに考えております。

今回はその部分にフォーカスを当てて質問していきますけれども、先日の野沢議員の質問と同じように、私の課題感もやはり市民アンケートの部分ですよ。市民の声が市政に届き、市民参画の機会が充実していると思いますかという問いへの肯定志向が14.6%であったと、否定思考が58%であった。令和6年度ですけれども。やはりここにはかなり大きな課題があると思っております。

ただし、もちろん、今それが急に顕在化したということではないということも重要だと思っております。昔からずっとですね、これ。経年で追いましたけれども、昔からずっとやっぱり低いです、この数字は。別に、森市政になってからどうこうっていうよりも、そのいや、本当にでも、ずっとなんです。だから、それがいかに改善するかっていうのが、そもそもあわら市のずっと長年抱えている課題であるというふうに個人的には感じてますんで。その部分をいかに払拭していくかということ、ぜひここで見ていただけるとありがたいなというふうに思っているわけです。

つきましては、今回なんですけれども、市民参画の機会っていう話は先ほどもされてましたんで、私はちょっと目線を変えまして、そもそも市民参画をするにしても、まず市政が今これからどうなっていくのかっていう情報ですよ。市民参画の機会がここにありますよという情報も含めて、そもそも情報が周知されて、それが伝わってるかどうかというところがやはりかなり重要だと個人的には思ってますので、まず広報ですね。特に市民が目にする媒体としては、やはり広報あわら、そして現在ですとSNS、それからホームページ、これらに着目して具体性を伴った質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、ちょっとデータからですけれども、先ほど話題に出しました令和6年度のあわら市民アンケートには、広報の方の調査も載ってまして、広報紙やインターネットなどを通じて行政情報がわかりやすく公開されていると思いますかという問いがあって、こちらは肯定思考が50パーですね。それから否定思考が31.5パーとなっています。先ほどよりは市民参画の話よりは%高いし、少しずつ上がってるんですけど、ただそれでもやはり50%の人はわかりやすく受け取ってるけれども、残り50パーはちょっとわからんなということだと思います、これ。そうなると、そもそも市民参画をやるって言っても、まずスタートが5割になっちゃうので、そこがやっぱり一番大きな、まずの大きなボトルネックなんじゃないのかなというふうに感じております。

そこでですね、まず広報あわらに関してですけれども、私達市民広報あわら、目にしまして非常に親しんでるなというふうに感じております。デザイン性も最近増してきていると感じてますんで、その辺非常に良いブラッシュアップをしてってくれるとくれているというふうに思いますけれども、一方、現状で少し物足りないなと感じるのはやはり政策を発信する部分とっております。

例えば、新幹線開業前ですね、JR芦原温泉駅の近辺の情報っていうのは、計画段階から定期的に発信をされていたというふうに認識しております。一応その辺の情報だけ今回少し見てもらうために持ってきてるんですけども、これも非常に多分懐かしいんじゃないのかなと思いますけれども、「芦原温泉駅周辺将来デザイン決定」みたいな。これ非常にあれですね。これ多分平成28年とかと思うんですけども。これとかはもうあれですよ、7年後ですよ。7年後に開業するので、その前からやりましょうということで計画が実施されて、それが広報あわらにも載りまして、こんなふうに関係する計画が進められてたわけです。

これが、内容がどうこうって話を今回しませんので、そうではなくて、この段階からいろんな情報が外に出ましたと。このときは投票とかもしてたんで、非常にいろんな情報が外に出たなとは思っております。少し時間を経ちますと、例えば、その後はこんな形でこれでしたら「駅舎デザインが決定しました」と。芦原温泉駅ですね。このような情報がもう本当に定期的に毎年ちょっとずつ出されるような状況でございました。このときも本当にそれらが決定事項だったかっていうと、この辺ちょっとすいません。見づらかったら申し訳ないんですけども、駅の周辺整備計画図とかが提示されてまして、括弧して、今後変更の可能性がありますというふうに書かれてたりしながらも、図が出されてる、パースが出されてるというような状況だったというふうに認識してます。やはりこのような形で図が出されている、パースや情報が出されていくと、市民はこんなことが起こるんだなということを考えながら、そして少し何か意見があったらちょっと寄せようかなというふうに個人的になると思ってます。

このような情報っていうのを、ぜひ出していただけたらいいなと思いますし、さらに遡りますと、その前はこのようにこれも非常に見づらいんでも情報提供だけですけども、これも平成28年度は市の重点目標を各部署がまず出しますと、春に。このようなことを今年やりますっていうことを。これ本当は部長名も書かれてますけど、部長がこのようにやりますということをまず目標として提示した上で、その後、このような形で「市の重点目標報告」ということで、1年後にそれがどうなったのかということをやはり見える化していたような過去があります。多分皆さん記憶にはあるんじゃないかなと思うんですけども。無くなった理由等々いろいろと、もちろんこの後お話いただけるとは思うんですけども、このような形で政策が見える化されていくということは、今こそ価値があるのではないのかなというふうに思っております。

ぜひ、具体的にこのようななどのようなまちを作っていくかというような情報を広

報あわらにおいて積極的に発信する考えはございませんでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) 広報あわらによって市政情報の公開を推進する考えはあるかとの質問にお答えさせていただきます。

「広報あわら」は、月1回、約1万世帯に配布している非常に重要な情報媒体であり、広い年代に確実に届く媒体として位置付けしております。毎号、イベント・講座、行政手続き、注意喚起、各種施策の紹介など、多岐にわたる情報を掲載し、市民の皆さまの生活に必要な情報提供に努めているところでございます。

また、市政の方向性や重点的に取り組む施策を市民の皆さまに理解していただくことも重要であり、広報紙においても市政情報の発信を重要なテーマの一つと位置付けています。これまでも、予算・決算の見通し、市長の市政運営の考え方、市の子育て施策の整理・紹介、観光まちづくりプランの特集など、市政に関する情報などを継続して発信してまいりました。

一方で、広報紙には紙面の制約があり、掲載すべき情報が多く、毎号の校正では情報の取捨選択を行わざるを得ない状況であり、政策特集に多くのページを割けない場合もございます。

しかしながら、市政の方向性や取り組みをわかりやすくお伝えすることは、市民の皆さまの理解や市政への信頼につながる重要な取り組みであると考えております。今後も、限られた紙面の中でも伝え方を工夫しつつ、引き続きわかりやすい市政情報の発信に努めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 8番、三上寛了君。

○8番(三上寛了君) 市政情報、広報あわらでもある程度出していただけるというように解釈しましたがけれども、問題があることは重々承知しております。やはり、紙面は限りがありますんでなかなかそのやりくりをしながらっていうのは非常に大変で、頑張っていたらというところは重々理解しております。

一つ、やはりその目線として重要なのはタイミングなのではないかなと。つまり、その時期をしっかりと考えていただいて、もうこのときに打つみたいなの。例えばですけども、基本構想が決定した段階とかパースが見せられるようになった時点。その時点で議会だけでなく市民にもわかりやすい情報媒体で出してほしいなと心から思います。もし、紙面の都合あるようでしたら、この後の質問とちょっと重複しますがけれども、SNS等でも結構ですので、ぜひそういう情報発信を検討していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) ご指摘のとおり、市民の関心が高い事業や予算規模の大きい事業につきましては、可能な範囲で早い段階から情報をお示しすることが重

要であると認識しております

ただし、地権者や関係者との協議状況、事業の性質上公表が適さない場合など慎重な判断が必要となる場合もございます。

その上で、基本構想の決定時点やパースなどのイメージ図をお示しできる段階など、適切な時期を見極めながら、発信のタイミングをこれまで以上に意識して取り組んでまいります。

また、紙面の制約がある場合には、LINEやインスタグラムで要点を簡潔にお知らせし、詳細はホームページで確認いただくといった役割分担を活用し、即時性のある情報提供に進めてまいります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 8番、三上寛了君。

○8番（三上寛了君） ぜひ、即時性というテーマをもとに、そのように情報を出していただきたいたいというふうに思っております。

また、先ほど話題提供しました、もう一つの方も深掘りをさせていただきたいんですけども、先ほどは部長ごとという発信の例をお示ししましたけれども、これは別にどうしても部長ごと、部ごとにやっていただきたいたいということではなくて、どちらかというやはりその分野をしっかりと区切っていただいて、市民がわかりやすい形で、あわら市ってのは今年どのようなことにチャレンジして、何を達成しようとしているのか、そういう思いとか、覚悟みたいなものを伝えていただきたいたいというふうに考えている次第です。

私は議員なので、皆さんの活動を常日頃から見させていただいていて、本当に心から感謝を持っています。素晴らしい活動していただいているし、すごく考えて動かれているので。逆に言うと、その私は見ているけれども、市民の皆さんには伝わっていないかもしれないところが非常にやっぱり歯がゆく感じてますので、ぜひその部分っていうのを見える化してほしい。特に、分野ごとに見える化していただきたいたいという思いがあるんで、もう一度この部分をお答えいただきたいたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長（渡邊清宏君） 市の取り組みを分野ごとに整理し、今年度、あわら市がどのような方向性で政策を進めていくかを、市民の皆様にはわかりやすくお伝えすることは重要であると考えております。

令和8年度当初予算で掲げた四つの重点テーマに沿って整理する方法など、市民の皆様には伝わりやすい形で発信できる工夫を進めてまいります。

また、事業の進捗や結果の報告につきましてはこれまで決算審査や議会での説明が中心でありましたが、広報紙、SNS、プレスリリースなど、媒体の特性を組み合わせまして、より多くの方に届きやすい形へと改善してまいります。

特に、大きな事業につきましては、可能な範囲で節目ごとの情報発信に努め、市

民の皆様が取り組みの状況を追いやすいようにすることを意識してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 8番、三上寛了君。

○8番(三上寛了君) そうですね、分野の区切り方は、むしろ森市政の色をぜひ出していただきたいと思いますので、しっかりとご検討いただきたいというふうに思っております。

そのように全体の情報を出すということは、やはりそのあわら市全体をどう考えるかっていう話に繋がってきますので、やはりここにそれ、その主役はここにいらっしゃる皆さんじゃないかなと思っております。例えば、部長会議等々で、ぜひ全体でのあわらの進め方というものを共有、それから議論をぜひしていただき、あわら市全体を皆さんで俯瞰した発言、そしてビジョンを描くということをご希望していただきたいと思いますというふうに思っております。よろしく願いいたします。

一方で、もちろん我々議会も他人事ではないなというふうに感じてますので。行政側が我々議会には丁寧にご説明いただいているところ、先ほど創造戦略部長もおっしゃってましたけれども、我々も説明を受けている状態で、我々自身にも市民への説明責任があると思っております。それは、やはりこちらの責任でも間違いなくあるので、行政側にこのように今は一般質問でお伝えしますけれども、それはうち我々議会にも返ってくるようなことだと思っておりますので、それは議会の方で提起して変革していきたいというふうに考えてますので、また引き続きお願いいたします。

一旦区切りまして、SNSについても言及しておきたいと思っております。広報あわらと同様に、現在、公式LINEに代表されるようなSNSでも前述しました市政情報の深掘りを促進していく考えがございますでしょうか。お聞きいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) 本市では、広報紙に加え、公式LINE、Facebook、Instagram、YouTubeといったSNSを活用して情報発信を行っております。また、SNSではありませんが、PRTIMESにつきましても、市内外への情報発信力が高い媒体として重要視し、プレスリリースの発信に活用しております。

SNSは、速報性や視覚的な伝わりやすさに優れており、広報紙では届きにくい世代に対しても効果的に情報を届けることができます。日々のお知らせに加えまして、市の政策や施策の背景、取り組みの狙いを補足するなど、政策情報の理解を深める役割も期待できます。

一方で、SNSを見る目的は多様であり、政策情報だけを求めている方ばかりではございません。生活に役立つ情報や市内の出来事、行政の身近な様子を求めている方も多いため、政策情報と生活情報のバランスを取った発信が重要であると考えています。

今後も、LINEやInstagramなど各媒体の特性を生かし、政策情報に

については図解や短い動画、ストーリー形式などで分かりやすく伝える一方、日常的な情報や市の魅力を紹介する内容ともバランスを取りながら、情報発信を進めてまいります。

引き続き、市民の皆さまの年代やニーズに応じて最適な媒体を活用し、市政情報がより届きやすく、理解しやすい広報のあり方を推進してまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 8番、三上寛了君。

○8番(三上寛了君) よろしく願いいたします。そもそも、あわら市のSNSは非常にどンドンどンドン良くなってってっていうのは僕も知ってますので、本当つい見ちゃうの多いんで素晴らしいと思ってます。ぜひその方向性を維持しながら、より良い情報発信を努めていただきたいなというふうに思います。よろしく願いします。

続きましてなんですけれども、最後はデジタル媒体でいうと、やはりホームページかなというふうに思っております。これはもう、いろんな方の一般質問でも出てきてますし、僕自身も、もう4年前かな、4年前に一度させていただいてます。公式ホームページがもうちょっと現代に即したもの。やはりもっと情報伝達がスムーズになるような、しっかりと見られていくようなホームページになっていただきたいなというふうに思っております。やはり依然としてオンライン上における市の顔はホームページですので、例えば今あわら市では移住定住の特設サイトも作られていますけれども、移住定住の特設サイト、非常に見やすくて何かちょっと移住したいなというふうに思わせてくれるような本当にいいデザインだなと思ってます。いやあ、そろそろ本丸の方もぜひちょっと動かしていただきたいなと。ホームページ刷新、取り組んでいただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) 本市のホームページにつきましては、前回の改修から一定の期間が経過し、情報量の増加や閲覧環境の変化を踏まえますと、見直しが必要であるという認識を市としても持っております。過去の一般質問でも答弁しているとおり、ホームページは「市民サービスのプラットフォーム」であり、利用者が必要な情報にたどり着きやすく、使いやすい構成とすることが重要であると考えております。

一方で、ホームページを全面的にリニューアルする場合、デザイン・システムの刷新、アクセシビリティ基準への対応、データ移行など、多岐にわたる作業が必要となり、数千万円規模の多額の費用が発生するのが一般的であります。こうした財政負担を踏まえますと、現時点で全体を一から作り直すフルリニューアルを行うことは慎重に判断する必要があると考えます。

近年はSNSやLINE、PRTIMESなど他媒体から誘導されてアクセスする“着地点”としての役割が強まっていること、スマートフォン閲覧やAI要約の

普及も踏まえ、ホームページの改修については、全面的な作り直しか、効果的で現実的な一部改修かの議論を深めながら、市民をはじめ利用者にとって使いやすいホームページとなるよう改善を進めてまいります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 8番、三上寛了君。

○8番(三上寛了君) 改修へのご意思は伝わってきております。ただ、もうそろそろ本当にやらなきゃいけないタイミングだと思いますので、もう一つだけさせていただきたいなというふうに思いますけれども、ぜひもうその改修のタイミングですね。時期の目処も含めて、一度お答えいただきたいなというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 創造戦略部長、渡邊清宏君。

○創造戦略部長(渡邊清宏君) ホームページの見直しにつきましては必要性を強く認識しており、令和9年度中の改修を目指して検討を進めてまいります。また、具体的な内容や規模につきましては、財政状況等を踏まえつつ、適切に判断していくとともに検討内容につきましては、議会にも委員会等を通じてご報告させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 8番、三上寛了君。

○8番(三上寛了君) 頑張って進めていただきたいなというふうに思っております。もちろん早ければいいというものではないのは重々承知してますので、そこはもうしっかりと現状のニーズに合わせた形、それからホームページの役割とは何だろうかというところを突き詰めた上での改修をしていただきたいんで、焦って中途半端なものではなく、しっかり検討した上で、ただし、なるべく早いタイミングでの改修を望みたいというふうに思っております。

また、もし改修を本格的に検討する際には、他市町事例等々も含めて、例えば、例だけですけれども、加賀市においては、やはり改革がかなり進んでまして、予算編成の過程の見える化をして、市民の意見をその時点でいただくような試みがなされていたりとか、最近、人口減少対策の委員会の方では、茨城県の境町に着目してまして、そちらですと、やっぱもうとにかく子育てをしまして、子育ての特設ページがあって、そこに支援メニューは全部出ていて非常にわかりやすいみたいなの、やはりホームページは我々としても「こういうのだったら確かに」と思えるものが多いですので、ぜひその辺分析・検討をいただけることをよろしく願いいたします。

そしてですね、また進めていただくにあたっては、やはり毎回なんですけれども、懸念はリソースだというふうに、お金もそうですけれども、人もそうですよね。やはり人的リソースだけ注意をいただいて、無い袖触れないのはよくわかってるんですけれども、ただやはりそれで職員が疲弊してしまうっていう現状だけは避けたいなと思いますので、そこだけぜひしっかりとやっていただきたいなというふうに思っております。

最後にですね、今、話をしてきたのが、広報・周知ですけれども、一応、僕自身としてもやはり市民コンセンサスの部分ですね。そこにも少し最後、触れさせていただきたいというふうに思っております。

政策に関して、やはり市民とともに議論、コンセンサスを取って、誰も蚊帳の外に置かれないようなまちづくりを目指していきたいというふうに思っております。もう重々答えていただいたとは思いますが、その重要性に関して、どのように思われるかお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 市長、森之嗣君。

○市長(森 之嗣君) 大変いい質問で答えやすいです。今後の市政において、市民への周知を促進するコンセンサスを取ることの重要性についてどう考えるか、との質問にお答えしたいと思います。

市政の方向性や政策の背景を市民の皆さまに分かりやすくお伝えし、理解を共有していくことは、行政運営において非常に重要であると考えております。この点については、野沢議員の一般質問の中でも、市民参画の現状や課題についてお答えしたところではありますが、市政との距離を感じさせないための取り組みを進めていく必要があると認識しております。

一方、ひとつひとつの政策について市民の皆様と議論し、全員の合意形成を図っていくという進め方については、一つ、2万人を超える市民の賛否を集約することは非常に難しいことがあります。もう一つ、市民の代表として政策を審議する議会の役割とのバランスを保つ必要があることの2点を踏まえますと慎重な検討が求められると考えております。

野沢議員への答弁でも申し上げさせていただいたとおり、ふれあいトークやワークショップなど市民の声を聞く機会の充実を図り、大きなイベントやハード整備における市民アンケートの実施や、検討委員会、審議会などへの市民参画機会の充実などにより、市民の声を着実に市政に反映していきたいと考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(室谷陽一郎君) 8番、三上寛了君。

○8番(三上寛了君) お答えいただきました。この部分は本当に、でも正直、僕自身も悩みながらというか、本当に反省が多いところでして、答えがまだやっぱ見えないなと思っております。そこは仕方がないので、もう試行錯誤しながら一緒にちょっと考えながら進んでいけたらいいなというふうに思っております。デリケートなところも含みますので、その辺はやはり考えながらだと思っております。

ここからちょっと、もう本当に最後ですけれども、いくつか望む点としましては、やはりその情報に関しては、これはマインドとしての考え方ですけれども、そもそもある情報に関してリスクは回避しなければいけないので、まず隠しましょうと、まず出さないでにおいて出せるやつだけ出しましょうというマインドにするのか。そ

れとも、やはりその市政としては、まず情報はそもそも出しますとけれども、リスクのある部分についてはやはりそこは出せませんという、そのどちらを取るかっていうのは結構僕はマインド的には非常に重要だと思ってて。量ではなくてね、量ではなくて、マインドとしては非常に重要だと思っていて、できるならばやはり後者。その基本は出すんだけど、やはりここは出せないというような、それはそんなんですけど、でもぜひ、そのマインドを今一度持っていたきたいなということだけ要望ですけど、もちろん持っていたいてると思うんですけど、そこだけお伝えはしたいなというふうに思っております。

また、この部分、やはりすいませんこれ理事者へのあれなんですけれども、やはりこんなこと喋っていると、僕は完全に全部議会にもはね返ってきてるなというふうに感じてまして、議会基本条例の中にもあるんです、そのようなことが。第12条、「議会は、市政に関わる重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努める」と書いてありますんで、それはやはり両輪としてやっていかなあかんというふうに思ってますんで、よろしく願いいたします。

最後になんですけれども、ここから先はもう本当に自分がこの質問を通して思ったことなんですけど、今、今回のこの質問はあくまでどちらかという空中戦ですよ。その広報も、そのSNSとか、やはりその、そういうようなものを使うっていうことを僕はお伝えしたんですけど、やっぱり本当に最も重要なのは、日常的に、例えばですけども行政と市民が触れ合う状況とか、やはりそのちゃんとお互いが見えるような場所にいれば、それだけで実はその参画とか周知が非常に難しい言葉とかイベントをしなくても自然にそばにいるものになるんじゃないかなというふうなことはやっぱり思っていて、それが本質なんではないのかなとちょっと思ったりしてます。

昨日の青柳議員の提案等々でも少し触れられてましたけれども、やはりその場ですよ。例えばコミュニティセンターであろうが、多機能自治であろうが、何でもいいんですけども、そのようなものが存在していて、その中に市民の多世代ですよ。例えば、その高齢者とか、若者、子ども、子育て世代みたいなそれぞれが必要なものがあって、行かなきゃいけない、触れ合っているっていう状況に加えて、そこにさらに行政。行政の必要機関もやはりそこに少しあって触れ合うことができる。なんなら議員もそこにいて触れ合うことができる。そのような関係性、環境っていう場作りこそが、やはりもしかしたらこれから先一番重要になってくるんじゃないのかなということ、ちょっとこの質問を考えながら思いましたんで、最後に少しお話だけさせていただきます。

ぜひこれからも、まずは広報周知に関して進めていただけたらというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（室谷陽一郎君） 以上で一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。明日からは3月18日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれの常任委員会において審査願います。

なお、本会議は3月19日に再開いたします。本日はこれをもって散会します。お疲れ様でした。

(午後3時03分)

---

地方自治法第123条の規定により署名する

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

## 第130回あわら市議会定例会議事日程

第 4 日

令和8年3月19日（金）

午前9時30分開議

### 1. 開議の宣告

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 議案第 3号 令和7年度あわら市一般会計補正予算（第9号）                            |
| 日程第 3 | 議案第 4号 令和7年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                      |
| 日程第 4 | 議案第 5号 令和7年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                     |
| 日程第 5 | 議案第 6号 令和7年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）                  |
| 日程第 6 | 議案第 7号 令和7年度あわら市水道事業会計補正予算（第3号）                          |
| 日程第 7 | 議案第 8号 令和7年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）                       |
| 日程第 8 | 議案第 9号 令和8年度あわら市一般会計予算                                   |
| 日程第 9 | 議案第10号 令和8年度あわら市国民健康保険特別会計予算                             |
| 日程第10 | 議案第11号 令和8年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算                            |
| 日程第11 | 議案第12号 令和8年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算                          |
| 日程第12 | 議案第13号 令和8年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計予算                         |
| 日程第13 | 議案第14号 令和8年度あわら市水道事業会計予算                                 |
| 日程第14 | 議案第15号 令和8年度あわら市公共下水道事業会計予算                              |
| 日程第15 | 議案第16号 令和8年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算                           |
| 日程第16 | 議案第17号 あわら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について                       |
| 日程第17 | 議案第18号 あわら市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について              |
| 日程第18 | 議案第19号 あわら市犯罪被害者等支援条例の制定について                             |
| 日程第19 | 議案第20号 あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                    |
| 日程第20 | 議案第21号 あわら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |

（裏面に続く）

- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 あわら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 あわら市食育推進会議条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 金津本陣にぎわい広場条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 あわら市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 あわら市小中学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 3 9 号 第 3 次あわら市総合振興計画基本構想の策定について
- 日程第 2 7 議案第 4 0 号 あわら市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第 2 8 陳情第 1 号 「地域医療・介護を崩壊させないために機敏な診療・介護報酬改定を求める意見書」の採択を求める陳情書
- 日程第 2 9 議案第 4 1 号 令和 7 年度あわら市一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 日程第 3 0 閉会中の継続調査の件
- 日程第 3 1 議員派遣の件

- 1 閉議の宣告
- 1 市長閉会あいさつ
- 1 議長閉会あいさつ
- 1 閉会の宣告

---

出席議員（16名）

1番	中嶋瑞希	2番	関山耕人
3番	中垣内えり香	4番	野沢裕希
5番	家上雅之	6番	南良一
7番	見澤勇三	8番	三上寛了
9番	青柳篤始	10番	島田俊哉
11番	北浦博憲	12番	堀田あけみ
13番	室谷陽一郎	14番	笹原幸信
15番	北島登	16番	卯目ひろみ

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条により出席した者

市長	森之嗣	副市長	前川嘉宏
教育長	甲斐和浩	総務部長	岡田晃昌
創造戦略部長	渡邊清宏	市民生活部長	江川嘉康
健康福祉部長	中道佐和子	経済産業部長	中嶋英一
土木部長	大味雅彦	土木部理事	松井義弘
教育部長	山下綱章	会計管理者	早見孝枝
監査委員事務局長	常廣由美	芦原温泉上水道財産区管理者	高橋啓一

---

事務局職員出席者

事務局長	東俊行	事務局長補佐	吉田さゆり
主査	鍛川昂志		

---

◎開議の宣告

○議長（室谷陽一郎君）これより、本日の会議を開きます。

○議長（室谷陽一郎君）本日の出席議員数は、16名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（室谷陽一郎君）本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前9時30分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（室谷陽一郎君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番、青柳篤始君、10番、島田俊哉君の両名を指名します。

---

◎議案第3号から議案第16号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

○議長（室谷陽一郎君）日程第2から日程第15までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、予算決算常任委員会に付託し、審査願っておりますので、予算決算常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君）12番、堀田 あけみ君。

○12番（堀田あけみ君）予算決算常任委員会に付託されました案件の審査の報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案14件について、二つの分科会を設置し、所管事項について慎重に審査、調査いたしました。

これを受け、委員会を開催し、各分科会長から調査の報告を求め、審査の結果、議案第9号令和8年度あわら市一般会計予算は賛成多数、そのほかの議案については賛成全員でいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。調査の過程で議論されました主な質疑を申し上げます。

初めに、議案第3号、令和7年度あわら市一般会計補正予算(第9号)について、調査の過程で議論されました主な質疑を申し上げます。

まず、監理課所管について申し上げます。庁舎非常用発電機更新事業の2億558万3千円の繰越明許費の設定について、委員からは、非常用発電機の設置場所や工事の状況はどうなっているかとの質疑があり、理事者からは、南側駐車場に建屋を設置し、その中に設置する予定であり、地下埋設物の確認や検討などに時間を要したため、繰越明許費として計上しているとの答弁がありました。

次に、政策広報課所管について申し上げます。休校利活用事業の794万1千円の減額について、委員からは、地域おこし協力隊の募集が見送られた理由は何かとの

質疑があり、理事者からは、地域の将来像や活用の方向性について地域住民との協議を重ねてきたが、方向性を明確に出来なかったため、地区側の判断により募集を見送ったとの答弁がありました。

次に、市民協働課所管について申し上げます。ふるさとあわらサポート基金事業の6,783万円の減額について、委員からは、ふるさと納税返礼品の先行予約において、実際に提供できない場合の対応や、今後の寄付者確保の考え方についての質疑があり、理事者からは、天候等の影響で返礼品の提供が難しい場合は代換品への変更など個別に調整して対応していることや、今後は新規寄付者の獲得に加え、リピーター確保や県外での出向宣伝などにも取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、市民課所管について申し上げます。戸籍振り仮名法制化事業の32万4千円の減額について、委員からは、戸籍の振り仮名を変更して欲しいという申し出もあったのかとの質疑があり、理事者からは、市役所に行かなくても変更できるシステムになっているのでかなりあったとの答弁がありました。

次に、福祉課所管について申し上げます。生活保護給付事業の1,920万円の増額について、委員からは、最高裁判決を踏まえた生活扶助費の追加支給について、財源は国が全額負担しないのかとの質疑があり、理事者からは、生活保護制度は国が決定するものであるが、自治体の責任で支給を行う仕組みであるので、市も4分の1を負担することになっており、今回も市の負担分に対する国の補てんはないとの答弁がありました。

次に、健康長寿課所管について申し上げます。福祉避難所整備事業の50万円の増額について、委員から補助金の具体的な用途は何かとの質疑があり、理事者からは、施設において発電機の導入を考えているとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管について申し上げます。委員からは、松くい虫被害総合対策事業89万5千円の減額について、被害が少ないため予算が減額となったとのことだが、どのような基準で被害が少ないと判断しているのかとの問いがありました。理事者からは、現地を目視で確認して判断している。想定よりも被害が少なかった地区の予算を精査し、補正を行ったものであるとの答弁がありました。

次に、商工労働課所管について申し上げます。なりわい再建上乘せ支援金836万5千円の減額について、委員からは、これまでの支出実績と今回予算を減額した理由は何かとの問いがありました。理事者からは、令和6年度は約3,300万円、令和7年度は約1,663万円を支出しており、県への相談件数を踏まえて実績を精査した結果、不用額を整理したものであるとの答弁がありました。

次に、建設課所管について申し上げます。社会資本整備総合交付金事業（名泉郷

冠水対策) 2,405万円の減額に関連して、委員からは、事業の完了見込みについての問いがありました。理事者からは、国庫補助の内示額が当初の要求を下回ったため、2か年分を前倒しして実施する計画を年度内の実施分のみに縮小したものであるが、事業自体は継続して進めていくとの答弁がありました。

最後に、教育総務課所管について申し上げます。授業支援ソフト及びドリル教材ソフト利用料に関して、小学校分153万9千円の減額と中学校分66万6千円の減額について、委員からは、どのようなシステムを契約したのかとの問いがありました。これに対し、理事者からは、ドリル系ソフトについて、より安価でAI機能を備えたソフトへの切り替えを行った。毎年刷新されるドリル系ソフトの調査・検討を重ねながら効率的なICT環境の整備に努めているとの答弁がありました。

なお、そのほかの所管課については、特段の質疑はございませんでした。

次に、議案第4号、令和7年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について委員からは、国民健康保険ヘルスアップ事業の50万円の減額について、受診率は上がっているのかとの質疑があり、理事者からは、受診率は前年より若干増加しているとの答弁がありました。

次に、議案第5号、令和7年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、後期高齢者システム改修事業の160万1千円の増額について、委員からは、子ども・子育て支援金制度について、支援金の徴収方法についての質疑があり、理事者からは、加入している医療保険の保険料に上乗せする形で、公的医療保険料と一括して徴収されるとの答弁がありました。

次に、議案第6号、令和7年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)については特段の質疑はございませんでした。

次に、議案第7号、令和7年度あわら市水道事業会計補正予算(第3号)について、調査の過程で議論されました主な質疑を申し上げます。あわら市の水道事業会計補正予算全体について、委員からは、収入と支出を差し引くと、一見赤字に見える。市の補填が入っていて黒字なら、実質赤字ということかとの問いがありました。これに対し、理事者からは、そのとおりであり、高料金対策補助金を受けているので、実質的には収入が不足している状況である、との答弁がありました。

次に、議案第8号、令和7年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について、調査の過程で議論されました主な質疑を申し上げます。工事請負費7,067万1千円の減額について、委員からは、汚水管渠布設工事ができなかったのかとの問いがありました。これに対し理事者からは、近年の国の予算配分が地震対応や国土強靱化などの維持管理系事業に重点化されており、新規の汚水管整備事業への予算が付きにくくなっている。令和7年度の内示額が当初要求の4割にとどまった

ことから、今年度の工事着手を見送ったものであるとの答弁がありました。

次に、議案第9号、令和8年度あわら市一般会計予算について、所管課ごとの主な質疑について申し上げます。

まず、総務課所管について申し上げます。集落活性化事業補助金の1,000万円について、委員からは、制度の周知不足ということはないのかとの質疑があり、理事者からは、区長会などを通じて制度の周知を行い、地域活動の活性化につながるよう活用を促しているとの答弁がありました。

次に、危機管理課所管について申し上げます。防犯カメラ設置事業補助金の60万円について、委員からは、設置状況や事業の目的についての質疑があり、理事者からは、令和8年度は6地区での設置が予定されており、犯罪抑止を目的として地域の防犯力向上を図ることを目的にしているとの答弁がありました。

次に、財政課所管について申し上げます。予算規模の拡大と人件費の構成比について、委員からは、人件費の割合は下がったのではないのかとの質疑があり、理事者からは、令和7年度は17.6パーセントであったが、令和8年度は16パーセントとなり、1.6ポイント減少しているとの答弁がありました。

次に、監理課所管について申し上げます。公用車管理事業の1,029万3千円について、委員からは、公用車の利用状況はどうなっているのかとの質疑があり、理事者からは、監理課所管の公用車の利用率は約60パーセントで一定の余裕があり、使用していない車両の整理などを進めながら効率的な運用を図っていくとの答弁がありました。

次に、政策広報課所管について申し上げます。福井ふるさと茶屋整備支援事業補助金の1,090万円について、委員からは、事業内容や継続性、事業主体の体制などはどうなっているのかとの質疑があり、理事者からは、金津まちなか創成会が事業主体となり、地域住民の交流拠点として整備するとともに、まち歩きの拠点として活用するものであり、今後も事業の継続性や運営体制を確認しながら進めていくとの答弁がありました。

次に、市民協働課所管について申し上げます。空き家対策事業の4,779万8千円について、委員からは、空き家情報バンクを活用した移住支援や管理不全空き家への対応はどうしているのかとの質疑があり、理事者からは、空き家情報バンク掲載物件を対象に補助を行っていることや、管理不全空き家については、令和7年度に実施した調査結果を踏まえ、空き家協議会の意見を得ながら認定や空き家対策計画の改定を進めていくとの答弁がありました。

次に、生活環境課所管について申し上げます。乗合タクシー事業の4,285万6千円について、委員からは、利用実績や車椅子利用者への対応についての質疑があ

り、理事者からは、アプリとLINEによる予約率は当初約20パーセントから直近の2月には31パーセントまで増えており、また丸岡のバス停留所までの利用実績は、乗車が129人で降車が151人となっている。また、車椅子利用については、介助者同伴や予約時の申し出により調整しているが、対応は各タクシー会社の運用による部分もあるとの答弁がありました。

次に、福祉課所管について申し上げます。障がい者の基幹相談支援センター事業委託料の750万円について、委員からは、令和7年度から市単独で設置した効果は出ているのかとの質疑があり、理事者からは、より身近で相談しやすい体制となり、委託相談事業所への後方支援も含め良い体制になっているとの答弁がありました。

次に、子育て支援課所管について申し上げます。子どもの遊び場整備事業の9億4万9千円について、委員からは、備品購入費に含まれるおもちゃや遊具はどのように決定したのかとの質疑があり、理事者からは、基本計画を策定した段階で市民の要望は聞いており、また今後もアンケートの実施を含めた市民の要望を聞いて決定していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、健康長寿課所管について申し上げます。雲雀ヶ丘寮の照明LED整備リース料の485万8千円について、委員からは、市がリース契約の主体となり、リース料金については、雲雀ヶ丘寮から同額を寄付金として受け入れる会計処理や実際の電気料の削減が当初見込みのおりとなっているのかとの質疑があり、理事者からは、リース料金以上に電気料を削減できる前提でリース業者と調整し契約内容を設定しているとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管について申し上げます。排水機場管理経費3,613万5千円について、委員からは、年度によって予算の増減が大きい理由と、管理している11機場の中長期的な修繕・更新計画についての問いがありました。理事者からは、毎年の点検結果に基づき、国や県の有利な財源を活用しながら事業を計画しているため増減が生じるものであるが、老朽化した機場については順次、県の湛水防除事業等により更新を進めており、それまでの間は毎年の点検により適切に維持管理していくとの答弁がありました。

次に、商工労働課所管について申し上げます。シルバー人材センター運営事業補助980万円について、委員からは、物価高騰や最低賃金上昇の影響による課題の把握と今後の支援方針についての問いがありました。理事者からは、人件費の上昇に伴い増額を検討したが、国の補助増額要件を当年度に満たすことが難しかったため今回は見送った。一方で、当市ではJAとの連

携等により会員数が増加傾向にあることから、令和9年度には国・県の補助増額を見込んで運営補助金の引き上げを検討したいとの答弁がありました。

次に、観光振興課所管について申し上げます。観光まちづくり推進事業 3,897万4千円 について、委員からは、委託業者への委託料に見合う成果と、今後の地元との連携体制についての問いがありました。理事者からは、昨年度の社会実験を通じて夜間景観の向上や回遊性の確保といった課題や成果が明確になった。一方で行政が全面に出ていた反省を踏まえ、今後は地元の事業者、市民、観光協会、行政が一体となるような協力体制や組織体制の構築を、委託業者からの支援を受けながら進めていく。また、「滞在型」の温泉街を目指し、情報発信拠点や夜間景観の整備設計を住民の理解を得ながら進めていくとの答弁がありました。

次に、建設課所管について申し上げます。竹田川周遊エリア整備事業5,720万円 について、委員からは、周辺道路の舗装化や公園整備による賑わい創出の考え方についての問いがありました。理事者からは、新幹線駅から駅前児童公園までの動線をカラー舗装で確保し、来訪者を竹田川沿いの風景を楽しめる拠点へ導きたい。また、イベント時の利便性を高めるため、電源や給排水設備を確保するとともに、地元団体と連携した管理運営を検討していくとの答弁がありました。

次に、教育総務課所管について申し上げます。地域と進める体験推進事業補助金20万円について、委員からは、県の補助期間終了に伴い市単独での補填を廃止した理由と、今後のふるさと教育継続・充実のためには、こうした基礎的経費の確保が不可欠であることから、補正予算等による対応を求めることについての問いがありました。理事者からは、事業の重要性は認識しているが、今回は県の補助対象となる分のみを計上した。補助対象外となる学校についても、既存のバス委託予算の調整や学校現場の工夫により、体験活動を継続できるよう最大限サポートしていくとの答弁がありました。

次に、文化学習課所管について申し上げます。図書館活動事業794万6千円について、委員からは、物価高騰により本が値上がりする中、市民や子どもたちが取り入れてほしい本や買ってほしい本のリクエストをどのように吸い上げているのかとの問いがありました。理事者からは、リクエストについてはインターネットや窓口で常時受け付けており、購入や提携している近隣図書館からの取り寄せにより柔軟に対応しているとの答弁がありました。

最後に、スポーツ課所管について申し上げます。スポーツ施設指定管理料 2,185万8千円に関して、委員からは、令和8年度からあわらトリムクラブへの指定管理へ移行するにあたり、会計業務等を含めて人材が固定化しないよう、また、子どもを預かる業務という観点からも、人事に関して定年制の導入や協議の上、選任するなどの対策をして欲しいとの意見がありました。理事者からは、職員について

は、市職員としての人事規定に沿って行うことになるので、定年制導入を考えている。また、職員の採用についても、事務局長だけではなく、理事会という意思決定機関に市職員として教育部長またはスポーツ課長が入る予定であるので、その辺りでもしっかり関わっていきたい、との答弁がありました。

なお、そのほかの所管については、特段の質疑はございませんでした。

次に、議案第10号、令和8年度あわら市国民健康保険特別会計予算について委員からは、国民健康保険税について、県内での保険税水準の統一はどうかとの質疑があり、理事者からは、令和12年度の県内統一に向けて現在調整を進めているとの答弁がありました。

次に、議案第11号、令和8年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号、令和8年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算、議案第13号、令和8年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計予算については特段の質疑はございませんでした。

次に、議案第14号、令和8年度あわら市水道事業会計予算について、調査の過程で議論されました主な質疑を申し上げます。

AI水道管路劣化診断業務1,588万4千円について、委員からは、導入後のシステムのランニングコストについての問いがありました。これに対し、理事者からは、本予算は診断業務を委託して水道管の劣化状況を把握し、更新の優先順位を決めるための費用であり、導入後に継続的なシステム維持費等のランニングコストが発生するものではないとの答弁がありました。

次に、議案第15号、令和8年度あわら市公共下水道事業会計予算、議案第16号、令和8年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算については特段の質疑はございませんでした。

以上、予算決算常任委員会の報告といたします。

○議長（室谷陽一郎君） これより、予算決算常任委員長の報告に対する総括質疑を許可します。

○議長（室谷陽一郎君） 質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、日程第2から日程第15までの討論、採決に入ります。

---

○議長（室谷陽一郎君） 議案第3号、令和7年度あわら市一般会計補正予算（第9号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。
- 議長（室谷陽一郎君） これより、議案第3号を採決します。  
本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。  
（賛成・反対者ボタンにより表決）
- 議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。
- 議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。  
したがって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。
- 

- 議長（室谷陽一郎君） 議案第4号、令和7年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。
- 議長（室谷陽一郎君） これより、議案第4号を採決します。  
本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。  
（賛成・反対者ボタンにより表決）
- 議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。
- 議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。  
したがって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。
- 

- 議長（室谷陽一郎君） 議案第5号、令和7年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。
- 議長（室谷陽一郎君） これより、議案第5号を採決します。  
本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。  
委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。  
（賛成・反対者ボタンにより表決）
- 議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。
- 議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。  
したがって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。
-

○議長（室谷陽一郎君） 議案第6号、令和7年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第6号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

-----

○議長（室谷陽一郎君） 議案第7号、令和7年度あわら市水道事業会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第7号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

-----

○議長（室谷陽一郎君） 議案第8号、令和7年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第8号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認めます。表決を確定します。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長（室谷陽一郎君） 議案第9号、令和8年度あわら市一般会計予算について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 2番、関山 耕人君。反対討論ですか。

○2番（関山耕人君） はい。

議長のお許しをいただきましたので、本議案に対し、反対の立場で討論いたします。観光振興課所管の観光まちづくり推進事業推進事業について申し上げます。まず私は、芦原温泉街の活性化や社会実験そのものについては賛成です。本市において必要な取り組みであると認識しています。しかし、今回懸念している点が二つあります。一つ目は、進め方です。これまでの事業案は、行政とコンサルタントで練ったものを市民に説明する、いわばトップダウン型の進め方になっていたと感じています。本来は市民が主体となって議論し、その方向性を行政が実現していく。そして、コンサルはあくまで補助的な役割を担うべきだと考えます。それがまち作りのあるべき形ではないのでしょうか。しかし今回、その順番が逆になっていたのではと感じています。その結果、市民がプロセスに十分に関わっていない状態になっていたのではないのでしょうか。また、前回の社会実験の検証やブラッシュアップが十分とは言えない中で、今回また行うことには疑問があります。3800万円という予算をかける以上、費用対効果を最大限発揮できる体制を整えてから実施すべきです。令和8年度に無理に実施するのではなく、一度立ち止まり、準備期間を設けた上で、令和9年度での実施を検討すべきではないのでしょうか。

そしてもう一点、このまま可決してしまうとこの進め方自体が前例として残ります。9月議会の一般質問でもお答えいただいた通り、今後、吉崎や北潟地区、創作の森や芦原温泉駅周辺でも同様のまち作りが進められる中で、市民主体ではない形が展開されていく可能性があります。それは市長の掲げる「つながる あわら」という理念に反していないのでしょうか。今回の社会実験を通じて、私達は今の子どもたちや孫の世代のことまで考える。大事な時期だと思います。だからこそ今立ち止まって丁寧に進めるべきだと考えています。繰り返しますが、この事業に反対しているのではなく、進め方に反対しています。本事業の目的自体は重要であり、適切なプロセスを経て実施されるのであれば、十分に意義あるものとなり得ます。よって、執行部におかれましては、今後の事業推進に当たり、市民主体のプロセスを確保するための具体的な仕組みの見直し、そして委員会のあり方の是正について強く求めるものであります。以上の理由から、本議案に反対いたします。委員の皆様にはご賛同いただけますと幸いです。

○議長（室谷陽一郎君） 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） これで討論を終わります。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第9号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成多数です。

したがって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

-----  
○議長（室谷陽一郎君） 議案第10号、令和8年度あわら市国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第10号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

-----  
○議長（室谷陽一郎君） 議案第11号、令和8年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第11号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定します。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（室谷陽一郎君） 議案第12号、令和8年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第12号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（室谷陽一郎君） 議案第13号、令和8年度あわら市公共用地先行取得事業特別会計予算について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第13号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定します。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（室谷陽一郎君） 議案第14号、令和8年度あわら市水道事業会計予算について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第14号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（室谷陽一郎君） 議案第15号、令和8年度公共下水道事業会計予算について、  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第15号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（室谷陽一郎君） 議案第16号、令和8年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第16号を採決します。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定します。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎議案第17号から陳情第1号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

○議長（室谷陽一郎君） 次に、日程第16から日程第28までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

○議長（室谷陽一郎君） 初めに、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 10番、島田俊哉君。

○10番（島田俊哉君） それでは総務厚生常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月9日、3月10日、3月16日、理事者の出席を求め、当委員会に付託されました、議案第17号、あわら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてをはじめ、議案9件について、慎重に審査いたしました。

審査の結果、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、全て賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、陳情第1号、地域医療・介護を崩壊させないために機敏な診療・介護報酬改定を求める意見書の採択を求める陳情書については、挙手採決の結果、賛成多数で趣旨採択とすべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項を申し上げます。

まず、議案第17号、あわら市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、委員からは、デジタルによる公示におけるインターネット公開時の個人情報の取扱いについて質疑があり、理事者からは、インターネットでの公表を前提としつつ書面掲示も併用し、掲示内容については他自治体の事例も参考に適切に運用していくとの答弁がありました。

次に、議案第19号、あわら市犯罪被害者等支援条例の制定について、委員からは、遺族見舞金の支給対象となる遺族の順位や支給方法についての質疑があり、理事者からは、配偶者、子、父母などの順位で遺族の中から1名に支給し、申請書や戸籍等で確認のうえ、警察とも情報共有し支給決定するとの答弁がありました。

次に、議案第20号、あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、委員からは、子ども・子育て支援金制度に係る納付金分について、応益割の均等割について課税方法についての質疑があり、理事者からは、均等割の600円は加入者人数に応じて課税されること、また、子ども子育て支援納付金分の課税限度額は3万円とする予定であるとの答弁がありました。なお、この子ども子育て支援金制度にかかる納付金分につきましては、低所得者に対する7割5割2割の軽減措置がございますので、国保税と同様にその軽減措置が適用されるということを申し添えたいと思います。

次に、陳情第1号「地域医療・介護を崩壊させないために機敏な診療・介護報酬改定を求める意見書」の採択を求める陳情書について、委員からは、地域医療や介護等の現場が厳しい状況にあることは十分認識しているが、診療報酬や介護報酬等の物価高騰などへの対応を含めた見直しの議論が進められており、報酬改定の前倒しの動きもあることから、その動向を注視する必要があるとの意見がありました。

なお、そのほかの議案については特段の意見はございませんでした。

以上、総務厚生常任委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果を報告いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 続きまして、産業建設教育常任委員長の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 8番、三上寛了君。

○8番（三上寛了君） それでは産業建設教育常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月11日から13日、16日に理事者の出席を求め、当委員会に付託されました。議案第24号、金津本陣にぎわい広場条例を廃止する条例の制定について、議案第25号、あわら市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例を廃止する条例の制定について、議案第26号、あわら市小中学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、の議案3件について、慎重に審査いたしました。

審査の結果、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、全て賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項を申し上げます。

まず、議案第24号及び議案第25号については特段の意見はありませんでした。

次に、議案第26号について、委員からは、体育館の利用者が空調を使用するかどうか選択できるのか、また二つの団体が体育館の半面ずつを使う場合、空調の使用料の負担はどのようになるのか、との問いがありました。これに対し、理事者からは、空調の使用は選択できる。体育館は全面での予約であり半面の予約には対応していないとの答弁がありました。

以上、産業建設教育常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果を報告いたします。

○議長（室谷陽一郎君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許可します。

○議長（室谷陽一郎君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、日程第16から日程第28までの討論、採決に入ります。

-----  
○議長（室谷陽一郎君） 議案第17号、あわら市行政手続き条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第17号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定します。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（室谷陽一郎君） 議案第18号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第18号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定します。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（室谷陽一郎君） 議案第19号、あわら市犯罪被害者等支援条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第19号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（室谷陽一郎君） 議案第20号、あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第20号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長 (室谷陽一郎君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (室谷陽一郎君) 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長 (室谷陽一郎君) 賛成全員です。

したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

○議長 (室谷陽一郎君) 議案第21号、あわら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (室谷陽一郎君) 討論なしと認めます。

○議長 (室谷陽一郎君) これより、議案第21号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長 (室谷陽一郎君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (室谷陽一郎君) 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長 (室谷陽一郎君) 賛成全員です。

したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

○議長 (室谷陽一郎君) 議案第22号、あわら市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (室谷陽一郎君) 討論なしと認めます。

○議長 (室谷陽一郎君) これより、議案第22号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長 (室谷陽一郎君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (室谷陽一郎君) 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長 (室谷陽一郎君) 賛成全員です。

したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

○議長 (室谷陽一郎君) 議案第23号、あわら市食育推進会議条例を廃止する条例の制定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第23号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

-----  
○議長（室谷陽一郎君） 議案第24号、金津本陣にぎわい広場条例を廃止する条例の制定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第24号を採決します。

本案に対する産業建設教育常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

-----  
○議長（室谷陽一郎君） 議案第25号、あわら市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例を廃止する条例の制定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第25号を採決します。

本案に対する産業建設教育常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（室谷陽一郎君） 議案第26号、あわら市小中学校施設の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第26号を採決します。

本案に対する産業建設教育常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（室谷陽一郎君） 議案第39号、第3次あわら市総合振興計画基本構想の策定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第39号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

○議長（室谷陽一郎君） 議案第40号、あわら市過疎地域持続的発展計画の策定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第40号を採決します。

本案に対する総務厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長 (室谷陽一郎君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (室谷陽一郎君) 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長 (室谷陽一郎君) 賛成全員です。

したがって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

○議長 (室谷陽一郎君) 陳情第1号、「地域医療・介護を崩壊させないために機敏な診療・介護報酬改定を求める意見書」の採択を求める陳情書について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (室谷陽一郎君) 討論なしと認めます。

○議長 (室谷陽一郎君) これより、陳情第1号を採決します。

この陳情に対する総務厚生常任委員長の報告は趣旨採択であります。

委員長のとお趣旨採択とすることに賛成または反対のボタンを押してください。

(賛成・反対者ボタンにより表決)

○議長 (室谷陽一郎君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (室谷陽一郎君) 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長 (室谷陽一郎君) 賛成全員です。

したがって、陳情第1号は、趣旨採択することに決定しました。

---

◎議案第41号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

○議長 (室谷陽一郎君) 日程第29、議案第41号、令和7年度一般会計補正予算(第10号)を、議題とします。

○議長 (室谷陽一郎君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (室谷陽一郎君) 市長、森 之嗣君。

○市長 (森 之嗣君) ただいま上程されました、議案第41号、令和7年度一般会計補正予算(第10号)について提案理由を申し上げます。

議案第41号「令和7年度あわら市一般会計補正予算(第10号)」につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ1,300万円を追加し、予算の総額を206億6,337万9千円とするものであります。

それでは、歳出について申し上げます。

民生費では、生活保護扶助費で、生活保護医療扶助費1,300万円を計上しております。

続きまして、歳入について申し上げます。

国庫支出金では、民生費国庫負担金で、生活保護費負担金975万円を計上しております。

繰入金では、財政調整基金繰入金 325 万円を計上しております。

このほか、繰越明許費につきまして、農林水産業費の農業費で、湛水防除事業負担金 3,863 万 9 千円を、3,984 万 8 千円に補正しております。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室谷陽一郎君） 上程議案に対する総括質疑を許可します。

○議長（室谷陽一郎君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） ただいま議題となっております議案第 41 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますがご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 異議なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより討論、採決に入ります。

○議長（室谷陽一郎君） 議案第 41 号、令和 7 年度あわら市一般会計補正予算（第 10 号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（室谷陽一郎君） これより、議案第 41 号を採決します。

○議長（室谷陽一郎君） 本案は、原案のとおり決定することに賛成または反対のボタンを押してください。

（賛成・反対者ボタンにより表決）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 表決漏れなしと認め、表決を確定いたします。

○議長（室谷陽一郎君） 賛成全員です。

したがって、議案第 41 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の件

○議長（室谷陽一郎君） 日程第 30、閉会中の継続調査の件を議題とします。

産業建設教育常任委員長から、会議規則第 104 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

○議長（室谷陽一郎君） お諮りします。

産業建設教育常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定し

ました。

---

◎議員派遣の件

○議長（室谷陽一郎君） 日程第31、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件につきましては、お手元に配布した資料のとおりであります。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 異議なしと認めます。

よって、資料のとおり派遣することに決定しました。

なお、諸般の事情により派遣事項に変更が生じた場合は、議長に一任を願います。

---

◎閉議の宣告

○議長（室谷陽一郎君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これにて、会議を閉じます。

---

◎市長閉会挨拶

○議長（室谷陽一郎君） 閉会に当たり、市長より発言の申出がありますので、これを許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（室谷陽一郎君） 市長、森 之嗣君。

○市長（森 之嗣君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、3月2日の開会以来、18日間にわたり、提案いたしました議案につきまして慎重にご審議を賜りました。

また、全ての議案について妥当なるご議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

先ほど議決されました総額198億3千万円に上る令和8年度一般会計予算をはじめ、各会計の執行に当たりましては、議員各位から賜りました貴重なご意見・ご指摘を十分踏まえ、全力で取り組んでまいります。

令和8年度当初予算につきましては、私の就任直後であったことから骨格予算を基本として編成いたしました。喫緊の課題への対応を最優先に、必要な事業について可能な限り計上しております。

現在、物価高騰の長期化、大規模自然災害の頻発、少子高齢化の進行など、私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変化しております。

こうした多様で複雑な課題に、迅速かつ的確に対応していくことが、これからの市政運営において強く求められているものと認識しております。

このため、来年度は当初予算の柱である1、子どもから高齢者まで住み続けたいなるまちづくり、2、魅力と活力あふれるまちづくり、3、安全・安心の持続可能なまちづくり、4、新幹線効果を持続させるまちづくり、この4項目を着実に推進し、職員と力を合わせ、あわら市の発展としあわせの倍増の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

令和7年度もあと10日余りとなりました。  
年度末を迎え、何かとご多忙の時期とは存じますが、議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛のうえ、引き続き本市の発展のためにご活躍されますことを心よりご祈念申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶といたします。ありがとうございます。

---

◎議長閉会挨拶

○議長（室谷陽一郎君） 第130回あわら市議会3月定例会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

昨年の改選から初めての当初予算等の審議に当たり、活発で真剣な議論が行われてまいりました。議長として議論する議会、開かれた議会をテーマに、議会運営を務めてまいりましたが、今定例会におきましても、皆様とともに少しずつではありますが、進めることができたと受け止めております。また一方におきましては議会運営等における不備、問題点も見受けられました。理事者のご理解をいただきながら、原則、規則に基づきながら改善してまいりたいと思っております。閉会中におきましても、各常任委員会並びに特別委員会においては、それぞれの所管事項に基づき、調査研究や現地調査など、積極的な閉会中活動が継続され、議会の政策提言力を高めていただけることと、そしてまた、私も含めてですが、議員各自が資質向上のために日々精進していただくことを願い、期待しております。

最後に、執行部におかれましては、本定例会議を通じ、議会運営にご協力を賜りましたこと、改めて感謝申し上げます。地域と市民のため、それぞれの立場でご尽力いただきますようお願い申し上げます。議会の閉会の挨拶といたします。

---

◎閉会の宣告

○議長（室谷陽一郎君） これをもちまして、第130回あわら市議会定例会を閉会いたします。

（午前10時41分）

---

地方自治法第123条の規定により署名する

令和8年 月 日

議 長

署名議員

署名議員